

平成22年7月改定版

自動車総合保険

[ご契約のしおり]

SUP

普通保険約款および特約



株式会社 損害保険ジャパン

はじめに

内容のご確認を

この「ご契約のしおり」は、損保ジャパンのSUP（自動車総合保険）契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ内容をご確認ください。

保 管 は

ご契約いただいた後は、ご契約満了まで大切に保管してくださいますようお願いいたします。

ご質問ご要望などは

わかりにくい点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

- 1 保険契約締結後 1 か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 2 新たに自動車保険にご加入になる場合、またはご契約の自動車を入れ替えられる場合は、ご契約の自動車の正確な確認による適正な保険料およびその割引・割増の適用のため、資料として自動車検査証または登録事項等証明書の写しのご提出をお願いしています。
なお、資料のご提出をお願いする自動車は、自動車検査（いわゆる「車検」）の対象となっている登録自動車および検査対象軽自動車です。
所有権留保条項付売買契約により取得された自動車およびリース自動車の場合などに必要となるその他の資料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 3 1 台の自動車に複数のご契約はできません。
- 4 保険金・返れい金などの支払に関する留意事項について
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月間に発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 5** 共同保険契約について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 6** 取扱代理店について
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 7** 契約申込みの撤回（クーリングオフ）について
ご契約者が個人の方で、かつ「保険期間が1年超」の場合は、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回（クーリングオフ）をすることができます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 8** ご契約の内容は、自動車総合保険普通保険約款および特約によって定まります。必ず52ページ以降の普通保険約款・特約もお読みください。

一般のご契約では、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、ご契約の前の契約の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数などを保険料に反映させる等級別料率制度※1が採用されています。

この等級別料率制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社などを変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合に、損害保険会社などの間で、ご契約の前の契約の等級および保険事故の有無・件数などの確認を行っています※2。

また、自動車事故などの場合に、保険金支払が迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社などの間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況などについて、確認を行っています※3。

確認内容については、上記の目的以外には用いません。ご不明の点は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

※1 等級別料率制度については、「ノンフリート等級別料率制度」(47ページ)をご確認ください。

※2 具体的には、保険契約者名・被保険者名(保険契約の補償の対象になる方のお名前)・ご契約の自動車の所有者名・ご契約の自動車の登録番号・ご契約の前の契約の適用等級ならびに保険事故の有無および件数などの項目について確認を行っています。

※3 具体的には、事故発生の場合にその事故に関係してご契約されている損害保険の種類・保険契約者名・被保険者名(保険契約の補償の対象になる方のお名前)・受傷者名(事故の相手の方のお名前)・ご契約の自動車の登録番号・事故の相手自動車の登録番号・事故発生日・事故発生地・扱い損害保険会社などの項目について確認を行っています。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

損保ジャパンホームページ
<http://www.sompo-japan.co.jp>

アクセス方法

トップページの「個人情報保護宣言」からアクセスしてください。

	ページ
普通保険約款・特約一覧表	5
ご契約にあたって	
自動車の保険について	11
約款について	
1 約款とは	13
2 約款をご覧くださいにあたっての注意事項	15
3 用語のご説明	16
SUPの補償内容	
1 基本的な補償内容（普通保険約款）	
対人賠償責任保険	19
対物賠償責任保険	20
人身傷害補償保険	21
車両保険	23
2 主な特約の概要	25
3 保険金をお支払いできない主な場合	35
保険料のお支払いについて	37
ご契約時にご注意いただきたいこと	38
ご契約後にご注意いただきたいこと	44
普通保険約款および特約	
普通保険約款	54
特約	121
損保ジャパンのサービスと相談窓口	
ロードアシスタンス（スーパー安心サポート）	267
損保ジャパンのWEBサービス	269
相談窓口	270
索引	273

普通保険約款・特約一覧表

約款の内容は下記のページでご確認いただけます。

普通保険約款

約款番号		ページ
1-1	第1章 対人賠償責任条項	54
1-2	第2章 対物賠償責任条項	60
1-3	第3章 人身傷害補償条項	67
1-4	第4章 車両条項	74
1-5	第5章 基本条項	80

特 約

運転者の範囲に関わる特約

2-1	運転者年齢条件特約	122
2-2	運転者限定特約	123

相手への賠償に関わる特約

3-1	対人臨時費用対象外特約	124
3-2	自賠責適用除外車対人賠償特約	124
3-3	対物全損時修理差額費用特約	124
3-4	レンタカーの対物賠償保険に関する特約★	125
3-5	けん引自動車の対物賠償保険に関する特約	126

ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

4-1	人身契約自動車搭乗中のみ特約	127
4-2	バスの人身保険金支払特約★	127
4-3	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)	127
4-4	搭乗者傷害特約(日額払)	132
4-5	搭乗者傷害特約(医療保険金なし)	136
4-6	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	139
4-7	バスの搭乗者傷害保険金支払特約★	139
4-8	地震・噴火・津波搭乗者傷害特約	140
4-9	無保険車傷害特約★	141
4-10	自損事故傷害特約★	145

- 表記の名称は保険証券※に記載される名称です。
正式名称と異なる場合は、⇒以降が正式名称です。
※保険証券には、保険契約継続証および変更手続き完了のお知らせ(兼異動承認書)を含みます。
- ★はご契約の内容により **自動セット** となる特約です。
自動セット となる対象契約(条件)については25ページ以降をご確認ください。

ご自身の自動車の補償に関わる特約

約款番号		ページ
5-1	車両価額協定特約★	149 ☐
5-2	車両価額協定不適用特約	151 ☐
5-3	車両新価特約	151 ☐
5-4	車両全損修理時特約	154 ☐
5-5	車対車自己負担なし特約	154 ☐
5-6	リースカーの車両費用保険特約	155 ☐
5-7	車両費用保険の修理費優先支払特約	159 ☐
5-8	地震・噴火・津波車両損害特約	160 ☐
5-9	車対車衝突危険限定特約	160 ☐
5-10	車両危険限定特約(A)	161 ☐
5-11	車両危険限定特約(B)	161 ☐
5-12	車両臨時費用対象外特約	162 ☐
5-13	契約自動車の盗難事故対象外特約	162 ☐
5-14	車両保険の適用範囲に関する特約★	162 ☐
5-15	ブーム対象外特約	163 ☐
5-16	事故時代車費用特約	164 ☐
5-17	宿泊・移動費用特約★	165 ☐
5-18	休車費用特約	166 ☐

普通保険約款・特約一覧表

約款の内容は下記のページでご確認いただけます。

その他の補償などに関わる特約

約款番号	ページ
6-1 等級プロテクト特約	168
6-2 他車運転特約★	168
6-3 他車運転特約(二輪・原付)	171
6-4 臨時代替自動車特約★	173
6-5 ファミリーバイク特約(人身)	176
6-6 ファミリーバイク特約(自損)	177
6-7 車両積載動産特約	183
6-8 弁護士費用特約	187
6-9 個人賠償責任特約	191
6-10 受託貨物賠償責任特約	196
6-11 安全運転教育費用特約	199
6-12 搭乗中の犯罪被害傷害特約	199
6-13 積載中の売上金盗難特約	202
6-14 個人情報対策費用特約	204

保険料のお支払いに関わる特約

7-1 保険料一括払特約	206
7-2 保険料一括払特約(即時払)	209
7-3 保険料分割払特約	210
7-4 保険料分割払特約(大口口座振替)	214
7-5 保険料分割払特約(大口)	217
7-6 保険料分割払特約(長期契約)	220
7-7 初回口座振特約 ⇒初回保険料口座振替特約	225
7-8 クレジットカード払特約	226
7-9 新クレジットカード払特約 ⇒クレジットカード払特約(登録方式)	227
7-10 初回追加保険料30日猶予特約	228

団体扱・集団扱に関わる特約

8-1 団体扱分割払特約(一般A) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般A)	229
8-2 団体扱分割払特約(一般B) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般B)	231

- 表記の名称は保険証券※に記載される名称です。
正式名称と異なる場合は、⇒以降が正式名称です。
※保険証券には、保険契約継続証および変更手続き完了のお知らせ(兼異動承認書)を含みます。
- ★はご契約の内容により **自動セット** となる特約です。
自動セット となる対象契約(条件)については25ページ以降をご確認ください。

約款番号

ページ

8-3	団体扱分割払特約(一般C) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般C)	233	☐
8-4	団体扱分割払特約 ⇒団体扱保険料分割払特約	235	☐
8-5	団体扱分割払特約(口座振替用) ⇒団体扱保険料分割払特約(口座振替用)	237	☐
8-6	団体扱一括払特約 ⇒団体扱保険料一括払特約	239	☐
8-7	団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約 ⇒団体扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約	241	☐
8-8	団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約 ⇒団体扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約	242	☐
8-9	団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	243	☐
8-10	集団扱特約 ⇒集団扱に関する特約	244	☐
8-11	集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約 ⇒集団扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約	246	☐
8-12	集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約 ⇒集団扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約	247	☐
8-13	集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	249	☐

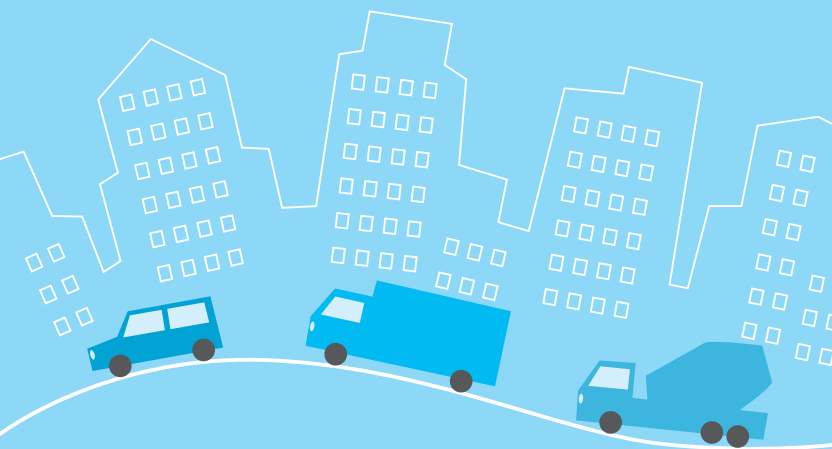
お手続きに関わる特約

9-1	契約自動車の入替自動補償特約★	249	☐
9-2	安心更新サポート特約★	250	☐
9-3	継続うっかり特約★ ⇒継続契約の取扱いに関する特約	252	☐
9-4	リースカーに関する特約	254	☐
9-5	全車両一括特約	255	☐
9-6	通販特約	257	☐
9-7	インターネット特約	258	☐

共同保険に関わる特約

10-1	共同保険特約	259	☐
-------------	---------------------	-----	--------------------------

ご契約にあたって



自動車の保険について

自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。

自動車の保険

強制保険

法律で加入が義務付けられています。

任意保険

任意にご加入いただく保険です。

自賠責保険

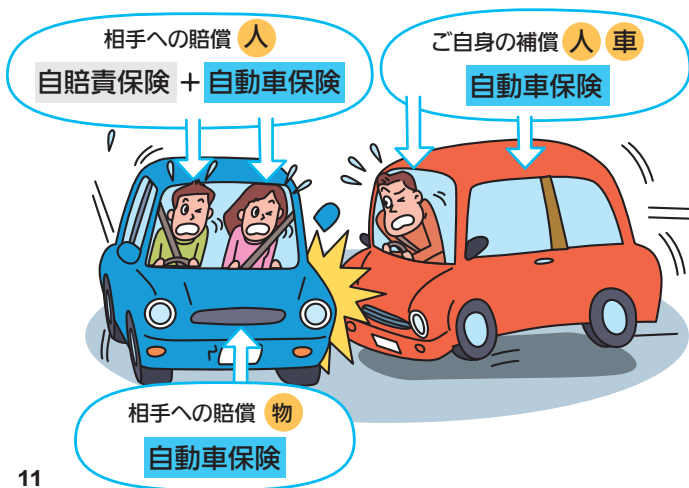
自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。

補償額は、被害にあわれた方1人につき、それぞれ死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乗せで補償します。

対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、自動車自体の損害などは、自賠責保険では補償されず自動車保険で補償されます。



SUP

SUP（自動車総合保険）は個人のお客さまも法人のお客さまも、ノンフリート契約・フリート契約（※）の別にかかわらずご加入いただける総合型の自動車保険です。

- ご契約の対象となる自動車
すべての用途・車種の自動車

- 特徴

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、車両保険などの補償はお客さまのご希望により補償の有無を選択することができます。

（注1）対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険のうち、いずれか1つの補償を必ずご契約いただきます。

（注2）人身傷害補償保険は対人賠償責任保険とセットでご契約いただきます。

ONE-Step（個人用自動車総合保険）

ドライバー保険



ご注意

※自動車保険では、自動車保険をご契約になっている「所有・使用自動車」が9台以下のご契約者の場合は「ノンフリート契約」、10台以上のご契約者の場合は「フリート契約」としてご契約いただきます。（損保ジャパン以外の保険会社とご契約されている台数を含みます。）ノンフリート契約の場合は、自動車1台ごとに過去の保険事故歴に応じて設定された等級により保険料の割引・割増が適用されます。フリート契約の場合は、主に自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が適用されます。なお、フリート契約の場合、損保ジャパンではSUPでのご契約となります。

約款について

1 約款とは

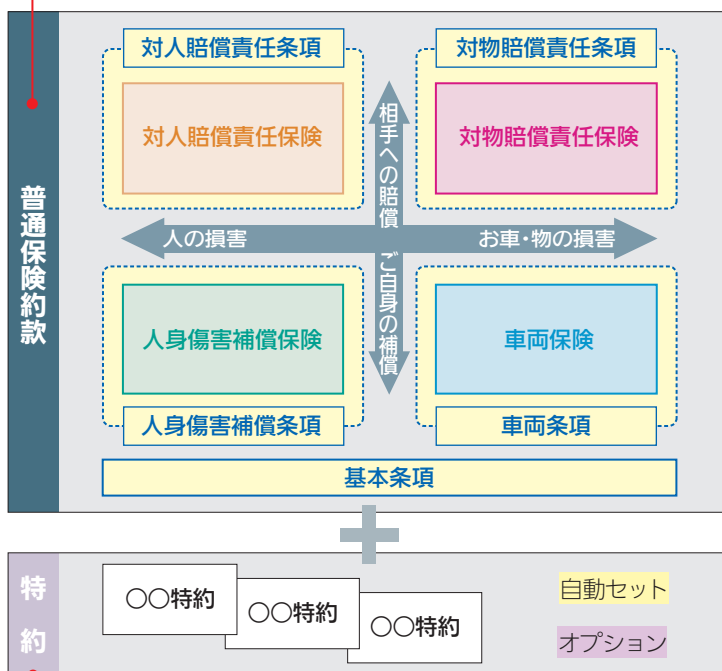
お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳しく定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

● 普通保険約款は、次の①②から構成されています。

①基本的な補償内容を定めた **対人賠償責任条項**

対物賠償責任条項 **人身傷害補償条項** **車両条項**

②保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた **基本条項**



● 特約は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。

自動セットの特約：ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプションの特約：ご希望により付帯することができる特約

普通保険約款

詳しくは54ページ以降をご確認ください。

1. 基本的な補償内容を定めた条項

第1章 対人賠償 責任条項	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。
第2章 対物賠償 責任条項	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。
第3章 人身傷害 補償条項	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
第4章 車両条項	事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

【主な記載内容】

- ・ 保険金をお支払いする場合
- ・ 被保険者（補償の対象となる方）
- ・ 保険金をお支払いできない場合
- ・ お支払いする保険金の計算方法など

2. 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項

第5章 基本条項	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客さまの権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。
---------------------	--

【主な記載内容】

- ・ 告知義務（保険契約締結時に告知していただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い）
- ・ 通知義務（ご契約期間中に通知していただくべき事実と、事実が発生した場合の取扱い）
- ・ ご契約の自動車を譲渡した場合や他の自動車に買い替えられた場合などの取扱い
- ・ 保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
- ・ 保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
- ・ 事故が発生した場合のお客さまの義務と義務違反があった場合の取扱い
- ・ 保険金支払義務
- ・ 保険金請求権の時効など

特 約

詳しくは121ページ以降をご確認ください。

なお、概要は「SUPの補償内容 **2** 主な特約の概要」（25ページ）をご確認ください。

2 約款をご覧くださいにあたっての注意事項

約款の文中で下線のある用語については、普通保険約款の各条項および各特約の冒頭で、＜用語の定義＞として、わかりやすくご説明しています。なお、各特約において共通で使用されている用語については、121ページの＜用語の定義＞でご説明しています。

各特約で個別に使用されている用語

4-3 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
医療保険金	治療給付金および入院給付金をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 契約自動車の運行に起因する事故
- ② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

共通で使用されている用語

121ページ

特 約

用語の定義

この保険契約に付帯される特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
<u>医学的他覚所見</u>	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できず、身体に残された症状、機能障害をいいます。

3 用語のご説明

1. 保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用 語	解 説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約の自動車を中心に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者 (車両所有者)	自動車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金 請求権者	損保ジャパンに保険金の支払いを請求することができる方をいいます。

2. 保険契約上の主な専門用語

用 語	解 説
告知義務	ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約等に関する事項も含まれます。
通知義務	ご契約後やご契約期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。
解除	当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時におけるご契約の自動車の価額（ご契約の自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途、車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。

用 語	解 説
新車価格 相当額	保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
市場販売価格 相当額	ご契約の自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点からご契約期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	ご契約期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合は、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

3. 保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用 語	解 説
同居	・生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。）
親族	記名被保険者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。
用途・車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。 なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき損保ジャパンが定める区分によるものとなります。 ※自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。 ※このしおりで、自家用8車種とは以下の用途・車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、原則として内縁を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

4.その他の用語

用 語	解 説
工作用自動車	建築工事や土木工事などの作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザーなどをいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
付属品	自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。 【付属品として取り扱うもの】（例） ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など ・法令などにより自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品として取り扱わないもの】（例） ※自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 ・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など ・法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。） ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花びん、膝掛など ・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約の自動車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない状態	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。 ・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方 ・運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 （注）免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない方に該当しません。
競技または曲技のために使用すること 競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用すること	競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。 曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。 また、競技または曲技を行うことを目的とする場所（サーキットコースなど）での走行会なども含まれます。

SUPの補償内容

1 基本的な補償内容（普通保険約款）

相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険

1-1 54ページ



補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

事故の相手の方1名につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1名につき」とは、お支払い対象者（相手方）それぞれに対する保険金額であることを意味します。

事故の相手の方が死亡または3日以上入院となった場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

●死亡の場合……15万円

●3日以上入院の場合……3万円

(注1) 事故の相手の方1名についての最低保険金額は1,000万円とします。

(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を運転または管理中の方。ただし、自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約の自動車を運転または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。

人	相手への賠償 お車・物
人	お車・物

対物賠償責任保険

1-2 60ページ



補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

1事故につき※損害賠償額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1事故につき」とは、事故1回ごととそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

（注1）1事故について最低保険金額は20万円とします。また、ご契約の内容によっては無制限と設定できない場合があります。

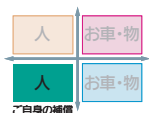
（注2）保険金額が10億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約の自動車または被けん引自動車に業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故は、10億円が限度となります。

（注3）被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- （1）記名被保険者
- （2）記名被保険者の配偶者
- （3）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- （4）記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （5）記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約の自動車を使用または管理している間を除きます。
- （6）記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりません。

保険金をお支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。



人身傷害補償保険

1-3 67ページ



補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 損害額(治療費・休業損害・精神的損害など)は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

(注2) 1名についての最低保険金額は3,000万円とします。ご契約の自動車がバスの場合は、別途1事故についての保険金額を設定します。

(注3) 相手自動車が無保険自動車である場合は、相手方より賠償されるべき損害については、支払保険金の限度額を無制限とします。(損害額を限度とします。)

補償範囲

	ご契約の自動車に 搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族の方	
	ご契約の自動車搭乗 中の事故への補償 	他の自動車※1搭乗中 の事故への補償 	歩行中の自動車事故 への補償 
ご契約タイプ			
搭乗中 および車外 危険補償	○	○	○
搭乗中 のみ補償	○	×	×※2

※1 「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有し、または主に使用する自動車は含まれません。また、ご契約の自動車の用途・車種に応じて、次の自動車も含まれません。

ご契約の自動車	他の自動車に含まれない自動車
二輪自動車	原動機付自転車
原動機付自転車	二輪自動車
上記以外	原動機付自転車・二輪自動車

※2 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。

人身契約自動車搭乗中のみ特約 **4-1** (127ページ) が付帯されている場合は、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定して補償されます。なお、記名被保険者が法人の場合は、自動セットされます。

お客さまご自身またはご家族のいずれかの方が、人身傷害補償保険の適用された自動車保険を既にご契約の場合は、補償が重複することがあります。この場合、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」を付帯することにより補償の重複をなくすることができます。

(注) 記名被保険者によってご家族の範囲が異なることがありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 上記以外の方で、ご契約の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の方
- (6) (1)～(5)に定める方のほか、次の①または②のいずれかに該当する方。ただし、これらの方がご契約の自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつそれによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

①ご契約の自動車の保有者

②ご契約の自動車の運転者

(注1) 自動車取扱業者(自動車修理業者など)の方がご契約の自動車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者を含みません。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法でご契約の自動車または他の自動車に搭乗している方は被保険者を含みません。

(注3) 人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合は、(1)～(5)の方についてご契約の自動車搭乗中の事故に限定して補償します。

お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

■お支払いの対象となる損害例



入院・通院
された場合

治療費
などの実費

+

休業損害
働けない間の収入

精神的損害

など

後遺障害を
被られた場合

治療費
などの実費

+

逸失利益
労働能力を喪失した
ことにより失った
将来の収入

精神的損害

+

将来の
介護料

など

お亡くなり
なった場合

治療費
などの実費

+

逸失利益
お亡くなりになった
ことにより失った
将来の収入

精神的損害

+

葬儀費用

など

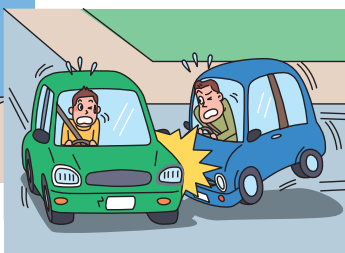
ご注意 これらの損害額は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

保険金をお支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

【ご契約の自動車と物の衝突】 (単独事故)



【ご契約の自動車と相手自動車の衝突】 (車対車事故)



補償の概要

事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

ご契約タイプ	概 要
一般条件	ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車+A	ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。

(注1) 車対車+Aとは、車対車衝突危険限定特約 [5-9](#) (160ページ) と車両危険限定特約 (A) [5-10](#) (161ページ) を付帯した車両保険をいいます。

(注2) 上記以外のご加入方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償範囲

ご契約タイプ \	他の自動車との衝突	盗難事故	火災・台風など	単独事故	あて逃げ
一般条件	 ○	 ○ ※2	 ○	 ○	 ○
車対車+A	○ ※1	○ ※2	○	× ※3	× ※3

- ※1 相手自動車（ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎり）とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
- ※2 契約自動車の盗難事故対象外特約5-13(162ページ)が付帯されている場合は補償されません。なお、ご契約の自動車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、契約自動車の盗難事故対象外特約が必ず付帯されます。
- ※3 窓ガラスの破損は補償されます。

補償の対象となる方

ご契約の自動車の所有者

お支払いする保険金

■車両価額協定特約を付帯している場合

ケース	お支払いする保険金（注）
全損の場合 （修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合）	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額※（自動車の時価額）をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%（20万円限度）をお支払いします。
分損の場合 （全損以外の場合）	損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

※協定保険価額は、損保ジャパンが別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約の自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（または初度検査年月）の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただきます。

■車両価額協定特約を付帯していない場合

ケース	お支払いする保険金（注）
全損の場合 （修理できない場合、または修理費が事故時の時価額以上となる場合）	保険金額※を限度としてその時の時価額でお支払いします。
分損の場合 （全損以外の場合）	損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険金額が事故時の時価額よりも低い場合には、損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額に、保険金額の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。

※保険金額は、損保ジャパンが別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の市場販売価格相当額を参考にして、5万円の整数倍の金額（原動機付自転車および農耕作業用自動車は、1万円の整数倍の金額）でお決めいただきます。

（注）上記のほか、ご契約の自動車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用および引取費用などを、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

2 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容など詳しくは123ページ以降をご確認ください。

種類	特約名称	特約の付帯方法
相手への賠償に関わる特約	対物全損時修理差額費用特約	オプション
	レンタカーの対物賠償保険に関する特約	自動セット レンタカーで対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	人身契約自動車搭乗中のみ特約	オプション 記名被保険者が法人のご契約には必ず付帯されます。記名被保険者が個人のご契約では任意のご選択が可能です。
	バスの人身保険金支払特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで人身傷害補償保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(日額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(医療保険金なし)	オプション
	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	オプション
	バスの搭乗者傷害保険金支払特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで搭乗者傷害特約を付帯したご契約に必ず付帯されます。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	3-3 124ページ
レンタカーの借受人が記名被保険者（レンタカー事業者）の所有する財物などを壊した場合に負担する賠償責任について、対物賠償責任保険で補償する特約です。	3-4 125ページ
人身傷害補償保険の支払対象となる事故をご契約の自動車に搭乗中の事故に限定する特約です。	4-1 127ページ
人身傷害補償保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-2 127ページ
ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。	4-3 127ページ
ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、あらかじめ定めた入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。	4-4 132ページ
ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金をお支払いする特約です。	4-5 136ページ
搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の医療保険金（入通院給付金・治療給付金）を倍額にしてお支払いする特約です。	4-6 139ページ
搭乗者傷害特約でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-7 139ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	無保険車傷害特約	自動セット 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
	自損事故傷害特約	自動セット 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
ご自身の自動車の補償に関わる特約	車両価額協定特約	自動セット 自家用8車種で車両保険を適用したご契約に必ず付帯されます。なお、上記以外のご契約では任意のご選択が可能です。ただし、二輪自動車、原動機付自転車、レンタカーなど一部の自動車の場合は除きます。
	車両新価特約	オプション
	車両全損修理時特約	オプション
	車対車自己負担なし特約	オプション
	リースカーの車両費用保険特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。	4-9 141ページ
自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約の自動車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。	4-10 145ページ
ご契約の自動車のご契約時における市場販売価格相当額を車両保険金額として定めることで、事故時の時価額にかかわらず、車両保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。また、全損の場合は、保険金額の10%の額(20万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。	5-1 149ページ
ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いします(自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。) (注1) 盗難による損害はこの特約の対象外です。 (注2) リースカーを対象とする契約にはこの特約は付帯できません。	5-3 151ページ
ご契約の自動車が高全損になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。	5-4 154ページ
車両保険の自己負担額を5万円に設定したご契約の場合でも、相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険金をお支払いするときは、自己負担額をなしとする特約です。	5-5 154ページ
ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故によって、リースカーの借主が被る損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 【一般条件】 ご契約のリースカーが盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 【車対車+A】 ご契約のリースカーが相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。	5-6 155ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
ご自身の自動車の補償に関わる特約	車対車衝突危険限定特約	オプション
	車両危険限定特約 (A)	オプション
	契約自動車の盗難事故対象外特約	オプション 二輪自動車および原動機付自転車で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約には必ず付帯されます。
	車両保険の適用範囲に関する特約	自動セット 精密機械を装着した特種用途自動車、工作用自動車、農耕作業の用に供する自動車、消防自動車およびホースを付属する自動車で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約に必ず付帯されます。
	事故時代車費用特約	オプション
	宿泊・移動費用特約	自動セット 自家用8車種で車両保険（リースカーの車両費用保険特約を含みます。）を適用したご契約に必ず付帯されます。（車両危険限定特約 (A) を付帯した場合は、車対車衝突危険限定特約を付帯している場合にかぎりません。）ただし、レンタカーもしくは教習用自動車の場合またはフリート契約の場合は除きます。
	休車費用特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
車両保険の支払対象となる事故を、ご契約の自動車と相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。	5-9 160ページ
車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などの特約に定められた事故に限定する特約です。	5-10 161ページ
盗難によって生じた損害である場合は、保険金をお支払いしない特約です。 (注1) 車両保険を適用した「二輪自動車および原動機付自転車」には必ず付帯されます。 (注2) 対人・対物賠償責任保険の保険金はお支払いします。	5-13 162ページ
ご契約の自動車の付属品などのうち、特約に記載する物に生じた損害について、その種類により、次のいずれかの取扱いとする特約です。 ①ご契約の自動車の他の部分と同時に損害を被った場合や火災または盗難によって損害が生じた場合にかぎり補償します。 ②補償対象外とします。	5-14 162ページ
事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。）に、修理などで自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。	5-16 163ページ
ご契約の自動車が事故により走行不能となり、かつレッカー車などで運搬された場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。）に負担した所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約です。 ●宿泊費用の支払限度額 1 事故 1 被保険者につき 1 万円 ●移動費用の支払限度額 1 事故 1 被保険者につき 2 万円 (注) 故障による走行不能はこの特約の対象外です。	5-17 165ページ
事故により、ご契約の自動車を修理するために入庫する場合や代替自動車を取得する場合（車両保険金が支払われる場合にかぎります。）など、ご契約の自動車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注) 保険金の支払対象日数は、実修理期間ではなく、修理工賃額をベースとしたこの特約に定める日数となります。	5-18 166ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	等級プロテクト特約	オプション
	他車運転特約	自動セット 自家用8車種で賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合（記名被保険者が法人の場合で個人被保険者を指定している場合を含みます。）にかぎりません。
	他車運転特約（二輪・原付）	オプション
	臨時代替自動車特約	自動セット 以下のご契約に必ず付帯されます。 ・記名被保険者が法人のご契約 ・記名被保険者が個人で、「自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車」以外のご契約
	ファミリーバイク特約（人身）※	オプション
	ファミリーバイク特約（自損）※	オプション
	車両積載動産特約	オプション

※記名被保険者またはそのご家族が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約期間中の1回目の等級ダウンの対象となる事故については等級すえおき事故として取り扱う特約です。事故が1回であれば損保ジャパンと締結する継続後のご契約に継続前のご契約と同じ等級が適用されます。	6-1 168ページ
借用中の自動車を運転中の事故(対人・対物・車両・自損)について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)「借用中の自動車」には、以下の自動車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車 ●自家用8車種以外の自動車 (注2)借用中の自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、ご契約の車両保険で支払対象となる事故にかぎりません。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	6-2 168ページ
借用中のバイク(二輪自動車および原動機付自転車)を運転中の事故(対人・対物・自損)について、借用中のバイクをご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用するバイクは、「借用中のバイク」には含まれません。 (注2)借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。	6-3 171ページ
ご契約の自動車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約の自動車とみなして対人・対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害特約などの保険金をお支払いする特約です。 (注1)「臨時に借り受けた自動車」には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。 (注2)臨時に借り受けた自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、ご契約の車両保険で支払対象となる事故にかぎりません。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	6-4 173ページ
記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-5 176ページ
記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、自損事故傷害のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-6 177ページ
盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難(ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。)にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載動産のみ盗難にあわれた場合は補償の対象外です。 【保険金額】 1事故につき 30万円	6-7 183ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	弁護士費用特約※	オプション
	個人賠償責任特約※	オプション
	受託貨物賠償責任特約	オプション
	安全運転教育費用特約	オプション
	搭乗中の犯罪被害傷害特約	オプション
	積載中の売上金盗難特約	オプション
	個人情報対策費用特約	オプション
お手続きに関わる特約	契約自動車の入替自動補償特約	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が法人であるフリート契約の場合は除きます。
	安心更新サポート特約	自動セット 自家用8車種で記名被保険者が個人の1年契約に必ず付帯されます。ただし、1～5等級のご契約、フリート契約、明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
	継続うっかり特約 正式名称：継続契約の取扱いに関する特約	自動セット 原則としてご契約期間が1年以上のノンフリート契約に必ず付帯されます。

※記名被保険者またはそのご家族が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

自動セット : ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション : ご希望により付帯することができる特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 (注) 業務に使用する財物(ご契約の自動車を除き、ご契約の自動車以外の自動車を含みます。)の被害は対象外です。	6-8 187ページ
記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】 無制限 ●示談交渉サービス付	6-9 191ページ
ご契約の自動車に積載中の受託貨物が、運送中の自動車事故・火災などの原因で損傷したことにより、運送業者が荷主に対して負担する賠償損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-10 196ページ
ご契約の自動車を運転し、対人事故または対物事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-11 199ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、犯罪行為によって傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。	6-12 199ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、売上金などが盗難された場合に被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-13 202ページ
ご契約の自動車積載中の財物の盗難により、その財物に記録または記載されていた個人情報漏えいした場合の謝罪広告や謝罪のための物品購入などの費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-14 204ページ
ご契約の自動車を手放され、新たに自動車(車両入替の対象の自動車にかぎります。)を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内にご契約の自動車との入替の通知を行い当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。	9-1 249ページ
所定の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポートを適用しない旨の意思表示がないかぎり、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。	9-2 250ページ
お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注) 安心更新サポートが優先して適用されます。	9-3 252ページ

3 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご確認ください。



相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③被保険者の父母、配偶者または子
 - ④被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中的使用人
 - ⑤被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人（ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりません）。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されません。
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

など



人身傷害補償保険

- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車の搭乗中に生じた損害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
- 他の自動車に競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために搭乗中、またはそれらを行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
- 異常かつ危険な方法で自動車の搭乗中に生じた損害

など



車両保険

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- タイヤ単独の損害（火災・盗難を除きます。）およびご契約の自動車に定着されていない付属品単独の損害（火災を除きます。）
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害

など

【補償される運転者の範囲】

■年齢条件

運転者年齢条件特約が付帯されている場合は、次の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

□記名被保険者が個人の場合は、次のいずれかの方のうちご契約の運転者年齢条件を満たさない方

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④上記①～③の方の業務に従事中の使用人
- ⑤ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中の使用人

□記名被保険者が法人（個人被保険者を設定している場合も含みます。）の場合は、ご契約の運転者年齢条件を満たさない方

■運転者限定

運転者限定特約が付帯されている場合は、限定運転者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

保険料のお支払いについて

保険料につきましては、以下のようなお支払い方法があります。

主なお支払い方法		払込期日	払込回数	
			分割払※1	一括払
□振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。 なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%増※2となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※3(分割払の場合は、以降毎月の振替日)※4	○	○
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法です。※5 なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%増となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末(分割払の場合は、以降毎月の末日)※6	○	○
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※7を、ゆうちょ銀行、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※7で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末	×	○

※1 分割払はご契約期間が1年以上の場合に選択できます。なお、ご契約期間が1年の場合は、分割回数は12回となります。

※2 一定の条件を満たすご契約の場合、割増のない分割払でご契約できるケースがあります。

※3 原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。また、金融機関によって振替日が異なる場合があります。

※4 初回口座振替特約を付帯した契約など一部のご契約の場合は、異なります。

※5 ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※6 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールは、クレジットカード会社により異なります。

※7 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

(注1) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳細は43ページの「団体扱・集団扱」をご参照ください。

(注2) それぞれのお支払いの詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約時にご注意いただきたいこと



1. ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

① 総契約台数

お客さまが所有し、かつ使用する自動車の総契約台数※により、ノンフリート契約またはフリート契約として取り扱い、保険料やご契約条件が異なります。ご契約時には正確な総契約台数をお知らせください。

※「総契約台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約するご契約期間1年以上のご契約の自動車の合計台数をいいます。総契約台数には、損保ジャパンでのご契約に加え、損保ジャパン以外（共済を除きます。）でのご契約も含まれます。

② 記名被保険者・生年月日

ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日※もお知らせください。

※記名被保険者が個人の場合にかぎります。

③ 自動車の用途・車種、型式など

自動車の用途・車種、型式などについては、自動車検査証などでご確認ください。ご契約の自動車の用途・車種、型式などにより、保険料が異なります。

④ 自動車の初度登録年月（または初度検査年月）

ご契約の自動車の初度登録年月（または初度検査年月）をご確認ください。

新車割引

ご契約の自動車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車※で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

※自家用軽四輪乗用車の場合は、対人賠償責任保険・人身傷害補償保険・搭乗者傷害特約のいずれかを適用している場合に「新車割引」として保険料を割り引きます。

（注）登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。

エコカー割引

ご契約の自動車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車の電気自動車またはハイブリッド自動車で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注1）登録番号標のない構内専用車、並行輸入車、型式不明車などについては、この割引は適用できません。

（注2）ご契約期間の初日が平成22年7月1日以降のご契約に適用されます。

⑤ 福祉車両割引

ご契約の自動車福祉車両割引の対象となる自動車かご確認ください。一定の条件を満たす場合は、保険料を割り引きます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥ 前契約の有無・事故の有無

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険（損保ジャパン以外の保険会社・共済を含みます。）を締結している場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ノンフリート等級や保険料を決めるための事項となります。

⑦ 他の保険契約の有無

他の現存契約（ご契約の自動車を同一とする他の自動車保険契約または共済契約）があるかご確認ください。

⑧ その他

以下の事実がある場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお知らせください。

- ・過去1年間に保険会社からの解除を受けたことがある場合
- ・過去2年間にご契約者、記名被保険者または限定運転者のうち特別危険保険料率適用予告通知書を受け取った方がいる場合

2. 運転者年齢条件の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者年齢条件特約を付帯することができます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・ご契約の自動車が次のいずれかの用途・車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
 - 二輪自動車
 - 原動機付自転車
- ・レンタカーおよび教習用自動車でないこと

次の(1)～(5)のいずれかの方の中で、ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢によって次ページの①～④（ご契約の自動車が原動機付自転車の場合は①または②）の契約方法よりお選びください。設定された年齢条件の年齢よりも若い方が運転された場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、記名被保険者が個人のご契約の場合は、次のいずれにも該当しない方が運転中の事故に対しては、設定された年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 上記(1)～(3)の方の業務に従事中の使用人
- (5) ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中の使用人

○：補償されます ×：補償されません

契約方法 \ 運転される方の年齢	20歳以下	21～25歳	26～29歳	30歳以上
①全年齢補償	○	○	○	○
②21歳以上補償	×	○	○	○
③26歳以上補償	×	×	○	○
④30歳以上補償	×	×	×	○

3. 運転者範囲の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者限定特約を付帯することができます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・記名被保険者が個人であること
- ・ご契約の自動車が次のいずれかの用途・車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
- ・レンタカーおよび教習用自動車でないこと

次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、運転される方の範囲を限定することができます。

限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合は保険金をお支払いできませんので、運転される方をご確認のうえお選びください。

契約方法	概 要
運転者家族限定	ご家族※以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。
運転者「本人・配偶者」限定	「記名被保険者またはその配偶者」以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。

※「ご家族」とは以下の方をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

4. その他適用できる割引など

ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、「ノンフリート多数割引」を適用します。ご契約になる台数に応じて保険料を割引きます。

- ・ 保険契約者
- ・ 保険契約者の配偶者
- ・ 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ・ リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主

ご契約台数	割引率
2台	1%
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%

(注) 複数証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

長期優良割引

次の条件を全て満たすご契約の場合は、「長期優良割引」として保険料を5%割引きます。

- ・ 新たなご契約（新契約）が20等級のノンフリート契約であること
- ・ 前契約の等級が20等級であり、過去1年間無事故[※]であること
- ・ 用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、二輪自動車、原動機付自転車であること
- ・ レンタカーおよび教習用自動車でないこと

※等級すえおき事故は無事故とみなします。

※等級プロテクト特約[6・1]（168ページ）により等級すえおき事故として取り扱われる事故は無事故とみなしません。

(注) 前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

複数所有新規割引（セカンドカー割引）

既に11等級以上のご契約（他の自動車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次の条件をすべて満たす場合は、「複数所有新規割引」として7（S）等級でご契約いただけます。ただし、ノンフリート契約にかぎりません。

- ・ 新契約および他の自動車のご契約における自動車の用途・車種が次のいずれかであること、または新契約および他の自動車のご契約における自動車がともに二輪自動車であること
自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）
自家用貨物車（小型・軽四輪）
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）
特種用途自動車（キャンピング車）
- ・ 他の自動車のご契約（損保ジャパン以外のご契約を含みます。）の等級が11～20等級であること
- ・ 新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつそれぞれ次のいずれかに該当すること

新契約の記名被保険者

- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

新契約の車両所有者

- ・ 他の自動車のご契約の車両所有者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

中断特則

有効期間内の中断証明書（損保ジャパン以外の保険会社が発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5.保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件のほかに、主に以下の要素により決定されます。

① 等級

過去の保険事故歴などに応じてお客さまごとに等級が設定され、それにより保険料は割引または割増になります。詳しくは47ページをご確認ください。

フリート契約の場合は、自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が年1回決定されるようになります。

② 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（人身傷害・搭乗者傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。

毎年1回、自動車の型式別に事故の実績を算出（対人・対物・傷害・車両ごと）

同じ型式の自動車に乗る方全体の事故の実績が全体の平均に対して

一定より高い

料率クラスが
1つ上がります。

保険料が高くなる
可能性があります。

一定以内

料率クラスは
変わりません。

一定より低い

料率クラスが
1つ下がります。

保険料が安くなる
可能性があります。

③ 保険料の改定

全国の自動車保険の収支状況により、保険料の見直しを行うことがあります。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料は前年と異なる場合があります。



6. 団体扱・集団扱

団体扱特約・集団扱特約は、団体・集団などと損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表のご加入条件に該当するときのみ付帯できます。なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

		ご加入条件 (団体扱・集団扱の対象となる方)	 ご注意 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)	団体扱	団体(企業など)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人) [※] など	・団体から給与の支払いを受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など) ・団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者など) ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など) 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】 団体を退職された方 [※] など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団	・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・集団の構成員でない方(取引業者など)
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合は、ご契約者との続柄にご注意ください。		次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

※ 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

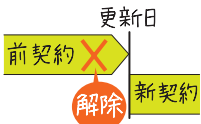
(注1) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしております。

(注2) ご加入条件の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.ご契約内容の変更

ご契約後に、次の事例のように、ご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知の内容によっては、保険料が変更になることがあります。

ご通知が必要な場合		
 ①用途・車種、登録番号(車両番号)の変更※1※3	 ②契約時に告知いただいた前契約の事故件数の変更※1	 ③ご契約の自動車を主に使用する方の変更※2
 ④自動車の改造、付属品の装着・取り外しで自動車の価格が変わる場合※2	 ⑤ご契約者の住所変更	 ⑥前契約の解除
 ⑦運転者年齢条件、運転者範囲などの変更※2		



※1 これらの事例のように、ご契約時に告知いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

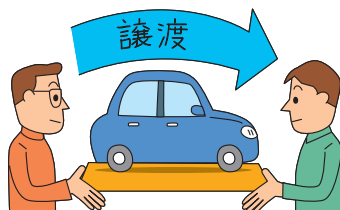
※2 ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことなどの不利益が生じることがあります。

※3 変更後の用途・車種などによっては、特約が自動的に付帯または削除されることがあります。

2.自動車の譲渡

ご契約期間の途中で、ご契約の自動車を譲渡された場合でも、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知のうえ、手続きをおとりください。手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



3.自動車の入替

新たに自動車を取得する場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

新たに取得した自動車で生じた事故を補償するには、次の①または②のいずれかの手続きが必要です。

- ①ご契約の自動車との車両入替手続き※により、ご契約を有効に存続させる
- ②取得した自動車に新たな保険をご契約いただく

この手続きをされるまでの間に、新たな自動車で生じた事故は補償されませんのでご注意ください。

※ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（102ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車が対象です。

（注）ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還した場合や、上記①の手続きによって無保険となった自動車に対しても保険の手当てが必要な場合は、別途入替の手続きを行うことができる場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



！もしも、入替の申し出を忘れてしまったら…

【自動車の入替における自動補償】

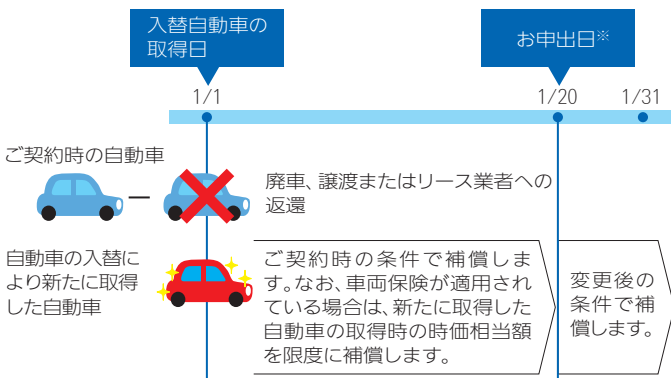
（契約自動車の入替自動補償特約 **9-1**（250ページ） **自動セット**）

ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（102ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車を新たに取得した日（取得日といいます。）の翌日から30日以内に、ご契約の自動車との入替手続きを行った場合は、取得日からお申出日※までの間も、新たに取得した自動車をご契約の自動車とみなして補償します。

（注1）ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎりません。

（注2）記名被保険者が法人であるフリート契約は対象になりません。

＜例＞1月1日に新たに自動車を取得したが、お申し出が1月20日となった場合



※自動車の入替について取扱代理店または損保ジャパンが通知を受けた日

（注）自動補償されるのは新たに取得した自動車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日以降となります。

4.ご契約の解約

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。損保ジャパンの定めるところにより計算した保険料を追加請求し、または返還します。

詳しくは、解除の場合の保険料の取扱い一覧(260ページ)をご確認ください。

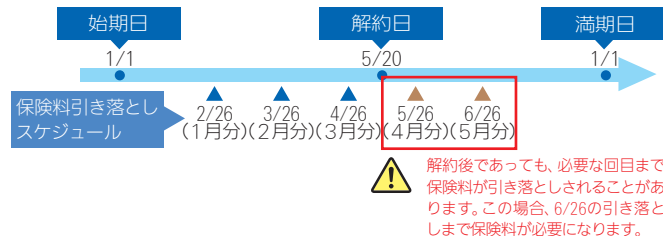


解約後でも保険料が 口座から引き落とされることがあります。

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料をお引き落としします。なお、この保険料がお引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上のノンフリート等級が次の契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

〈例〉1月1日始期の契約(口座振替)を5月20日に解約された場合

保険契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合は、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。



ご家族※で複数の自動車保険をご契約されている場合は、 補償が削除されることがあります。

解約されるご契約に次のいずれかの補償・特約が適用されており、ご契約されている他の自動車の自動車保険にこの補償・特約を適用していない場合は、ご契約を解約することによりご家族に対する補償が削除されます。ご契約を解約される場合は、ご家族に必要な補償を見直し、ご契約されている他の自動車のご契約へ補償・特約を追加で適用する必要があるかご確認ください。

- ・人身傷害補償保険
- ・ファミリーバイク特約(人身・自損)
- ・弁護士費用特約
- ・個人賠償責任特約

※「ご家族」とは、以下の方をいいます。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

5.保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

6.ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

7.保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリートのご契約では、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増となる等級別料率制度を適用しています。

【初めてご契約になる場合】

①初めてご契約になる場合は、6（S）等級からのスタートとなります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増（%）	30%	10%	0%		

②11等級以上のご契約に既に加算されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で、用途・車種など一定の条件を満たすときに限り、「複数所有新規割引」（41ページ）として7（S）等級からのスタートになります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増引（%）	10%割増	10%割引	30%割引		

（注）運転者の年齢条件により、上表の割増引となります。

【継続でご契約になる場合】

翌年度のご契約は、1年間無事故の場合、1等級上がり、最高20等級が適用されます。事故を起こされた場合は、事故件数1件につき3等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故などの場合は、「ノーカウント事故」や「等級すえおき事故」として取り扱うことがあります。なお、記名被保険者が変更となった場合でも、同居の親族間などの一定の範囲内である場合は、等級を継承できることがあります。

（注1）前契約の満期日または解約日以降その翌日から起算して7日以内をご契約期間の初日とする新たな保険をご契約されない場合は、原則として7等級以上の等級を引き継ぐことができませんのでご注意ください。

（注2）前契約（損保ジャパン契約にかぎります。）が1年未満の短期契約であっても、前々契約と通算して1年間無事故で満期を迎えられた場合など一定の条件を満たす場合は、次契約の等級が1等級上がります。

（注3）満期日の翌日から180日以内にご契約のお申し出をいただいた場合は、一定の条件を満たしているときに限り、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。ただし、新たなご契約（新契約）の初日はお申出日以降となりますので、お申出日までに生じた事故は補償されません。

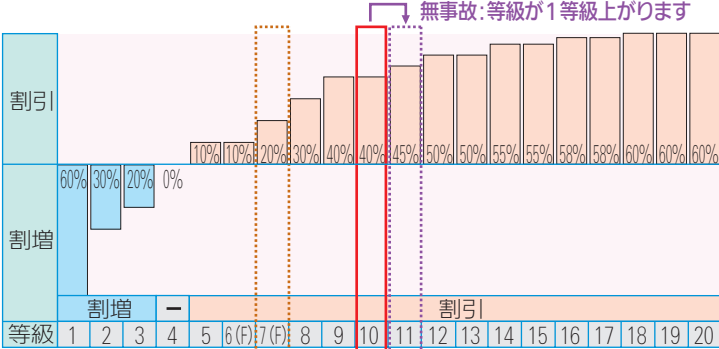
（注4）前契約が解除された場合は、7等級以上の等級は継承できません。なお、ご契約締結後に前契約が解除された場合も同様とします。（この場合は、等級の訂正により差額保険料をいただくことになりますのでご注意ください。）

（注5）過去13か月以内に締結されていたご契約がある場合で、次契約が1～5等級になるときは、その等級を引き継ぐことがありますのでご注意ください。

（注6）損保ジャパンから他の保険会社などに移行した場合における事故件数の数え方は、他の保険会社などの規定によります。

（注7）前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜例＞ご継続前のご契約の等級が10等級の場合



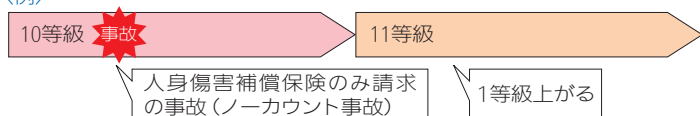
事故件数1件：等級が3等級下がります↑

(注) 下記の事故については取扱いが異なりますのでご注意ください。

①ノーカウント事故

次の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故の場合は、次回契約時の等級適用の際に事故が無かったものとして取り扱います。(現在のご契約の等級から1等級上がります。)

〈例〉



- 搭乗者傷害特約 ●人身傷害補償保険 ●無保険車傷害特約
- 事故時代車費用特約 ●宿泊・移動費用特約 ●人身犯罪被害事故特約
- 人身家族おもいやり特約 ●安全運転教育費用特約
- ファミリーバイク特約(人身・自損) ●傷害保険特約 ●弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約 ●疾病保険特約 ●がん保険特約
- 搭乗中の犯罪被害傷害特約
- 対人賠償保険の臨時費用保険金のみのお支払い

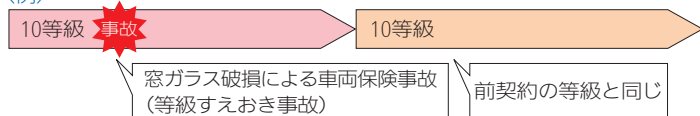
(注1) 車両無過失事故に関する特約により、無事故として取り扱う事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

(注2) 前契約の保険期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②等級すえおき事故

次の(1)かつ(2)に該当する場合は、次回契約時の等級適用の際に等級が下がらず、すえおきとなります。(現在のご契約の等級と同じ等級になります。)

〈例〉



(1) 下記の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故であること

- 車両保険 ●リースカーの車両費用保険特約 ●車両積載動産特約
- 個人情報対策費用特約 ●積載中の売上金盗難特約



(2) 事故発生原因が下記のいずれかに該当する事故であること

- 火災または爆発(他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を除きます。)
- 盗難
- 騒じょう、または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、たつ巻、洪水または高潮
- 落書、いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為
- 窓ガラスの破損
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 上記のほか偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を除きます。)

(注1) 「等級プロテクト事故」(等級プロテクト特約 [6-1](#) (168ページ))により、等級がすえおかれる事故をいいます。)は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注2) 「等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の組み合わせの事故は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注3) 前契約の保険期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なることがありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9.安心更新サポート

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途・車種が自家用8車種の場合は、一部のご契約※1を除き安心更新サポート特約9-2（251ページ）が必ず付帯されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一お客さまとご連絡がとれない場合など、以下の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれかから申し出がないかぎり、前年と同条件※2で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

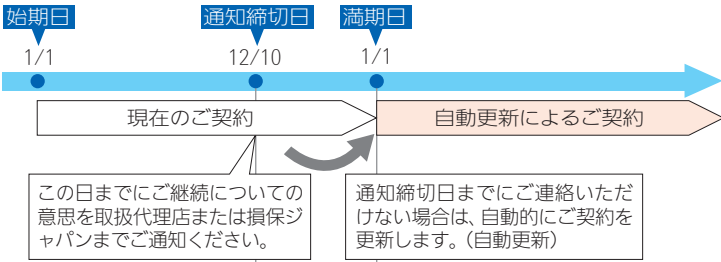
通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

保険契約の満期日	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

※1 フリート契約、記名被保険者が法人のご契約、ご契約の自動車が自家用8車種以外のご契約など

※2 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

〈例〉1月1日始期のご契約の場合



10.ご契約を中断される場合（「中断特則」について）

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注）原則として、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

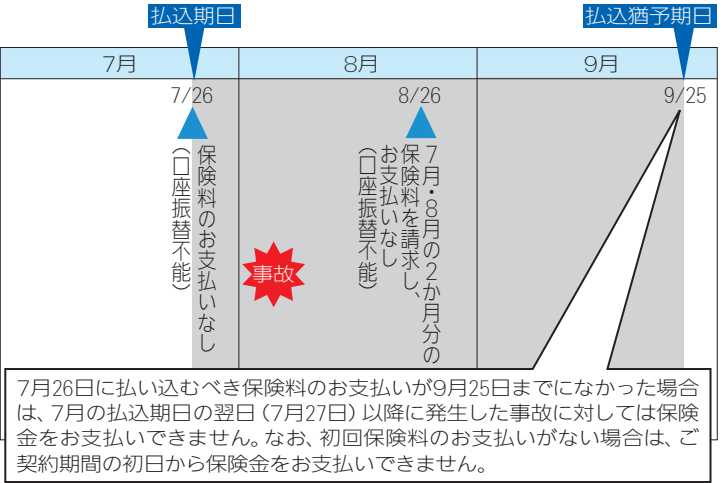
11.保険料不払い時の取扱い

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日※の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、保険契約を解除させていただきます。

※「払込期日」については「保険料のお支払いについて」（37ページ）をご確認ください。

〈例〉払込猶予（保険料のお支払いがなかったことが、故意による場合※を除きます。）と保険契約の関係（分割払の場合）



※「保険料のお支払いがなかったことが故意による場合」の払込猶予期間は、払込期日の翌月末になります。

（注）団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

詳しくは、保険料のお支払いに関わる特約（206ページ以降）をご確認ください。

12.保険金のご請求にあたって

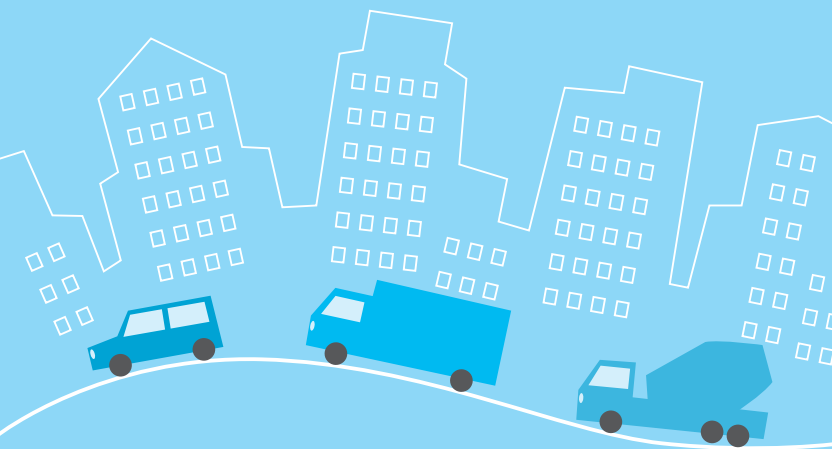
保険金のご請求にあたっては、基本条項 **1-5** に定める書類の他、以下の書類をご提出いただく場合があります。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および被保険者または保険の対象であることが確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、交通事故証明書 など
③	保険の対象の価額、保険契約者または被保険者が被った損害の範囲や額および損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	見積書、領収書、他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払い内訳書 など
④	傷害の程度を証明する書類	レントゲン・MRI など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	保険契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類	各種費用特約の費用負担を立証する書類 など

上記の書類をご提出いただくなど、基本条項 **1-5** に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

普通保険約款 および 特約



自動車総合保険普通保険約款

1-1

第1章
対人賠償責任条項

1-1

第1章 対人賠償責任条項

この対人賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

概要

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎりです。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）

第1条
対人賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

②自賠責保険等から支払われる金額を超えた場合のみ保険金をお支払いします。

第2条
対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。
- ただし、被保険者が契約自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりず。
- (2) 当会社は、契約自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、(1)の⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務に契約自動車を使用时に、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第4条（被保険者）

この対人賠償責任条項において、被保険者とは、次の

- ①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 契約自動車を使用または管理中の次のア. からウ. までのいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第3条

対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

㊦「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚などを指します。

㊦「契約の自動車の所有者が「個人」の場合は、(1)の⑤の規定にかかわらず、同僚などに対して対人賠償保険の保険金をお支払いします。

第4条

対人賠償保険の補償の対象となる方について記載しています。

- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合にかぎりです。

（注）使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条（個別適用）

この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2)の②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第6条（当会社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第7条（当会社による解決）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士を選任を含みます。）を行います。
- ① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
- ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠償保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 契約自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合
- ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

☑自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

☑記名被保険者がご契約の自動車を業務に使用中の場合は、その使用者（雇用主等）についても、被保険者となります。

第5条

この対人賠償責任条項に定める内容は被保険者ごとに個別に適用する旨を記載しています。

第6条

対人事故で補償の対象となる方が損害賠償請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

第7条

対人事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

☑例外ケース（当社が示談交渉を行わないケース）について記載しています。

第8条

対人事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）が当社に直接損害賠償額を請求できること（「直接請求権」）について記載しています。

※この条は損害賠償請求権者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－ ② 自賠償保険等によって支払われる金額

－ ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第9条（費用）

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑤までの費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

☞被保険者の保険金請求と競合した場合は、損害賠償請求権者（事故の相手方）への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

第9条
ご契約者または補償の対象となる方が支出された費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第7条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

(2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡したとき。
- ② 対人事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院したとき。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 前条(1)の①から③までの費用

- ③ 自賠償保険等によって支払われる金額

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①から③までの額の合計額を支払います。

- ① 前条(1)の④および⑤の費用
- ② 前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次のア、またはイ、の額とします。
ア. 前条(2)の①に該当するときは、15万円
イ. 前条(2)の②に該当するときは、3万円
- ③ 第7条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第6条（当会社による援助）または第7条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額の範囲内（注）で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

☞ 対人事故において、見舞金など被保険者が臨時に必要とされる費用についても損害の一部として保険金をお支払いします。

第10条
対人賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞ ①から③に掲げる費用などは、対人賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

第11条
補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①および②の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書

② 第10条（支払保険金の計算）(1)のただし書

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注）保険金額の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

第12条（先取特権）

(1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第9条（費用）(1)の①から③までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第12条

対人事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）は他の債権者に優先して保険金を受け取ることができること（「先取特権」）について記載しています。

第13条

損害賠償請求権者への支払保険金と被保険者が請求できる費用保険金の合計額が保険金額を超過する場合は、損害賠償請求権者への支払保険金が優先される旨を記載しています。

この対物賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含まます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

概 要

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第1条
対物賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎりあります。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重

第2条
対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質 (注2) によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車^②を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第4条 (被保険者)

この対物賠償責任条項において、被保険者とは、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車^②を使用または管理中の次のア. からウ. までのいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車^②を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者 (注)。ただし、記名被保険者が契約自動車^②をその使用者 (注) の業務に使用している場合にかぎります。

(注) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条 (個別適用)

この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第10条 (支払保険金の計算) (1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条 (当会社による援助)

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第7条 (当会社による解決)

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者^②に対して支払責任を負う限度

第3条
対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第4条
対物賠償保険の補償の対象となる方について記載しています。

② 契約自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

③ 記名被保険者がご契約の自動車を業務に使用中の場合は、その使用者 (雇用主等) についても、被保険者となります。

第5条
この対物賠償責任条項に定める内容は被保険者ごとに個別に適用する旨を記載しています。

第6条
対物事故で補償の対象となる方が損害賠償請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

第7条
対物事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士を選任を含みます。）を行います。

- ① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
 - (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
 - (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額（注1）を明らかに超える場合（注2）または免責金額を明らかに下回る場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- （注1）保険金額
第10条（支払保険金の計算）(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。
- （注2）保険金額（注1）を明らかに超える場合
免責金額がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

☞例外ケース（当社が示談交渉を行わないケース）について記載しています。

第8条
対物事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）が当社に直接損害賠償額を請求できること（「直接請求権」）について記載しています。

（※この条は損害賠償請求権者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。）

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額（注1）を超えると認められる時（注2）以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額（注1）を超えると認められる時（注2）以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
- ① (2)の④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注1) 保険金額
- 第10条（支払保険金の計算）の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。
- (注2) 保険金額（注1）を超えると認められる時
- 免責金額がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第9条（費 用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

☞被保険者の保険金請求と競合した場合は、損害賠償請求権者（事故の相手方）への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

☞例外ケース（対物賠償保険において、直接請求権を行使できないケース）について記載しています。

第9条

ご契約者または補償の対象となる方が支出された費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片付け費用	偶然な事故によって <u>契約自動車</u> に積載していた動産（注2）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために <u>被保険者</u> が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片付け費用
⑤ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第7条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

（注1）費用

収入の喪失を含みません。

（注2）契約自動車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 前条①から④までの費用

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- ④ 免責金額がある場合は、その免責金額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

① 前条⑤および⑥の費用

② 第7条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

- (3) (1)のただし書の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は10億円を限度とします。

① 契約自動車に業務（家事を除きます。以下同様と

第10条
対物賠償保険の支払
保険金の計算方法に
ついて記載していま
す。

します。)として積載されている危険物(注)の火災、爆発または漏えいにより起因する事故

- ② 契約自動車^①が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務として積載されている危険物(注)の火災、爆発または漏えいにより起因する事故

- ③ 航空機の滅失、破損または汚損
(注)危険物

道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第11条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第6条(当会社による援助)または第7条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の対物事故につき、保険金額(注1)の範囲内(注2)で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下この条において、同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①および②の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)のただし書および同条(7)のただし書
- ② 前条(1)のただし書
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第22条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1)保険金額

前条(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

(注2)保険金額(注1)の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

第12条(先取特権)

- (1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の

第11条

補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

第12条

対物事故において、損害賠償請求権者(事故の相手方)は他の債権者に優先して保険金を受け取ることができること(「先取特権」)について記載しています。

賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）保険金請求権
- 第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額（注）が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第9条（費用）①から④までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

（注）保険金額

第10条（支払保険金の計算）(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第13条
損害賠償請求権者への支払保険金と被保険者が請求できる費用保険金の合計額が保険金額を超過する場合は、損害賠償請求権者への支払保険金が優先される旨を記載しています。

この人身傷害補償条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。なお、保険証券記載の被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者を指定する旨の記載がある場合は、個人被保険者を含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
身体に傷害を被ること	事故の直接の結果として、次の①から③までのいずれかに該当することをいいます。 ① 傷害 生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合で、平常の生活または平常の業務に従事することができない状態であること。 ② 後遺障害 被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、治療の効果が医学上期待できない状態であること。 ③ 死亡 死亡したこと。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。なお、契約自動車以外の自動車には原動機付自転車を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①または②に該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。） ② 被保険者の父母、配偶者または子
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとします。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内において、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注1）に対して、この人身傷害補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車の運行に起因する事故

- ② 他の自動車の運行に起因する事故。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次のア. からオ. までの条件をすべて満たしているときにかぎります。

ア. 他の自動車の用途および車種が、契約自動車の用途および車種の区分ごとにそれぞれ次のとおりであること。

契約自動車の用途および車種の区分	他の自動車の用途および車種
(ア) 下記(イ)および(ウ)以外の場合	二輪自動車および原動機付自転車を除くすべての用途および車種
(イ) 二輪自動車の場合	原動機付自転車を除くすべての用途および車種
(ウ) 原動機付自転車の場合	二輪自動車を除くすべての用途および車種

- イ. 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注2）（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）以外の自動車であること。
- ウ. 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。
- エ. 被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する他の自動車（注3）に搭乗中でないこと。
- オ. 被保険者が、自動車取扱業者であり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。
- ③ 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車に搭乗中である場合にかぎります。
- ④ 他の自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または他の自動車の落下。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中であり、かつ、②のア. からオ. までの条件をすべて満たして

概要

第1条
人身傷害補償保険の
保険金をお支払いする
場合について記載
しています。

ア. からオ. については、ご契約の自動車以外で、補償の対象となる自動車（「他の自動車」）の条件を記載しています。

- いる場合にかぎりです。
- (2) (1)の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者の訴えを裏付けるに足る医学的他覚所見のない症状による損害を含みません。
- (3) この人身傷害補償条項において、無保険自動車とは、他の自動車のうち、次の①から③までのいずれかの条件を満たすものをいいます。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がないこと。
 - ② 賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、その自動車について適用される対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を全く受けることができないこと。
 - ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無制限ではないこと。
- (4) 他の自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。
- (5) (3)および(4)の規定にかかわらず、他の自動車が2台以上ある場合は、すべての他の自動車について(3)または(4)のいずれかの条件を満たすときにかぎり、それぞれの他の自動車を無保険自動車とみなします。
- (注1)被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害
第6条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。
- (注2)所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注3)所有する他の自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (注1)暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2)核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3)核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4)競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使

第2条
人身傷害補償保険の
保険金をお支払いできない場合について
記載しています。

用している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で契約自動車または他の自動車を運転している場合に生じた損害
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - ③ 被保険者が、契約自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注1）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が他の自動車に競技もしくは曲技（注2）のために搭乗中、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注3）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、次条(1)の④に掲げる者が、自ら所有する他の自動車（注4）または主として使用する他の自動車を、自ら運転者として運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）創傷感染症

たんどく りんぼせんえん はいけつしょう ほしょうふう
 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（注2）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注3）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

（注4）自ら所有する他の自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（被保険者）

- (1) この人身傷害補償条項において、被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- (2) (1)に定める者のほか、次の①または②のいずれかに該当する者をこの人身傷害補償条項の被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎりま。

① 契約自動車の保有者（注2）

第3条
 人身傷害補償保険の
 保険金をお支払いで
 きない場合について
 記載しています。

1-3

第3章
 人身傷害補償条項

第4条
 人身傷害補償保険の
 補償の対象となる方
 について記載してい
 ます。

- ② 契約自動車の運転者（注3）
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、自動車取扱業者が契約自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者を含みません。
- (4) (1)および(2)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で契約自動車または他の自動車に搭乗している者は被保険者を含みません。
- (注1) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注2) 保有者
自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- (注3) 運転者
自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

第5条（個別適用）

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準（以下「算定基準」といいます。）に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合は、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第8条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険金額（注1）を限度とします。ただし、別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額（注1）が無制限以外のときは、保険金額（注1）の2倍の金額を限度とします。

㊦自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

㊦極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗されている方は補償の対象外となります。

第5条
この人身傷害補償条項に定める内容は、補償の対象となる方ごとに個別に適用します。

第6条
損害額の決定方法について記載しています。

第7条
ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

第8条
人身傷害補償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

① 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額

+ ② 前条①および②の費用の合計額

(2) 他の自動車が無保険自動車である場合は、(1)の規定による保険金のほか、(1)の①の損害額に、賠償義務者の責任割合を乗じた額および(1)の②の額の全額を支払います。ただし、損害額および(1)の②の額の合計額から(1)の規定により支払われる保険金を差し引いた額を限度とします。

(3) 次の①から⑥までのいずれかに該当するもの（以下この(3)において、「回収金等」といいます。）がある場合において、回収金等の合計額が保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額（注2）の算定にあたっては、その基準により算出された額を損害額とします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は損害額に含みません。

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額

② 対人賠償保険等（注3）によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金または共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注4）

⑤ 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥ ①から⑤までのほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われるその他の給付（注5）で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（注1）保険金額

保険証券記載の保険金額をいいます。

（注2）自己負担額

損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

（注3）対人賠償保険等

人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

（注4）給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注5）その他の給付

保険金および共済金を含みません。

☞相手自動車が無保険自動車である場合の保険金のお支払い方法について記載しています。

☞自賠責保険などの回収金がある場合の保険金のお支払い方法について記載しています。

第9条 補償の対象となる方が損害を被った時点で既に存在していた身体の障害または疾病の影響により損害が重大となった場合の損害額の決定方法などについて記載しています。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決

定してこれを支払います。

- ① 被保険者が第1条の損害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が第1条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

②被保険者が治療を怠ったために損害が重大となった場合の損害額の決定方法について記載しています。

この車両条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険価額	契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

概 要

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車の盗難

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

- (2) (1)の契約自動車には、次の①から③までに規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

① 契約自動車に定着（注1）されている物

② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注2）、ETC車載器（注3）その他これらに準ずる物

③ ①および②以外の物で、契約自動車に装備（注4）されている物

- (3) (2)の付属品には、次の①から④までのいずれかに該当する物を含みません。

① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

② 法令により、自動車に定着（注1）、固定または装備（注4）することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

④ 付属機械装置（注5）のうち、保険証券に明記されていない物

（注1）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注2）カーナビゲーションシステム

自動車用電子式航法装置をいいます。

（注3）ETC車載器

有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。

（注4）装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品と

第1条
車両保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

☞付属品として車両保険の補償の対象になるものを記載しています。

☞付属品の対象にならないものを記載しています。

して備えつけられている状態または法令に従い契約自動車に備えつけられている状態をいいます。

(注5)付属機械装置

医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。

第2条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が契約自動車の保険価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、契約自動車の保険価額が著しく減少した場合は、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の契約自動車の保険価額に至るまで減額することを請求できます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア. からオ. までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - ウ. 上記ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 - エ. 上記ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. 上記ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (注1) 暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質

第2条

車両保険の保険金額が保険価額よりも超過もしくは減少している場合の取扱いについて記載しています。

第3条

車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

使用済燃料を含みます。

(注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注4)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場
所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使
用している場合を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損
害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、くさ
びその他自然の消耗
- ② 故障損害(注)
- ③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品
または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち第1条(保険金を支払う場合)(2)の
③に定める物に生じた損害。ただし、契約自動車の
他の部分と同時に損害を被った場合または火災によ
って損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。
ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被っ
た場合または火災もしくは盗難によって損害が生じ
た場合を除きます。
- ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品に
生じた損害
(注)故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電
氣的損害または機械的損害をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者
が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車
を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第
105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約
自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、
覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな
いおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に
生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべ
き者(これらの者が法人である場合は、その理事、
取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の
買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づ
く契約自動車の借主(これらの者が法人である場合
は、その理事、取締役または法人の業務を執行する
その他の機関)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

第6条(被保険者)

この車両条項において、被保険者とは、契約自動車の
所有者をいいます。

第7条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害
が生じた地および時における契約自動車の保険価額に
よって定めます。
- (2) 契約自動車の損傷を修理することができる場合は、
次の算式により算出された額を損害の額とします。た
だし、実際に修理しなかった場合は、修理費は保険価
額を限度とします。

第4条
車両保険の保険金をお
支払いできない場合
について記載してい
ます。

第5条
車両保険の保険金をお
支払いできない場合
について記載してい
ます。

第6条
車両保険の補償の対
象となる方について
記載しています。

第7条
損害額の決定方法に
ついて記載していま
す。

☞ご契約の自動車
が修理可能な場合の
損害額の計算方法に
ついて記載していま
す。

① 修理費

- 一 ② 修理に際し部分品を交換したために契約自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

- 一 ③ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

第8条（修理費）

この車両条項において、修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第9条（費用）

次条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）をいいます。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 応急処置費用	契約自動車が走行不能（注2）となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用
④ 運搬費用	契約自動車が走行不能（注2）となった地から、次のア、またはイ、のいずれかの場所まで契約自動車をレッカー車等で運搬するために要する費用 ア、損害発生の地、保険証券記載の被保険者の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）または契約自動車の所有者の居住地のもよりの修理工場 イ、上記ア、以外の場所で、当会社の指定する場所
⑤ 引取費用	契約自動車が走行不能（注2）となった場合で、③または④の費用のほか、契約自動車を引き取るために要する費用
⑥ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

（注1）費用

収入の喪失を含みません。

（注2）走行不能

自力で走行できない状態、盗難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

第8条

車両保険における修理費の定義を記載しています。

第9条

ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

区 分	保険金の額
① 全損の場合	保険価額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額。 ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、これに保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。 第7条（損害額の決定）の損害の額 — 免責金額

- (2) (1)の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当会社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。ただし、前条③から⑤までの費用については、当会社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、前条③から⑤までの費用を合計して、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 当会社は、(2)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険金額または保険価額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。
- (4) 第7条（損害額の決定）の損害の額および前条の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下この(4)において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は(1)から(3)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) この車両条項において、全損とは、第7条（損害額の決定）(1)による損害の額または修理費が、保険価額以上となる場合をいいます。
- (6) (1)の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めるものとします。
- （注）自己負担額
損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)から(3)までに定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

㊦(2)に定める費用などは、ご契約の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

㊦第三者からの回収金がある場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

第11条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) 契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったとき

第12条
車両保険金をお支払いした場合の、ご契約の自動車の所有権の取扱いについて記載しています。

は、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第13条（盗難自動車の返還）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の①に定める契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第13条
ご契約の自動車が盗難にあわれた場合で、保険金をお支払いした後に発見された場合の取扱いについて記載しています。

この基本条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運送代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、特段の定めのないかぎり、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害補償条項に定める賠償義務者をいいます。
被保険者	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項における被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項の保険金をいいます。
保険金請求権者	人身傷害補償条項に定める保険金請求権者をいいます。
無効	契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分によるものとします。

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、必要事項が記載された当会社所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。
（注）初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

- 当会社は、契約自動車^①が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
- （注）日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（注1）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注1）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者または記名被保険者（注1）が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
 - （注1）記名被保険者
車両保険契約においては、被保険者とします。
 - （注2）事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧めた場合を含みます。

第1条

当社の保険責任が開始する日時と終了する日時について記載しています。

① 保険期間の初日以降であっても、保険契約申込書未提出の場合は、当社の保険責任は生じません。

② ご契約者の保険料の払込方法については所定の特約に規定しています。

第2条

当社の保険責任が日本国内（日本国外における船舶内を含みます。）での事故を対象とする旨を記載しています。

第3条

ご契約時に告知事項について正確に申告いただく義務（告知義務）があることと、告知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

③ 上記(2)の例外となる場合について記載しています。

第4条

ご契約締結後に①から③の事実が発生した場合にその事実を通知する義務（通知義務）があることと、通知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

1-5

第5章 基本条項

第4条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- ① 契約自動車の用途、車種または登録番号（注1）を変更すること。
- ② この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生じさせる事実が発生すること。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生すること。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (8) 保険契約締結の後、保険契約申込書または保険証券に記載された等級に変更を生じさせる事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実について、当会社に正確に通知しなければなりません。
- (注1) 登録番号
車両番号を含みます。
- (注2) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。
- (注3) この保険契約の引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更

した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（契約自動車の譲渡）

- (1) 契約自動車が譲渡（注1）された場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を契約自動車の譲受人（注2）に移転させるときは、あらかじめその旨を書面をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 当会社は、契約自動車が譲渡（注1）された後、(1)の書面を受領するまでの間に契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社が(1)の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

（注1）譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。

（注2）譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第7条（契約自動車の入替）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合で、新規取得自動車または所有自動車と契約自動車の入替を行うときは、保険契約者は、あらかじめその旨を書面をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

- ① 次のア. からエ. までのいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途および車種（注1）の自動車^①を新たに取得（注2）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（この条において、「自動車の新規取得」といい、その自動車を「新規取得自動車」といいます。）

ア. 契約自動車の所有者

イ. 記名被保険者

ウ. 記名被保険者の配偶者

エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

- ② 契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合（以下この条において、「契約自動車の廃車等」といいます。）。ただし、①のア. からエ. までのいずれかに該当する者が所有（注3）する自動車（契約自動車および新規取得自動車を除き、契約自動車と同一の用途および車種（注1）の自動車とします。この条において、「所有自動車」といいます。）がある場合にかぎりず。

- (2) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- (3) 当会社は、自動車の新規取得または契約自動車の廃車等のあった後、(1)の書面を受領するまでの間に新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社が(1)の請求を承認しない場合は、当会社は、

第6条

ご契約の自動車を他の人に譲渡した場合で、保険契約上の権利・義務をあわせて移転させる場合の取扱いについて記載しています。

☞ご契約の自動車を譲渡した後に、ご契約の自動車に生じた事故については、保険金のお支払い対象となりません。

第7条

ご契約の自動車を、新しく取得した自動車または既に所有されている他の自動車に変更できる条件と、手続きについて記載しています。

☞上記(1)の所有者の定義を記載しています。

☞ご契約の自動車の変更手続きがなされていない場合は、保険金をお支払いできません。

保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合にかぎりです。

- (5) (4)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

(注1) 同一の用途および車種

別表Ⅱに掲げる用途および車種をいいます。

(注2) 取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(注3) 所有

所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第8条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第3条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第9条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第8条

第3条から第7条まで以外の契約内容の変更をする場合の取扱いについて記載しています。

第9条

ご契約が無効になる場合について記載しています。

第10条

ご契約が取消しになる場合について記載しています。

第11条

ご契約者からのお申し出による解除（解約）について記載しています。

第12条

所定の重大事由に該当し、当社が解除できる場合について記載しています。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 次の①から⑤までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3条(告知義務)(3)の③の承認をする場合または車両条項第2条（保険金額の調整）(1)の取消しをする場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 保険契約締結の後、第3条(2)の告げなかった事実または事実と異なることを告げたことを当会社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険契約者に対して通知したとき。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	
③ 第4条(通知義務)(1)および(8)の通知に基づいて保険契約の内容を変更する場合、第6条（契約自動車の譲渡）(1)または第7条（契約自動車の入替）(1)の承認をする場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更前の保険料と変更後の保険料の差額（注1）
④ 第4条(1)または(8)に該当する事実が発生したことを当会社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険契約者に対して通知したとき。ただし、同条(2)または(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	$\times \left(1 - \begin{array}{ l } \hline \text{既経過期間} \\ \text{（注2）に} \\ \text{対応する別} \\ \text{表Ⅲに掲げ} \\ \text{る短期料率} \\ \hline \end{array} \right)$ ウ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の保険料と変更前の保険料の差額（注1）
⑤ 第8条（契約内容の変更）の承認をする場合または車両条項第2条(2)の請求があった場合	$\times \begin{array}{ l } \hline \text{未経過期間（注3）} \\ \text{に対応する別表Ⅲ} \\ \text{に掲げる短期料率} \\ \hline \end{array}$

- (2) (1)の③から⑤までの場合で、当会社が別に定める条件を満たすときの返還または請求の計算は、別表Ⅲに

第14条
当社が保険料を返還する場合、追加保険料を請求できる場合について記載しています。

ご契約者が契約内容の変更を申し出られた場合についても、当社は所定の保険料を返還または追加保険料を請求できます。

定める短期料率によらず日割または当会社の定める方法によります。

(注1) 保険料の差額

保険期間が1年を超える場合は、保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。）ごとの保険料の差額とします。

(注2) 既経過期間

第4条（通知義務）(1)に該当する場合は、危険の減少が生じた時までの期間とします。

(注3) 未経過期間

第4条（通知義務）(1)に該当する場合は、危険増加が生じた時以降の期間とします。

第15条（保険料の取扱い—無効の場合）

第9条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の取扱い—取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の取扱い—解除の場合）

- (1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までの義務を履行しなければなりません。

区 分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止につとめさせること。
② 事故発生通知義務	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

第15条
ご契約が無効となった場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

第16条
ご契約が取消しとなった場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

第17条
ご契約が解除となった場合の保険料の取扱いについて記載しています。

第18条
事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項について記載しています。

③ 事故内容 通知義務	次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難届出 義務	契約自動車盗難にあった場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 修理着工 前確認義務	契約自動車を修理する場合は、必要な応急の仮手当をするときを除き、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。
⑥ 権利保全 行使義務	他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦ 賠償責任 承認前確認 義務	損害賠償の請求を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 訴訟通知 義務	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑨ 他保険通 知義務	他の保険契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑩ 書類提出 等義務	③のほか、次のア. およびイ. に定めること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

（注１）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第19条（事故発生時の義務－人身傷害事故の特則）

- (1) 人身傷害事故（注１）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が人身傷害補償条項第１条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①から⑤までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険

第19条

人身傷害補償保険の対象となる事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項を記載しています。

者との関係

- ② 対人賠償保険等（注2）の有無およびその内容
 ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 ④ 保険金請求権者が、同条項第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等（注2）の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 ⑤ 人身傷害事故（注1）の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者は、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 当会社は、賠償義務者または人身傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。
- （注1）人身傷害事故
 人身傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）
 (1)に規定する人身傷害事故をいいます。
- （注2）対人賠償保険等
 人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

第20条（事故発生時の義務違反）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなく第18条（事故発生時の義務）または前条(1)、(2)もしくは(4)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

区 分	差引金額
① 第18条①の損害防止義務違反	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第18条②の事故発生通知義務違反	当会社が被った損害の額
③ 第18条③の事故内容通知義務違反	
④ 第18条④の盗難届出義務違反	
⑤ 第18条⑤の修理着工前確認義務違反	
⑥ 第18条⑥の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
⑦ 第18条⑦の賠償責任承認前義務違反	損害賠償責任がないと認められる額

第20条

ご契約者または補償の対象となる方が、事故発生時の義務（第18条および第19条参照）を履行されなかった場合の取扱いについて記載しています。

⑧ 第18条⑧の訴訟通知義務違反	当会社が被った損害の額
⑨ 第18条⑨の他保険通知義務違反	
⑩ 第18条⑩または前条(1)もしくは(2)の書類提出等義務違反	
⑪ 前条(4)の事前確認義務違反	保険契約者、被保険者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を、損害額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- 対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用に関しては、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われた場合は、(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (2)の損害額（注）は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害額が異なる場合は、いずれか高い額をいいます。

第22条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるようになります。

区 分	保険金請求権発生の時
① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

第21条

この保険契約の他に、保険金の支払要件を同じくする他の保険契約や共済契約が締結されていた場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

この保険契約以外の他の保険契約などによって、優先的に保険金が支払われる場合は、当社は超過額についてのみ保険金をお支払いします。

免責金額が設定されている場合の取扱いについて記載しています。

第22条

保険金請求権の発生時期、保険金請求の方法などについて記載しています。

② 人身傷害補償条項に係る保険金	ア. 被保険者が死亡した場合	死亡した時
	イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合	後遺障害が生じた時
	ウ. 被保険者が傷害を被った場合	被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった時
③ 車両条項に係る保険金		損害発生の時

- (2) 被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書（注1）については、提出できない相応な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ④ 契約自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ 対物賠償責任条項または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの保険契約に付帯される特約の規定に定めるものおよび保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- (5) 人身傷害補償条項に係る保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次の①から③までのいずれかに該

☞保険金請求をする際の必要提出書類について記載しています。

☞被保険者に保険金請求ができない事情がある場合は、所定の代理人が保険金

当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会
社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者
の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（内
縁を含みません。③において同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する
者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保
険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①お
よび②に規定する者に保険金を請求できない事情が
ある場合は、①以外の配偶者または②以外の３親等
内の親族

(7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請
求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複し
て保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、
保険金を支払いません。

(8) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険
金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に
違反した場合または(2)、(3)もしくは(6)の書類に事実と
異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽
造もしくは変造した場合は、当会社は、それによっ
て当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払
います。

(注１)交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自
動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事
故の場合にかぎりします。

(注２)見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注３)写真

画像データを含みます。

第23条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて
30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次
の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払いま
す。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項
として、事故の原因、事故発生状況、損害または
傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な
事項として、保険金が支払われない事由としてこの
保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項とし
て、損害の額（注２）または傷害の程度、事故と損
害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項とし
て、この保険契約において定める解除、無効または
取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無およ
び内容、損害について被保険者が有する損害賠償請
求権その他の債権および既に取得したものの有無およ
び内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定
するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特
別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にか
かわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日
を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注３）を経
過する日までに、保険金を支払います。この場合にお
いて、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を
終えるべき時期を被保険者、保険金請求権者または保
険金を受け取るべき者に対して通知するものとしま
す。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、
検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果
の照会（注４）180日

を請求することがで
きます。

第23条

当社が保険金をお支
払いする時期および
保険金をお支払いす
るために必要な確認
事項について記載し
ています。

☞上記(1)の確認に
特別な調査等が必要
な場合の取扱いにつ
いて記載していま
す。

- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(6)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 損害の額
保険価額を含みます。
- (注3) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会
その他法令に基づく照会を含みます。
- (注5) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、人身傷害に関して、第18条（事故発生時の義務）②もしくは③の通知または第22条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- (注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することを行います。
- (注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第25条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相당한理由がある場合は、その提出を省略することができます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

第24条

当社が人身傷害事故の通知を受けた場合において、当社が指定する医師の診断書等の提出を求めることができる旨を記載しています。

第25条

事故の被害者の方が、対人賠償責任条項第8条または対物賠償責任条項第8条に基づき、直接請求をする場合の、損害賠償額の請求方法および支払い時期などについて記載しています。

- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
 - ⑧ その他当社が(7)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) (1)の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (4) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（内縁を含みません。③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族
- (5) (4)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 当社は、対人賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)、対物賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注３）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項と

して、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(8) (7)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(7)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注3）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注4）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (7)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注5） 180日

② (7)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (7)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(7)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (7)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(9) (7)および(8)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注6）は、これにより確認が遅延した期間については、(7)または(8)の期間に算入しないものとします。

（注1）見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真

画像データを含みます。

（注3）請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注4）次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注5）照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注6）これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条（時効）

保険金請求権は、第22条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（損害賠償額請求権の行使期限）

対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法

第26条

保険金請求権者が保険金を請求することができる期日について記載しています。

第27条

事故の被害者の方が、対人賠償責任条項第8条および対物賠償責任条項第8条に基づき、直接請求をする場合の請求権の行使期限を記載しています。

律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第28条 (代 位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が被保険者等債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その被保険者等債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者等債権(注)の全額

- ② ①以外の場合

被保険者等債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き続き有する被保険者等債権(注)は、当会社に移転した被保険者等債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 被保険者または保険金請求権者が取得した被保険者等債権(注)が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

- ② 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合に生じた損害

- ③ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害

- ④ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害

- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

- (4) 被保険者および保険金請求権者は、(1)により取得した被保険者等債権(注)を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注)被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、人身傷害補償条項に係る保険金を支払った損害について、被保険者および保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させるこ

第28条

当社が保険金をお支払いした場合に、被保険者・保険金請求権者が有する第三者への損害賠償請求権その他の債権が当社に移転する旨を記載しています。

第29条

保険契約者を変更する場合の取扱いについて記載しています。

とができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を契約自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第6条（契約自動車の譲渡）(1)の規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

（注）譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第30条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

☞ご契約者が亡くなられた場合のこの保険契約の取扱いについて記載しています。

第30条
保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合の取扱いについて記載しています。

1-5

第5章 基本条項

<別表Ⅰ> 後 遺 障 害 等 級 表

この表は、人身傷害補償条項に使用します。

表 1 介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害
第 1 級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第 2 級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

注 1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注 2 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

表 2 表 1 以外の後遺障害

等 級	後 遺 障 害
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力 ^{きやうしり} が0. 02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力 ^{きやうしり} が0. 02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力 ^{きやうしり} が0. 06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力 ^{きやうしり} が0. 06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第 5 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力 ^{きやうしり} が0. 1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの

第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの

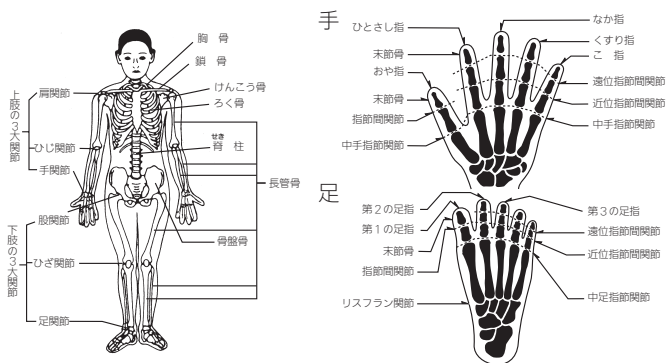
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手のご指を失ったもの (10) 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1 手のご指の用を廃したもの (7) 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外貌に醜状を残すもの

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

- 注3 手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 注4 足指を失ったものととは、その全部を失ったものをいいます。
- 注5 足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 注6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 注7 同一事故により、表2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合は、次の①から④までに定めるところによります。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 注8 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

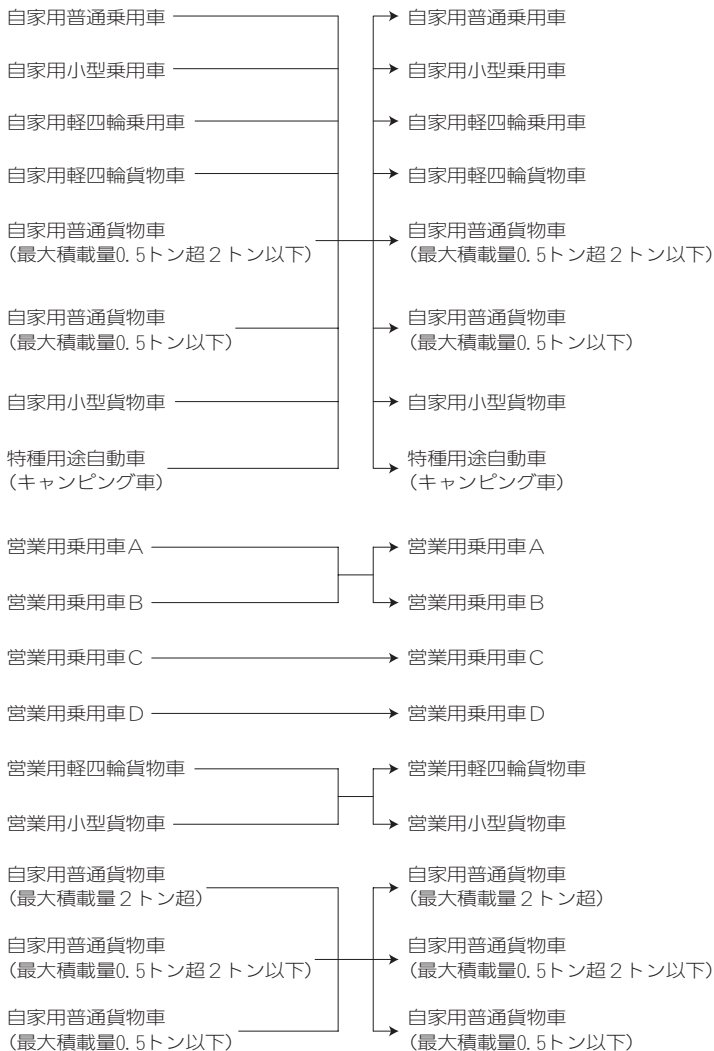
関節などの説明図

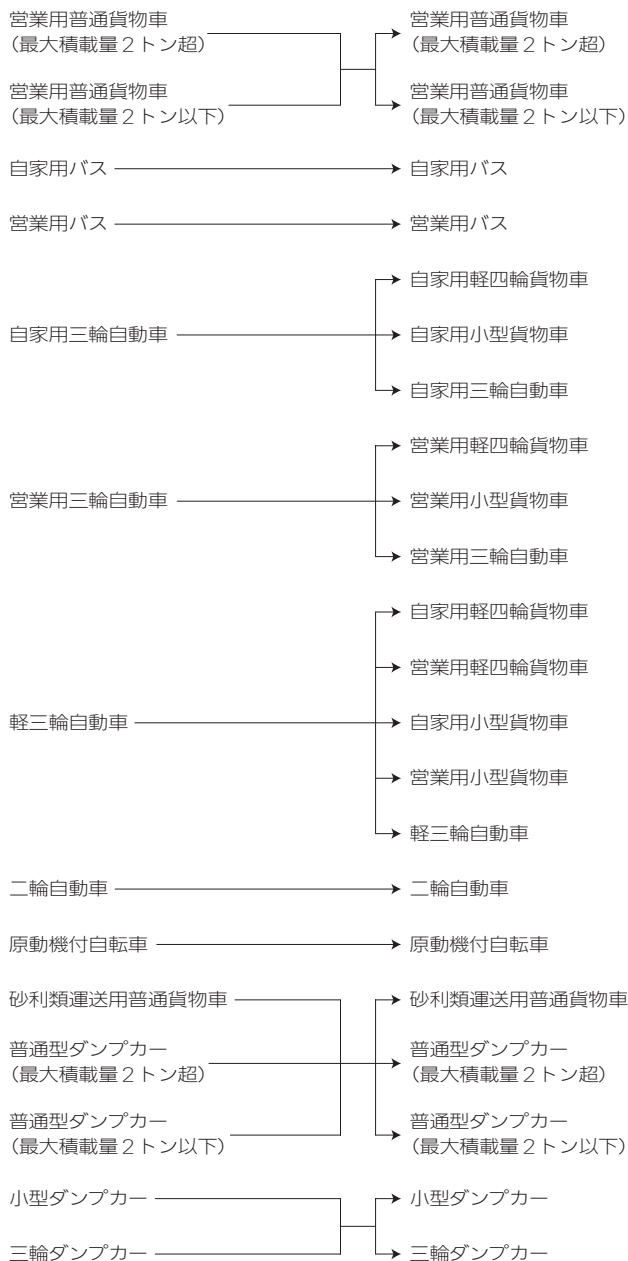


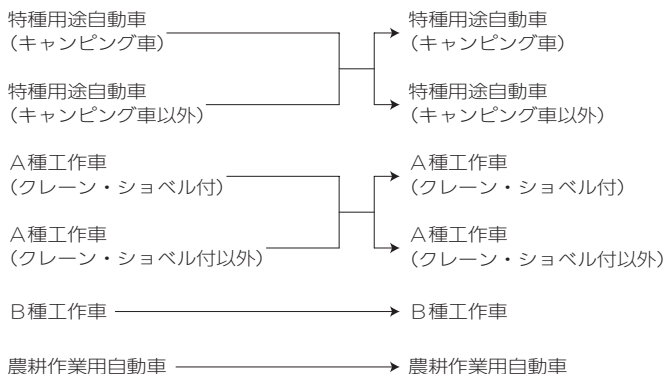
<別表Ⅱ> 契約自動車の入替ができる用途および車種の区分表

契約自動車

新たに取得し、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または契約自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車







注1 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。

注3 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。

注4 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。

注5 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

注6 上記のほか、自動車の用途および車種の区分は、自動車の登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色、自動車検査証（自動車届出済証および標識交付証明書を含みます。）の記載事項等に基づき当社が定める区分によるものとします。

<別表Ⅲ> 短期料率表（保険期間が1年の場合）

既経過期間 または 未経過期間	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

注1 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が1年を超える場合の短期料率は、保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。）ごとの既経過期間または未経過期間に対応する短期料率とし、最終保険年度が1年に満たない場合は、注2によります。

注2 保険期間が1年に満たない場合は、次の数値を短期料率とします。

$$\frac{\text{既経過期間または未経過期間に対応する月数}}{\text{保険期間に対応する月数}}$$

注3 既経過期間、未経過期間および保険期間について、1か月に満たない日数がある場合は、これを1か月とします。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。

なお、「臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

損害の種類	支払保険金の額等		
1. 積極損害	(1) 治療関係費	① 応急手当費	応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
		② 診察料	必要かつ妥当な実費とします。
		③ 入院料	原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とします。
		④ 投薬料、手術料、処置料等	必要かつ妥当な実費とします。
		⑤ 通院費、転院費、入・退院費	必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
		⑥ 看護料	原則として、医師がその療養上看護が必要と認めた場合にかぎり、次のア、またはイ、に定めるとおりとします。
			ア. 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合
			厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の料金(食費を含みます。)とします。
			イ. 近親者等が看護した場合
			(ア) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。
			(イ) 医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。
			(ウ) 12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付添った場合は、1日につき2,050円とします。

	⑦ 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。
	⑧ 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
	⑨ 義肢等の費用	ア. 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等 イ. 上記ア. に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。
	⑩ 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。
	(2) その他の費用	上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
2. 休業損害	受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。 なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。 (1) 有職者の場合 次の①から④までの算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。 なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。 ① 給与所得者 【算式】 事故直前3か月間の月例給与等 × 休業損害の対象となる日数 90日 ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。 イ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。 ウ. 賞与等について、現実収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。 エ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。	

② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

【算式】	$\frac{(\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{365\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$
------	---

ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

【算式】	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額(固定給を除く)} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$
------	---

ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準ずる者をいいます。

イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

【算式】	$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$
------	---

(2) 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

付表Ⅱに基づき計算した金額を基準とします。
 なお、被保険者の受傷の態様が重傷（脳挫傷、胸腹部臓器破裂等）をいいます。）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割り増します。
 また、妊婦が胎児を死産または流産した場合は、次の金額を加えます。

妊 娠 月 数	金 額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）以上6か月（24週）以内	50万円
7か月（25週）以上	80万円

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表Ⅰによります。

損害の種類	支払保険金の額等															
1. 逸失利益	後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)に従い、被保険者の区分に応じた計算方法で計算します。 (1) 用語 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">用 語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 収入額</td></tr> <tr> <td>ア. 現実収入額</td><td> 事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 </td></tr> <tr> <td>イ. 年齢別平均給与額</td><td rowspan="2">付表Ⅰによります。</td></tr> <tr> <td>ウ. 全年齢平均給与額</td></tr> <tr> <td>② 労働能力喪失率</td><td>付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td></tr> <tr> <td>③ 労働能力喪失期間</td><td>付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td></tr> <tr> <td>④ ライプニッツ係数</td><td>労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。</td></tr> </tbody> </table>	用 語		① 収入額		ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。	ウ. 全年齢平均給与額	② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	③ 労働能力喪失期間	付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	④ ライプニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。
用 語																
① 収入額																
ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。															
イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。															
ウ. 全年齢平均給与額																
② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。															
③ 労働能力喪失期間	付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。															
④ ライプニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。															

(2) 被保険者区分別計算方法

区 分	計 算 方 法										
① 家事従事者 以外の有職者	次のア. またはイ. のいずれか高い額とします。 ア. <table><tr><td>現 実 収入額</td><td>×</td><td>労働能力 喪 失 率</td><td>×</td><td>労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数</td></tr></table> イ. <table><tr><td>年齢別 平 均 給与額</td><td>×</td><td>労働能力 喪 失 率</td><td>×</td><td>労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数</td></tr></table> ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。 なお、退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。	現 実 収入額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数	年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数
現 実 収入額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数							
年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数							
② 家事従事者 および18歳以 上の学生	<table><tr><td>年齢別 平 均 給与額</td><td>×</td><td>労働能力 喪 失 率</td><td>×</td><td>労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数</td></tr></table> ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。	年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数					
年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数							
③ 幼児および 18歳未満の学 生	<table><tr><td>全年齢 平 均 給与額</td><td>×</td><td>労働能力 喪 失 率</td><td>×</td><td>労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数</td></tr></table>	全年齢 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数					
全年齢 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数							
④ 身体・精神 に特別異常が なく十分働く 意思と能力を 有している無 職者	<table><tr><td>年齢別 平 均 給与額</td><td>×</td><td>労働能力 喪 失 率</td><td>×</td><td>労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数</td></tr></table> ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。	年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数					
年齢別 平 均 給与額	×	労働能力 喪 失 率	×	労働能力喪失期 間に対応するラ イプニッツ係数							

2. 精神的 損害	後遺障害等級別に次の金額を基準とします。		
	後遺障害等級	父母・配偶者・子の いずれかがいる場合	左記以外
	第1級	2,200万円	1,400万円
	第2級	1,900万円	1,200万円
	第3級	1,500万円	1,000万円
	第4級	950万円	
	第5級	750万円	
	第6級	650万円	
	第7級	550万円	
	第8級	450万円	
	第9級	350万円	
	第10級	250万円	
	第11級	180万円	
	第12級	130万円	
	第13級	90万円	
	第14級	50万円	
3. 将来の 介護料	将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の(1)および(2)に従い、次の算式により計算します。		
	介護料および諸雑費	× 12 ×	介護期間に対応する ライブニッツ係数
	(1) 別表Ⅰの表1の第1級に該当する後遺障害の場合		
	介護料および諸雑費	1か月につき20万円とします。	
	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。	
	ライブニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳによります。	
	(2) 別表Ⅰの表1の第2級、別表Ⅰの表2の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合		
	介護料および諸雑費	1か月につき10万円とします。	
	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。	
	ライブニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳによります。	
4. その他の 損害	上記1. から3. まで以外の後遺障害による損害については、将来支出される費用を含み、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライブニッツ係数により控除して認定します。		

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

損害の種類	支払保険金の額等																									
1. 葬儀費	60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。																									
2. 逸失利益	死亡により生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)および(3)に従い、被保険者の区分および年金等の受給の有無に応じた計算方法で計算します。 (1) 用語 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">用 語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 収入額</td></tr> <tr> <td>ア. 現実収入額</td><td>事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</td></tr> <tr> <td>イ. 年齢別平均給与額</td><td rowspan="2">付表Ⅰによります。</td></tr> <tr> <td>ウ. 全年齢平均給与額</td></tr> <tr> <td>② 生活費</td><td> 被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>35%</td></tr> <tr> <td>3人以上</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>③ 就労可能年数</td><td>付表Ⅵによります。</td></tr> <tr> <td>④ ライフニッツ係数</td><td>就労可能年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。</td></tr> </tbody> </table>	用 語		① 収入額		ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。	ウ. 全年齢平均給与額	② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>35%</td></tr> <tr> <td>3人以上</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割 合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%	③ 就労可能年数	付表Ⅵによります。	④ ライフニッツ係数	就労可能年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。
用 語																										
① 収入額																										
ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。																									
イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。																									
ウ. 全年齢平均給与額																										
② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>1人</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>35%</td></tr> <tr> <td>3人以上</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割 合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%															
被扶養者の人数	割 合																									
なし	50%																									
1人	40%																									
2人	35%																									
3人以上	30%																									
③ 就労可能年数	付表Ⅵによります。																									
④ ライフニッツ係数	就労可能年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライフニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。																									

(2) 被保険者区分別計算方法

区 分	計算方法
① 家事従事者 以外の有職者	次のア. またはイ. のいずれか高い額とします。 ア. $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{現 実} \\ \hline \text{収入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に} \\ \hline \text{対応するライプ} \\ \hline \text{ニッツ係数} \\ \hline \end{array}$ イ. $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に} \\ \hline \text{対応するライプ} \\ \hline \text{ニッツ係数} \\ \hline \end{array}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。 なお、退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。
② 家事従事者 および18歳以 上の学生	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に} \\ \hline \text{対応するライプ} \\ \hline \text{ニッツ係数} \\ \hline \end{array}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
③ 幼児および 18歳未満の学 生	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{全 年 齢} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に} \\ \hline \text{対応するライプ} \\ \hline \text{ニッツ係数} \\ \hline \end{array}$
④ 身体・精神 に特別異常が なく十分働く 意思と能力を 有している無 職者	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就労可能年数に} \\ \hline \text{対応するライプ} \\ \hline \text{ニッツ係数} \\ \hline \end{array}$ ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(3) 年金等の受給者

被保険者が年金等の受給者（各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。）である場合は、(2)の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年金等} \\ \hline \text{の 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{死亡時の年齢} \\ \hline \text{における平均} \\ \hline \text{余命年数のラ} \\ \hline \text{イプニッツ係} \\ \hline \text{数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{死亡時の年齢} \\ \hline \text{における就労} \\ \hline \text{可能年数のラ} \\ \hline \text{イプニッツ係} \\ \hline \text{数} \\ \hline \end{array} \right)$$

3. 精神的 損害	被保険者の属性別に次の金額を基準とします。	
	被保険者の属性	金 額
	被保険者が一家の支柱である場合	2,200万円
	被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。）	1,600万円
	被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
	被保険者が上記以外である場合	1,600万円
4. その他の 損害	上記1. から3. まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。	

付表 I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年 齢	男 子	女 子	年 齢	男 子	女 子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齢 平均給与額	415, 400	275, 100			
18	187, 400	169, 600	43	478, 300	301, 000
19	199, 800	175, 800	44	482, 000	298, 800
20	219, 800	193, 800	45	485, 600	296, 500
21	239, 800	211, 900	46	489, 300	294, 300
22	259, 800	230, 000	47	492, 900	292, 000
23	272, 800	238, 700	48	495, 500	291, 800
24	285, 900	247, 400	49	498, 100	291, 700
25	298, 900	256, 000	50	500, 700	291, 600
26	312, 000	264, 700	51	503, 300	291, 400
27	325, 000	273, 400	52	505, 800	291, 300
28	337, 300	278, 800	53	500, 700	288, 500
29	349, 600	284, 100	54	495, 500	285, 600
30	361, 800	289, 400	55	490, 300	282, 800
31	374, 100	294, 700	56	485, 200	280, 000
32	386, 400	300, 100	57	480, 000	277, 200
33	398, 000	301, 900	58	455, 400	269, 000
34	409, 600	303, 700	59	430, 900	260, 900
35	421, 300	305, 500	60	406, 300	252, 700
36	432, 900	307, 300	61	381, 700	244, 500
37	444, 500	309, 100	62	357, 200	236, 400
38	450, 500	307, 900	63	350, 100	236, 400
39	456, 600	306, 800	64	343, 000	236, 400
40	462, 600	305, 600	65	336, 000	236, 500
41	468, 600	304, 500	66	328, 900	236, 500
42	474, 700	303, 300	67	321, 800	236, 500
			68～	314, 800	236, 600

付表Ⅱ 傷害による精神的損害額表（隔日以上通院の場合）

（単位：万円）

治療開始日からの経過月数	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目	7 か月目	8 か月目	9 か月目	10 か月目	11 か月目	12 か月目	13 か月目	14 か月目	15 か月目以降
入院の場合	25.2	25.2	25.2	20.2	17.6	15.1	12.6	11.4	10.0	7.6	7.6	6.3	5.0	3.8	3.8
通院の場合 （隔日以上通院の場合）	12.6	12.6	12.6	10.1	8.8	7.6	6.3	6.3	5.0	5.0	3.8	2.6	2.6	2.5	2.5

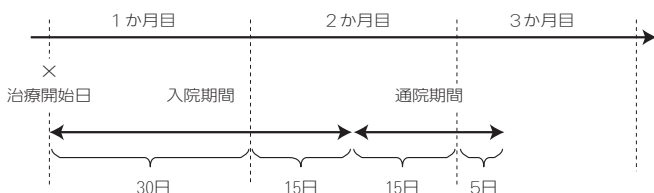
〔適用上の注意〕

1. 入院期間に対する精神的損害額は、入院期間に対応する上表の額の合計額とし、通院期間に対応する精神的損害額は、通院期間に対応する上表の額の合計額とします。ただし、入院期間または通院期間において1か月未満の端日数が生じた月目については、その端日数が生じた月目の上表の額を日割計算します。
2. 通院の場合の上表の額は、通院期間に対して通院実日数（医師による往診日数を含みます。以下同様とします。）が隔日以上の日数である場合の通院の精神的損害額とします。したがって、通院実日数が隔日を下回る日数である場合は、次の算式により通院期間に対する精神的損害額を決定します。

$$\boxed{\text{通院期間に対応する上表の額の合計額}} \times \frac{\boxed{\text{通院実日数} \times 2}}{\boxed{\text{通院期間}}}$$

3. 上表の適用にあたっては、30日を1か月とみなします。
（例）入院期間45日、通院期間20日、通院実日数5日の場合

（単位：万円）



$$\text{入院期間に対する精神的損害額} = 25.2 + 25.2 \times \frac{45 - 30}{30} = 37.8$$

$$\begin{aligned} \text{通院期間に対する精神的損害額} = & \left\{ 12.6 \times \frac{60 - 45}{30} + 12.6 \right. \\ & \left. \times \frac{20 - (60 - 45)}{30} \right\} \times \frac{5 \times 2}{20} = 4.2 \end{aligned}$$

$$\text{精神的損害額} = 37.8 + 4.2 = 42.0$$

付表Ⅲ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表Ⅳ ライプニッツ係数表

期 間	ライプニッツ係数	期 間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

注 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間20年の場合

12.462（20年の係数）－6.463（8年の係数）＝5.999

付表V 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	78 85	77 84	76 83	75 82	74 81	73 80	72 79	71 78	70 77	69 76
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男女	68 75	67 74	66 73	65 72	64 71	63 70	62 69	62 68	61 67	60 66
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男女	59 65	58 64	57 63	56 62	55 62	54 61	53 60	52 59	51 58	50 57
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男女	49 56	48 55	47 54	46 53	45 52	44 51	43 50	42 49	41 48	40 47
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男女	39 46	38 45	37 44	37 43	36 42	35 41	34 40	33 39	32 38	31 37
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男女	30 36	29 35	28 34	27 34	27 33	26 32	25 31	24 30	23 29	22 28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男女	22 27	21 26	20 25	19 24	18 24	18 23	17 22	16 21	15 20	15 19
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男女	14 18	13 18	13 17	12 16	11 15	11 14	10 14	9 13	9 12	8 11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男女	8 11	7 10	7 9	6 9	6 8	5 7	5 7	5 6	4 6	4 5
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男女	4 5	3 5	3 4	3 4	3 4	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男女	2 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	110歳									
男女	1 1									

別紙

人身傷害補償条項損害額算定基準

付表Ⅵ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数

〔1〕18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

注 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例） 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年（64年－15年）
- (4) 適用する係数 8.739 （19.119－10.380）

〔2〕18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

特 約

用語の定義

この保険契約に付帯される特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。なお、保険証券記載の自動車には原動機付自転車を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自家用8車種	用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）である自動車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、特段の定めのないかぎり内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者またはその者の傷害に基づき保険金を支払う対象となる者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとします。
---------	---

運転者の範囲に関わる特約

2-1 運転者年齢条件特約

第1条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、次の①から⑤までのいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ ①から③までの者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人
 - ⑤ 契約自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員（注）となっているときは、その法人の業務に従事中の使用人
 - (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対人事故および対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故
 - (3) (1)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- （注）役員
理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）

- (1) 前条(1)の規定により当会社に支払責任が発生しない事故が生じた場合であっても、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用があり、かつ、次の①から③までの条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害に対しては、当社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（注1）を適用します。
 - ① 事故発生の時において、契約自動車または他の自動車（注2）を運転していた者が、契約自動車を運転することができる運転免許（注3）を新たに取得した者（以下「新規運転免許取得者」といいます。）であること。
 - ② 事故発生の日が、①の新規運転免許取得者の運転免許証に記載されている免許の年月日（以下「免許取得日」といいます。）の翌日から起算して30日以内の日であること。
 - ③ ①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領すること。
- (2) 当会社は、(1)の場合を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の場合とみなして、同条の規定に従い、追加保険料を請求できます。

- (注1) 普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項付帯された他の特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。
- (注2) 他の自動車
他車運転特約第2条（他の自動車の定義）または他車運転特約（二輪・原付）第1条（他の自動車の定義）に規定する他の自動車をいいます。
- (注3) 運転免許
道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

2-2 運転者限定特約

第1条（限定運転者）

- (1) この特約において、限定運転者とは、保険証券に限定運転者として記載されている次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者およびその配偶者
 - ② 記名被保険者およびその家族
- (2) (1)の家族とは次の①から③までに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者の配偶者
 - ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第2条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、限定運転者以外の者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- ① 契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対人事故および対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故

第3条（保険始期時点における限定運転者に関する特則）

- (1) 当会社は、保険期間の初日の時点で、限定運転者であった者（以下「始期時点限定運転者」といいます。）が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、事故の発生の時に契約自動車を運転していた者が始期時点限定運転者である事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と認めた場合にかぎりします。
- (2) (1)の規定を適用する場合は、保険契約者は、書面をもって承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 当会社は、(2)の承認をする場合は、次の①または②のいずれかの期間に対し、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約の規定に従い追加保険料を請求します。
- ① 保険契約者または記名被保険者が、始期時点限定運転者が限定運転者に該当しなくなった事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）について当会社が妥当と認める資料の提出を行い、その資料によって事実の発生日が特定できる場合は、事実の発生日から保険期間の末日までの期間
 - ② ①以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間
- (4) 当会社は、保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、(1)の規定は適用しません。
- (5) この保険契約の保険期間の初日以降事実の発生日までの間に、保険契約者が、この保険契約について次の①または②のいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、(1)、(3)の②および(6)中「保険期間の初日」とあるのを「当会社が承認した、第3条（保険始期時点における限定運転者に関する特則）(5)の①または(5)の②により契約条件を変更すべき期間の初日（該当する変更の承認が複数ある場合は最も遅い日とします。）」と読み替えて適用するものとします。
- ① 運転者限定特約の付帯
 - ② 記名被保険者の変更
- (6) 当会社は、保険期間の初日以降、当会社が(3)の承認を行うまでの間に生じた事故（注）による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用します。

(注) 当会社が(3)の承認を行うまでの間に生じた事故
始期時点限定運転者が契約自動車を運転している間に生じた事故を除きます。

2-1
3-3

相手への賠償に関わる特約

3-1 対人臨時費用対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用は損害の一部とみなさず、同条項第10条（支払保険金の計算）(2)の②に定める額を支払いません。

3-2 自賠責適用除外車対人賠償特約

第1条（自賠責適用除外車に関する取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(3)および同条項第10条（支払保険金の計算）(1)の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第8条(3)の②の額および同条項第10条(1)の③の額を差し引きません。

第2条（自賠責保険等の契約がある場合）

契約自動車に自賠責保険等が締結されている場合は、前条の規定は適用しません。

3-3 対物全損時修理差額費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
修理費	損害が生じた地および時において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると当会社が認めた場合は、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。
対物全損時修理差額費用	次の①から②を差し引いた費用のうち、当会社が事前に承認したものをいいます。ただし、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用にかぎりず。 ① 対物事故による被害自動車の修理費から修理に伴って生じた残存物の額を差し引いた額 ② 被害自動車の価額（当会社が認定する、損害が生じた地および時における被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）
被害自動車	対物事故により被害を受けた自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故により被保険者（普通保険約款対物賠償責任条項第4条（被保険者）に定める者をいいます。以下同様とします。）が法律上の損害賠償責任を負担すべき場合は、その対物事故に伴い被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金を被保険者に支払います。ただし、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）もしくは同条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）、普通保険約款基本条項または付帯された他の特約の規定により、対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担

相手への賠償に関わる特約

することによって被る損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①または②のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害
- ② 被害自動車の修理費のうち、次のア、またはイ、のいずれかに該当する部分品の修理を負担することによって被る損害
ア、法令により禁止されている改造をおこなった部分品
イ、法令により自動車に定着、固定または装備することを禁止されている部分品

第3条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被害自動車ごとに個別に適用します。

第4条（対物全損時修理差額費用保険金）

- (1) 当社は、対物全損時修理差額費用のうち被保険者が負担した額を対物全損時修理差額費用保険金として支払います。ただし、対物全損時修理差額費用に当会社が認める被保険者の対物事故に係る責任割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
 - (2) 被害自動車の車両保険等（注）によって保険金または共済金（以下「保険金等」といいます。）が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当社は、対物全損時修理差額費用からその超過額（以下この(2)において、「超過額」といいます。）を差し引いた額を対物全損時修理差額費用とみなして、(1)の規定を適用します。この場合において、既に超過額に対して対物全損時修理差額費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 - ① 被害自動車の車両保険等（注）によって被害自動車の修理費に対して支払われる保険金等の額。ただし、被害自動車の修理費のうち、被害自動車の所有者以外の第三者が負担すべき金額で被害自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金等の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金等の額とします。
 - ② 被害自動車の価額
- （注）被害自動車の車両保険等
偶然な事故によって被害自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が実際に対物全損時修理差額費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、被保険者が実際に支出した被害自動車の修理費の明細書を当会社に提出しなければなりません。

第6条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「対物全損時修理差額費用特約」と読み替えるものとします。

3-4 レンタカーの対物賠償保険に関する特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があり、かつ、契約自動車がレンタカー（注）である場合は必ず付帯されます。
（注）レンタカー

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条（対物賠償保険の特則）

記名被保険者がレンタカー事業者である場合は、当会社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について契約自動車の借受人である被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の規定は適用しません。

（注）被保険者

記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。

3-5 けん引自動車の対物賠償保険に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、契約自動車がけん引中（注1）の被けん引自動車が減失、破損または汚損されることにより同条項第4条（被保険者）の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、その被けん引自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任にかぎります。
 - (2) (1)の被けん引自動車とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車であって、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までのいずれかに該当する者が使用または管理するものをいいます。ただし、これらの者が所有するものを除きます。
 - (3) (1)の被けん引自動車には、次の①から③までに規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
 - ① 被けん引自動車に定着（注2）されている物
 - ② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被けん引自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注3）、ETC車載器（注4）その他これらに準ずる物。ただし、取りはずして使用する物を除きます。
 - ③ ①および②以外の物で、被けん引自動車に装備（注5）されている物
 - (4) (3)の付属品には、次の①から③までの物を含みません。
 - ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により、被けん引自動車に定着（注2）、固定または装備（注5）することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
- （注1）けん引中
駐車または停車中を除きます。
- （注2）定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- （注3）カーナビゲーションシステム
自動車用電子式航法装置をいいます。
- （注4）ETC車載器
有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。
- （注5）装備
自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被けん引自動車に備えつけられている状態をいいます。

第2条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転特約または臨時代替自動車特約が付帯される場合は、他車運転特約第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)および臨時代替自動車特約第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

3-3
3-5

相手への賠償に関わる特約

ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

4-1 人身契約自動車搭乗中のみ特約

当会社は、普通保険約款人身傷害補償条項第4条（被保険者）(1)に定める被保険者については、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の場合にかぎり、同条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

（注）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

4-2 バスの人身保険金支払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
1 事故保険金額	保険証券記載の1 事故保険金額をいいます。

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、契約自動車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスであり、かつ、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合は必ず付帯されます。

第2条（当会社の責任限度額等）

- 当会社の支払うべき保険金（注）の総額は、この特約により、1 回の事故につき、1 事故保険金額を限度とします。
- 被保険者1 名ごとの保険金（注）の合計額が、1 事故保険金額を超える場合は、次の算式により被保険者1 名ごとに支払う保険金の額を決定します。

被保険者1 名ごとの
保険金（注）の額

×

1 事故保険金額

被保険者1 名ごとの保険金（注）の額の合計額

（注）保険金

普通保険約款人身傷害補償条項第8条（支払保険金の計算）の保険金をいいます。

第3条（保険金の請求）

保険金の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

4-3 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
医療保険金	治療給付金および入院給付金をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および <u>医療保険金</u> をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 - 契約自動車の運行に起因する事故
 - 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
- (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ア、法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - ③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
- （注）創傷感染症
たんどく りんぼ せんえん はいけつしょう はしょうふう
丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- （注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
- （注）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 保険金額の全額
1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第7条（後遺障害保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表1の保険金支払割合
------	---	---

- (2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の割合が次の②の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の①の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表1の保険金支払割合の合計の割合
- ② 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表1の保険金支払割合
- (3) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式により算出された割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表1の保険金支払割合

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表1の保険金支払割合

- (4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第8条（重度後遺障害保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。
- ② 介護を必要とすると認められること。
- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害保険金を支払います。

第9条（医療保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合は、次の①および②に定める金額を医療保険金として被保険者に支払います。

支 払 事 由		医療保険金の額
① 治療給付金	治療を要した場合	1回の事故につき1万円

② 入通院給付金	治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が5日以上となった場合（注）	傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表2に定める金額
----------	---	------------------------------

- (2) 別表2の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、入通院給付金を支払います。
- (3) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表2の複数の項目に該当する場合は、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を入通院給付金として支払います。
- (4) 被保険者が入通院給付金の支払を受けられる傷害を被り、(1)の②の治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに入通院給付金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当会社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い方の額を入通院給付金として支払います。
- (注) 入院または通院した治療日数の合計が5日以上となった場合
5日目の入院または通院の日が事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。ただし、前条(4)に該当する場合については、この規定は適用しません。
- ① 被保険者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア、被保険者に後遺障害が生じた時 イ、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時
③ 医療保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア、事故発生日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時 イ、治療が終了した時

第13条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（代 位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）」と読み替えるものとします。

<別表1> 後遺障害保険金支払割合表

等 級	保険金支払割合	等 級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

<別表2> 入通院給付金支払額基準

部 位 症 状	頭 部	の眼 ぞお くよ び顔 面 部を	眼	歯 部	頸 部	腹胸 部 または 腹部	ま背 た部、 は 臀腰 部部	上 手 指をの ぞく	手 指	下 足 指をの ぞく	足 指	全 身（注）
打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
挫創または挫滅創	15万円	5万円	—	—	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	—	—	—	—	15万円	15万円	15万円	30万円	30万円	30万円	10万円	—
骨折または脱臼	60万円	25万円	—	—	80万円	30万円	60万円	30万円	10万円	45万円	15万円	—
欠損または切断	—	15万円	—	5万円	—	—	—	40万円	20万円	55万円	30万円	—
頭蓋内の内出血もしくは血腫（皮下をのぞく）または眼球の内出血もしくは血腫（皮下をのぞく）	75万円	—	20万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神経の損傷または断裂	95万円	25万円	50万円	—	100万円	—	70万円	30万円	30万円	30万円	10万円	—
臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	50万円	—	—	85万円	—	—	—	—	—	—

熱傷	5万円	5万円	—	—	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
その他	10万円	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	5万円	10万円	5万円	15万円

(注) 全身

次の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- ① 頭部
- ② 顔面部
- ③ 頸部
- ④ 胸部、腹部、背部、腰部および臀部
- ⑤ 上肢
- ⑥ 下肢

4-4 搭乗者傷害特約（日額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 契約自動車の運行に起因する事故
 - ② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - ③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
 （注）創傷感染症
たんどく りんぼ せんえん はいけつしやう はしやうふう
 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物

(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。

(注1)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第4条(被保険者)

(1) この特約において、被保険者とは、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

(注)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第5条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条(死亡保険金)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(注)保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第7条(後遺障害保険金)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額

×

普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合

(2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の割合が次の②の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の①の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合の合計の割合

② 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式により算出された割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応することの特約の別表の保険金支払割合

既にあった後遺障害に該当する等級に対応することの特約の別表の保険金支払割合

- (4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第8条（重度後遺障害保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。
- ② 介護を必要とすると認められること。
- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害保険金を支払います。

第9条（医療保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、②の場合は、保険証券記載の通院保険金日額の90日分に相当する額を限度とします。

① 入院した場合

$$\boxed{\text{入院した治療日数}} \times \boxed{\text{保険証券記載の入院保険金日額}}$$

② 通院した場合

$$\boxed{\text{通院した治療日数}} \times \boxed{\text{保険証券記載の通院保険金日額}}$$

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次の①または②に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を(1)の治療日数に含めます。
- ① 長管骨（注2）骨折および脊柱の骨折によるギブス
- ② 長管骨（注2）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注2）部分を含めたギブス
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、(1)の医療保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。
- （注1）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- （注2）長管骨
じょうわんこつ どうこつ しゃこつ だいたいこつ けいこつ ひこつ
上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響

- ② 被保険者が第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区 分		保険金請求権発生の時
① 死亡保険金		被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金		次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア、被保険者に後遺障害が生じた時 イ、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
③ 医療保険金	入院保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア、被保険者が治療を必要としない程度になおった時 イ、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
	通院保険金	次のア、からウ、までのいずれか早い時 ア、被保険者が治療を必要としない程度になおった時 イ、通院した治療日数の合計が90日となった時 ウ、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

第13条（時 効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（代 位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「搭乗者傷害特約（日額払）」と読み替えるものとします。

<別表>

後遺障害保険金支払割合表

等 級	保険金支払割合	等 級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%

第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

4-5 搭乗者傷害特約（医療保険金なし）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金および重度後遺障害保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 - 契約自動車の運行に起因する事故
 - 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
- (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた傷害
 - 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
 （注）創傷感染症
たんどく りんぼ せんえん はいけつしやう はしやうふう
 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
- ② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
- （注）室内
- 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- （注）保険金額の全額
- 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第7条（後遺障害保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額

×

普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合

- (2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の割合が次の②の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の①の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合の合計の割合
- ② 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合
- (3) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式により算出された割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合

- (4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第8条（重度後遺障害保険金）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。
- ② 介護を必要とすると認められること。
- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害保険金を支払います。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（当社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当社は、(1)に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア、被保険者に後遺障害が生じた時 イ、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

第12条（時 効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（代 位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医

師が作成した診断書等の要求) (1)中「人身傷害」とあるのを「搭乗者傷害特約 (医療保険金なし)」と読み替えるものとします。

<別表> 後遺障害保険金支払割合表

等 級	保険金支払割合	等 級	保険金支払割合
第 1 級	100%	第 8 級	34%
第 2 級	89%	第 9 級	26%
第 3 級	78%	第10級	20%
第 4 級	69%	第11級	15%
第 5 級	59%	第12級	10%
第 6 級	50%	第13級	7 %
第 7 級	42%	第14級	4 %

4-6 部位・症状別定額払医療保険金倍額特約

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第9条（医療保険金）(1)に規定する医療保険金の額に2を乗じた金額を同条(1)の医療保険金とします。

4-7 バスの搭乗者傷害保険金支払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
1 事故保険金額	保険証券記載の 1 事故保険金額をいいます。

第 1 条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、契約自動車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスであり、かつ、この保険契約に搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）、搭乗者傷害特約（日額払）または搭乗者傷害特約（医療保険金なし）（以下「搭乗者傷害特約」といいます。）が付帯されている場合は必ず付帯されます。

第 2 条（当会社の責任限度額等）

- 当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金（注）の総額は、この特約により、1 回の事故につき、1 事故保険金額を限度とします。
- 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第11条（当会社の責任限度額等）
 - 搭乗者傷害特約（日額払）第11条（当会社の責任限度額等）(1)または搭乗者傷害特約（医療保険金なし）第10条（当会社の責任限度額等）(1)の規定による被保険者 1 名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金（注）の合計額が、1 事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式により、被保険者 1 名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

被保険者 1 名ごとの死亡
保険金および後遺障
害保険金（注）の額

×

1 事故保険金額

被保険者 1 名ごとの死亡保険金および後遺障
害保険金（注）の合計額

- 当会社は、(1)および(2)に定める後遺障害保険金の総額と次の①および②の規定による重度後遺障害保険金の合計額が、1 事故保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
 - 搭乗者傷害特約第8条（重度後遺障害保険金）
 - 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第10条（他の身体の障害または疾病の影響）、搭乗者傷害特約（日額払）第10条（他の身体の障害または疾病の影響）または搭乗者傷害特約（医療保険金なし）第9条（他の身体の障害または疾病の影響）
- （注）死亡保険金および後遺障害保険金
搭乗者傷害特約第 1 条（保険金を支払う場合）の保険金のうち死亡保険金

および後遺障害保険金をいいます。

第3条（部位・症状別定額払医療保険金の特則）

この保険契約に搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）が付帯されている場合は、当会社は、前条に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し同特約第9条（医療保険金）および同特約第10条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による医療保険金を支払います。

第4条（日額払医療保険金の特則）

この保険契約に搭乗者傷害特約（日額払）が付帯されている場合は、同特約第9条（医療保険金）に定める医療保険金については、次の①から④までの定めるところによります。

- ① 当会社の支払うべき医療保険金のうち、搭乗者傷害特約（日額払）第9条(1)の①に係る保険金（以下「入院保険金」といいます。）の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式により算出された額（以下この条において、「入院保険金1事故限度額」といいます。）を限度とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の入院保険金日額の180日分に相当する額}}{\times} \frac{1 \text{ 事故保険金額}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}}$$

- ② 被保険者1名ごとの入院保険金の合計額が、入院保険金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式により、被保険者1名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの入院保険金の額}}{\times} \frac{\text{入院保険金1事故限度額}}{\text{被保険者1名ごとの入院保険金の合計額}}$$

- ③ 当会社の支払うべき医療保険金のうち、搭乗者傷害特約（日額払）第9条(1)の②に係る保険金（以下「通院保険金」といいます。）の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式により算出された額（以下この条において、「通院保険金1事故限度額」といいます。）を限度とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の通院保険金日額の90日分に相当する額}}{\times} \frac{1 \text{ 事故保険金額}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}}$$

- ④ 被保険者1名ごとの通院保険金の合計額が、通院保険金1事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式により、被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの通院保険金の額}}{\times} \frac{\text{通院保険金1事故限度額}}{\text{被保険者1名ごとの通院保険金の合計額}}$$

第5条（保険金の請求）

保険金（第3条（部位・症状別定額払医療保険金の特則）の医療保険金を除きます。）の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

4-8 地震・噴火・津波搭乗者傷害特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）第3条（保険金を支払わない場合—その2）②および⑤、搭乗者傷害特約（日額払）第3条（保険金を支払わない場合—その2）②および⑤または搭乗者傷害特約（医療保険金なし）第3条（保険金を支払わない場合—その2）②および⑤の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

4-5
4-8

搭乗者などの補償に関する特約

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款基本条項第23条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとしします。

（注）請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)および(6)の規定による手続きを完了した日をいいます。

4-9 無保険車傷害特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
相手自動車	契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）および日本国外にある自動車を除きます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次の①または②に該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としします。） ② 被保険者の父母、配偶者または子

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次の①から④までの条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がないこと。
- ③ 記名被保険者が個人であること。
- ④ 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（注）（以下「無保険車事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合にかぎり、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
① 自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）

- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下同様とします。）

(注)後遺障害が生じること

被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 契約自動車競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この規定は適用しません。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この(1)において、同様とします。）に従事している場合にかぎります。
 - ③ 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。た

- だし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎりです。
- (2) 当社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)の②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、この規定は適用しません。
- (3) 契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注1）は、当社は、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車取扱業者が契約自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、被保険者が契約自動車以外の自動車に競技もしくは曲技（注2）のために搭乗中、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注3）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）保険金または共済金の支払を受けることができる場合
保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- （注2）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注3）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第6条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- (2) (1)の規定にかかわらず、契約自動車および契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者を含みません。
- (3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰの後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じること（注2）によって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- （注1）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）普通保険約款別表Ⅰの後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じること
その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（無保険自動車の定義）

- (1) この特約において、無保険自動車とは、相手自動車で、次の①から③までのいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
- ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
- ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合
- (2) 相手自動車が明らかでないとして認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合は、それ

それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときにかぎり、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。

（注）保険金額または共済金額の合計額

（1）の①および②ならびに（2）に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

第9条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- （2）（1）の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにかかわらず、次の手続きによって決定します。
 - ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費 用 の 内 容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑤までの額の合計額を差し引いた額とします。ただし、保険証券記載の保険金額から③の額を差し引いた額を限度とします。

- ① 第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額および前条の費用
- ② 自賠償保険等によって支払われる金額
- ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠償保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ⑤ 第9条の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

第12条（保険金請求権者の義務）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の①から④までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金請求の手続き）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第14条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第15条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」、同条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)中「対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「無保険車傷害特約」と読み替えるものとします。

4-10 自損事故傷害特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次の①から④までの条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がないこと。
- ③ 記名被保険者が個人であること。
- ④ 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車の運行に起因する事故

② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限りかぎります。

- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

（注）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた傷害

ア、法令に定められた運転資格を持たない状態

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾

を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害

- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
- （注）創傷感染症
 たんどく りん ば せんえん はいけつしやう ほしやうふう
 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (2) 当会社は、自動車取扱業者が契約自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第5条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車の保有者（注1）
- ② 契約自動車の運転者（注2）
- ③ ①および②以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注3）に搭乗中の者
- (2) (1)の規定にかかわらず、契約自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。
- （注1）保有者
 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- （注2）運転者
 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
- （注3）室内
 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(注)1,500万円

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第8条（後遺障害保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の①から③までに定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

区 分	後遺障害保険金の額
① 普通保険約款別表Ⅰの表1の第1級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,800万円
② 普通保険約款別表Ⅰの表1の第2級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,300万円
③ 上記①および②以外の場合	普通保険約款別表Ⅰの表2に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額

- (2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の額が次の②の額に達しないときは、当会社は、次の①の額を後遺障害保険金として支払います。

① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額

② 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額

- (3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額

第9条（重度後遺障害保険金）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、200万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

① 普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。

② 介護を必要とすると認められること。

第10条（医療保険金）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

入院した治療日数 × 6,000円

② 通院した場合

通院した治療日数 × 4,000円

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置日数を含みます。

す。

- (3) 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次の①または②に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を(1)の治療日数に含めます。
- ① 長管骨（注2）骨折および脊柱の骨折によるギブス
 - ② 長管骨（注2）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注2）部分を含めたギブス
- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。
- (注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
- 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注2) 長管骨
- じょうわんこつ とうこつ しゃこつ だいたいこつ けいこつ ひこつ
上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ① 被保険者が第2条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条（死亡保険金）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、1,800万円を限度とします。
- (3) 当会社は、(1)に定める死亡保険金のほか、1回の事故につき、第10条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。
- (4) 当会社は、(2)に定める後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第9条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第10条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注1）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注1）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定は、第2条（保険金を支払う場合）の支払責任（注2）ごとに適用するものとします。
- (注1) 他の保険契約等
- 第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
- (注2) 第2条（保険金を支払う場合）の支払責任
- 第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第14条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③ 医療保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を必要としない程度になおった時 イ. 事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時

第15条（時 効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代 位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「自損事故傷害特約」と読み替えるものとします。

<別表>

後遺障害等級表

等 級	保険金支払額	等 級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

ご自身の自動車の補償に関わる特約

5-1 車両価額協定特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、契約自動車の用途および車種が自家用8車種である場合は必ず付帯されます。ただし、契約自動車がレンタカー（注）である場合を除きます。

（注）レンタカー

不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車（1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。）をいいます。

第2条（保険金額の調整の不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金額の調整）の規定は適用しません。

第3条（協定保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）は、保険契約締結の時ににおける契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を契約自動車の価額として協定し、その価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険金額として定めるものとします。
- (2) この特約において、「市場販売価格相当額」とは、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
- (3) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の価額が著しく増加した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社へ通知し、承認を請求しなければなりません。
- (4) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の価額が著しく減少した場合は、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまで減額することを請求できます。
- (5) (3)および(4)の場合は、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に(3)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から(4)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (6) 普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)の①または②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、同条(1)の①または②に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を(1)および(2)の規定により定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (7) 当会社は、(5)の場合を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の場合と、(6)の場合を、同条(1)の③の場合とそれぞれみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

第4条（価額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が契約自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第5条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）の規定にかかわらず、次の①および②に定めるとおりとします。

区 分	損 害 の 額
① 契約自動車の 損傷を修理する ことができない 場合	協定保険価額
② 上記①以外の 場合	次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、修理費（同条項の修理費をいいます。以下同様とします。）は協定保険価額を限度とします。 ア. 修理費 − イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 前条の損害の額について、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①および②に定めるとおりとします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

区 分	保 険 金 の 額
① 全損の場合	協定保険価額
② 上記①以外の 場合	次の算式により算出された額 前条②の額 − 免責金額

- (2) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、当会社は、(1)の保

険金に加え、保険証券記載の保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、(1)および(2)の保険金に加え、保険契約者または被保険者が同条項第9条（費用）の費用を支出した場合は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。ただし、同条③から⑤までの費用については、当会社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、同条③から⑤までの費用を合計して、15万円または保険証券記載の保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。
- (4) 普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）(3)の規定にかかわらず、当会社は、(2)および(3)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、(2)および(3)の保険金を支払います。
- (5) 前条の損害の額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下この(5)において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は(1)から(4)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) この特約において、全損とは、契約自動車の損傷を修理することができない場合または修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。
- (7) (1)の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。

(注)自己負担額

損害額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)、(3)および(4)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第7条（協定保険価額超過時の取扱い）

協定保険価額が普通保険約款車両条項の保険価額を著しく超える場合は、第5条（損害額の決定）および前条の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注）がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき臨時費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）により優先して臨時費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に臨時費用保険金もしくは共済金が支払われた場合は、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき臨時費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ臨時費用保険金を支払います。

(注)他の保険契約等

第6条（支払保険金の計算）(2)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。ただし、普通保険約款車両条項第12条（被害物についての当会社の権利）(1)のただし書の規定は適用しません。

5-2 車両価額協定不適用特約

当会社は、この特約により、車両価額協定特約（付帯された他の特約を含みます。）の規定は適用しません。

5-3 車両新価特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に車両価額協定特約の付帯があり、かつ、保険期間の末日が、契約自動車の初度登録（注）年月から37か月以内である場合に付帯されます。

(注)初度登録

契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第2条（新車価格相当額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）は、次の①および②のとおり新車価格相当額を定めるものとします。

区 分	新車価格相当額
① 保険契約締結の時ににおける契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がある場合	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載されたその自動車の新車の市場販売価格相当額
② 上記①以外の場合	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録（注）後1年未満の契約自動車と同等クラスの自動車の価格

- (2) 普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)の①または②のいずれかの場合に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、保険期間の末日が、同条(1)の①または②に定める新規取得自動車または所有自動車（以下この条において、「新規取得自動車等」といいます。）の初度登録（注）年月から37か月以内であるときは、(1)の規定により保険証券記載の新車価格相当額を新規取得自動車等の新車価格相当額に変更するものとします。
- (3) (2)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録（注）年月から37か月を超えるときは、当会社は、新規取得自動車等に対しては、この特約を適用しません。
- (4) 当会社は、(2)および(3)の場合を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の③の場合とみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- （注）初度登録
契約自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第3条（新車価格相当額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、契約自動車の新車価格相当額を定めるに際し、当会社が契約自動車の新車価格相当額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、この特約により、次の①および②の条件をすべて満たしている場合は、車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次条の規定により取得した自動車の価格とします。ただし、保険証券記載の新車価格相当額を限度とします。
- ① 当会社が保険金を支払うべき損害が次のア、またはイ、のいずれかとなる場合であること。
ア. 全損（注1）となる場合
イ. 上記ア. 以外で修理費（注2）が新車価格相当額の50%に相当する額以上となる場合（契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合にすぎません。）
- ② 次条に定める再取得義務が履行されること。
- (2) (1)の規定において、再取得した自動車の価格が協定保険価額（注3）を下回る場合は、当会社は、協定保険価額（注3）を保険金として支払います。
- (3) 当会社は、この特約により、当会社が保険金を支払うべき損害が全損（注1）の場合であって、かつ、契約自動車を修理したときは、(1)、(2)および車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、同特約第5条（損害額の決定）②に定める額を保険金として支払います。ただし、新車価格相当額を限度とします。
- (4) 当会社が保険金を支払うべき損害が契約自動車について盗難によって生じた損害である場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。
- (5) (1)から(3)までの場合において、車両価額協定特約第5条（損害額の決定）の損害の額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下この(5)において、「回収金」といいます。）がある場合で、回収金の額が被保険者の自己負担額（注4）を超過するときは、車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(5)の規定

にかかわらず、当会社は、(1)から(3)ならびに同特約第6条(3)および同条(4)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1)全損

車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(6)に定める全損をいいます。

(注2)修理費

普通保険約款車両条項の修理費をいいます。

(注3)協定保険価額

車両価額協定特約第3条（協定保険価額）(1)に定める協定保険価額をいいます。

(注4)自己負担額

損害額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)から(3)ならびに車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(3)および同条(4)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第5条（再取得義務）

被保険者は、前条(1)および(2)の規定による保険金を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)に規定する書類または証拠のほか、自動車を再取得（注）し、その再取得（注）を証明する書類または証拠（以下の条において「書類等」といいます。）を当会社に提出しなければなりません。ただし、被保険者がその事故により死亡した場合等、再取得（注）できない理由があり当会社が認めた場合は、被保険者に代わって、被保険者の配偶者または被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が自動車を再取得（注）し、書類等を当会社に提出することができます。なお、これらの再取得（注）および書類等の提出に関しては当会社の認める相当の理由がある場合を除き、事故発生の日の翌日から起算して1年以内に行なうこととします。

(注)再取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

第6条（再取得時諸費用保険金）

- (1) 第4条（支払保険金の計算）(1)および同条(2)の規定により当会社が保険金を支払うべき場合は、当会社は、保険証券記載の新車価格相当額の15%に相当する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、50万円を限度とします。
- (2) 当会社は、第4条（支払保険金の計算）に定める保険金と(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金の合計額を支払います。
- (3) 他の保険契約等（注）がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき再取得時諸費用保険金の額を支払います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）により優先して再取得時諸費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に再取得時諸費用保険金もしくは共済金が支払われた場合は、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。
- (5) 当会社は、この特約により、第4条（支払保険金の計算）(1)から同条(3)までの規定により当会社が保険金を支払うべき場合は、車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(2)に定める臨時費用保険金を支払いません。

(注)他の保険契約等

(1)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条（新車価格相当額超過時の取扱い）

新車価格相当額が契約自動車の正当な新車価格を著しく超える場合は、契約自動車の正当な新車価格を新車価格相当額として、第4条（支払保険金の計算）から前条までの規定を適用します。

第8条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社がこの特約による保険金（注）を支払った場合は、普通保険約款車両条項第12条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
 - (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思表示してこの特約による保険金（注）を支払ったときは、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
- (注)この特約による保険金

第4条（支払保険金の計算）(3)の保険金を除きます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、車両価額協定特約を準用します。

5-4 車両全損修理時特約

第1条（支払保険金の計算）

- (1) 契約自動車に生じた損害が車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(6)に定める全損の場合で、かつ、実際に修理したときは、当会社は、この特約により、同条(1)の規定にかかわらず、同特約第5条（損害額の決定）②に定める損害の額を保険金として支払います。ただし、保険証券記載の保険金額に50万円を加えた額を限度とします。
- (2) (1)の適用にあたって、車両価額協定特約第5条（損害額の決定）②の損害の額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(5)の規定にかかわらず、(1)、同特約第6条(3)および同条(4)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、この特約により保険金を支払うべき場合は、車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(2)に定める臨時費用保険金を支払いません。
- （注）自己負担額
損害額および普通保険約款車両条項第9条（費用）の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)、車両価額協定特約第6条（支払保険金の計算）(3)および同条(4)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第2条（被害物についての当会社の権利）

当会社がこの特約により保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

5-5 車対車自己負担なし特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
相手自動車	所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条（車両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用）

契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎり

（注）登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第2条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合において、普通

保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)のただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①から③までの書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称の記載のあるもの
- ② 契約自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

5-6 リースカーの車両費用保険特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者との貸借契約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約および普通保険約款基本条項に従い、契約自動車に生じた次の①または②のいずれかの事由によって、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。
 - ① 契約自動車の盗難
 - ② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
- (2) (1)の契約自動車には、次の①から③までに規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
 - ① 契約自動車に定着（注1）されている物
 - ② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注2）、ETC車載器（注3）その他これらに準ずる物
 - ③ ①および②以外の物で、契約自動車に装備（注4）されている物
- (3) (2)の付属品には、次の①から④までの物を含みません。
 - ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により、自動車に定着（注1）、固定または装備（注4）することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
 - ④ 付属機械装置（注5）のうち、保険証券に明記されていない物

(注1) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注2) カーナビゲーションシステム
自動車用電子式航法装置をいいます。

(注3) ETC車載器
有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。

(注4) 装備
自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い契約自動車に備えつけられている状態をいいます。

(注5) 付属機械装置
医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。

第2条（保険金額）

当会社と保険契約者または被保険者は、この保険契約を締結する際に、保険期間を通じてリース契約中途解約費用の額を下回らない額を保険金額として定めるものとします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア. からオ. までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

- イ. リース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 ウ. 上記ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 エ. 上記ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人
 オ. 上記ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりず。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- （注1）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する契約自動車の損傷によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障（注）
 - ③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷
 - ④ 付属品のうち第1条（保険金を支払う場合）(2)の③に定める物に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災による場合を除きます。
 - ⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難による場合を除きます。
 - ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損傷
- （注）故障
 偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電氣的故障または機械的故障をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた事故により被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- ② リース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

- ③ ①および②に定める者の法定代理人
 ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

第6条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、契約自動車にかかるリース契約上の借主をいいます。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次の①および②に定めるとおりとします。

区 分	損 害 の 額
① <u>契約自動車</u> の損傷を修理することができない場合	リース契約中途解約費用の額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、修理費はリース契約中途解約費用の額を限度とします。 ア. 修理費 − イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

- (2) この特約において、リース契約中途解約費用とは、契約自動車の損傷を原因としてリース契約を途中で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第8条（修理費）

この特約において、修理費とは、損傷が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合は、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第9条（費 用）

次条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）をいいます。

区 分	費 用 の 内 容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 応急処置費用	<u>契約自動車</u> が走行不能（注2）となった地において <u>契約自動車</u> を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用
④ 運搬費用	<u>契約自動車</u> が走行不能（注2）となった地から、次のア、またはイ、のいずれかの場所まで <u>契約自動車</u> をレッカー車等で運搬するために要する費用 ア. 損害発生地の、保険証券記載の被保険者の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）または <u>契約自動車</u> の所有者の居住地のもよりの修理工場 イ. 上記ア. 以外の場所で、当会社の指定する場所
⑤ 引取費用	<u>契約自動車</u> が走行不能（注2）となった場合で、③または④の費用のほか、 <u>契約自動車</u> を引き取るために要する費用
⑥ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する <u>契約自動車</u> の分担額

(注1)費用

収入の喪失を含みません。

(注2)走行不能

自力で走行できない状態、盗難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①および②に定めるとおりとします。

区 分	保 険 金 の 額
① 全損の場合	リース契約中途解約費用の額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、 <u>契約自動車</u> の修理が行われなときは、保険金額を限度とします。 第7条（損害額の決定）(1)の②の 損害額 － 免責金額

- (2) (1)の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当会社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。ただし、前条③から⑤までの費用については、当会社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、前条③から⑤までの費用を合計して15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 当会社は、(2)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。
- (4) 第7条（損害額の決定）の損害の額および前条の費用のうち、被保険者または契約自動車の所有者のために第三者から既に回収されたもの（ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。以下この(4)において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は(1)から(3)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) この特約において、全損とは、契約自動車の損傷を修理することができない場合または修理費がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。
- (6) (1)の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。
- （注）自己負担額
損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)から(3)までに定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第11条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の全部または一部の損傷によって被保険者が被る損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者または契約自動車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、被保険者または契約自動車の所有者が盗難にあった物について有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車について被保険者または契約自動車の所有者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第13条（盗難自動車の返還）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の①に定める契約自動車の盗難によって被保険者が被った損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返還し、かつ、被保険者が既に受け取った保険金を当会社に払い戻したときにかぎり、被保険者はその返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損傷により被った損害に対して保険金を請求することができます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の車両費用保険契約等（注1）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の車両費用保険契約等（注1）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を、損害額（注2）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、他の車両保険契約等（注3）がある場合は、当会社は、損害額（注2）が他の車両保険契約等（注3）によって契約自動車の所有者に支払われる保険金または共済金の額の合計額を超えるときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、他の車両保険契約等（注3）に優先して損害に対して保険金を支払います。
- (5) (2)および(3)の損害額（注2）は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
(注1)他の車両費用保険契約等
契約自動車に生じた事故により、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。
(注2)損害額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害額が異なる場合は、いずれか高い額をいいます。
(注3)他の車両保険契約等
契約自動車に生じた損害に対して、契約自動車の所有者に保険金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款および付帯された他の特約中「普通保険約款車両条項」、「車両条項」および「車両保険契約」とあるのを「リースカーの車両費用保険特約」と読み替えるものとします。

5-7 車両費用保険の修理費優先支払特約

第1条（この特約による支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、この特約により、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、リースカーの車両費用保険特約第10条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、同特約第7条（損害額の決定）(1)の②に定める損害の額（以下「損害の額」といいます。）から免責金額を差し引いた額とします。ただし、20万円（以下「限度額」といいます。）を限度とします。
 - ① 同特約の修理費が同特約のリース契約中途解約費用（以下「リース契約中途解約費用」といいます。）の額以上となり、当会社が同特約の全損と認定した場合で、かつ、実際に修理を行ったこと。
 - ② リース契約中途解約費用の額が、限度額以下であったこと。
- (2) (1)の保険金に加え、保険契約者または被保険者（リースカーの車両費用保険特約の被保険者をいいます。以下同様とします。）が同特約第9条（費用）に定める費用（以下「費用」といいます。）を支出した場合は、当会社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。
- (3) 当会社は、(2)の規定により支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。
- (4) 損害の額および費用のうち、被保険者または契約自動車の所有者のために第三者から既に回収されたもの（ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。以下この(4)において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、当会社は(1)から(3)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (1)の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、リースカーの車両費用保険特約第10条（支払保険金の計算）の規定に従い保険金を支払います。

(注)自己負担額

損害額および費用のうち、実際に発生した額の合計額から(1)から(3)までに定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

5-8 地震・噴火・津波車両損害特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条(保険金を支払わない場合—その1)③および⑥の規定にかかわらず、契約自動車について次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条 (保険金の支払時期)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款基本条項第23条(保険金の支払時期)(2)のほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

(注)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第22条(保険金の請求)(2)および(6)の規定による手続きを完了した日をいいます。

5-9 車対車衝突危険限定特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
相手自動車	所有者が <u>契約自動車</u> の所有者と異なる自動車(原動機付自転車を含みます。)をいいます。
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車がある所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対してのみ、同条項および普通保険約款基本条項(付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。)に従い、保険金を支払います。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎりず。

(注)登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項の規定による場合のほか、契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (費 用)

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第9条(費用)の規定にかかわらず、同条⑥に規定する費用は、同条項第10条(支払保険金の

5-6
5-9

ご自身の自動車の補償に関わる特約

計算)の費用に含めません。

第4条 (保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合において、普通保険約款基本条項第22条(保険金の請求)(2)のただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①から③までの書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの
- ② 契約自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条 (車両危険限定特約(A)が付帯されている場合の特則)

この保険契約に車両危険限定特約(A)が付帯されている場合は、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

5-10 車両危険限定特約(A)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次の①から⑧までのいずれかに該当する損害にかぎり、同条項および普通保険約款基本条項(付帯された他の特約を含みます。)に従い、保険金を支払います。

- ① 契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害
 - ② 盗難によって生じた損害
 - ③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - ④ 台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
 - ⑤ 落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為(注)によって生じた損害。ただし、契約自動車の運行によって生じた損害でないことおよび契約自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害でないことが明らかであるものにかぎりします。
 - ⑥ 窓ガラス破損の損害。ただし、そのガラス代金にかぎりします。
 - ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
- (注)人為的行為
普通保険約款車両条項の被保険者による行為を除きます。

5-11 車両危険限定特約(B)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次の①から⑧までのいずれかに該当する損害にかぎり、同条項および普通保険約款基本条項(付帯された他の特約を含みます。)に従い、保険金を支払います。

- ① 契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為(注)によって生じた損害。ただし、契約自動車の運行によって生じた損害でないことおよび契約自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害でないことが明らかであるものにかぎりします。
- ⑥ 窓ガラス破損の損害。ただし、そのガラス代金にかぎりします。
- ⑦ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑧ ①から⑦までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、次のア、またはイ、のいずれかの損害に対しては、普通保険約款車両条項第7条(損

害額の決定)による損害の額が同条項に定める保険価額の60%に相当する額以上となる場合にかぎり、保険金を支払います。

ア. 契約自動車と他物との衝突または接触によって生じた損害

イ. 契約自動車の転覆または墜落によって生じた損害

- (2) 契約自動車について車両価額協定特約の付帯がある場合は、当会社は、(1)の⑧のただし書の規定にかかわらず、契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害に対しては、次の①または②のいずれかに該当するときにかぎり、保険金を支払います。

① 契約自動車の損傷を修理することができないとき。

② 同特約第5条(損害額の決定)②に定める損害の額が、保険証券記載の保険金額の50%以上となるとき。

(注)人為的行為

普通保険約款車両条項の被保険者による行為を除きます。

5-12 車両臨時費用対象外特約

第1条(臨時費用保険金の取扱い)

当会社は、この特約により、車両価額協定特約第6条(支払保険金の計算)(2)の規定により支払われる臨時費用保険金を支払いません。

第2条(再取得時諸費用保険金の取扱い)

この保険契約に、車両新価特約が付帯されている場合は、当会社は、この特約により、同特約第6条(再取得時諸費用保険金)の規定により支払われる再取得時諸費用保険金を支払いません。

5-13 契約自動車の盗難事故対象外特約

第1条(この特約が必ず付帯される条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、契約自動車の用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合は必ず付帯されます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、当会社の支払うべき損害が契約自動車の盗難によって生じた損害(注)である場合は、保険金を支払いません。

(2) この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用がある場合は、契約自動車の盗難に起因して他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、普通保険約款対人賠償責任条項第4条(被保険者)または対物賠償責任条項第4条(被保険者)に定める被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。

(注)盗難によって生じた損害

発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

5-14 車両保険の適用範囲に関する特約

第1条(この特約が必ず付帯される条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、契約自動車が次の①から⑤までのいずれかの自動車である場合は必ず付帯されます。

① 精密機械を装着した特種用途自動車

② 工作用自動車

③ 農耕作業の用に供する自動車

④ 消防自動車

⑤ タンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車

第2条(単独損害の補償対象外)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、次の物については、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合にかぎり、同条項および普通保険約款基本条項(付帯された他の特約を含みます。)の規定に従い、保険金を支払います。

区 分	この規定の対象となる物
① 契約自動車に精密機械を装着した特種用途自動車である場合	保険証券に明記された付属機械装置
② 契約自動車に工作用自動車である場合	次のア、またはイ、に該当する物 ア、キャタピラ、排土板（カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。）、バケット（つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品 イ、リーダ（ステアおよびフロントブラケットを含みます。）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（モータを含みます。）、パイプロハンマ（チャックを含みます。）その他これらに類似の機能を有する物であって、契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
③ 契約自動車に農耕作業の用に供する自動車である場合	鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（部分品の付帯部品を含みます。）

- (2) 当会社は、付属機械装置（注）に生じた損害と契約自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通保険約款車両条項第7条（損害額の決定）から第10条（支払保険金の計算）までの規定を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置（注）の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

(注) 付属機械装置

(1)の①の付属機械装置をいいます。

第3条（付属品の補償対象外）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、次に定める物については、契約自動車に含めません。

区 分	対象外となる物
① 契約自動車が工作用自動車である場合	<u>契約自動車</u> から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
② 契約自動車が消防自動車である場合	<u>契約自動車</u> から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用具等の積載付属品
③ 契約自動車がタンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車である場合	<u>契約自動車</u> に付属するホース

5-15 ブーム対象外特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車のブーム部分については、契約自動車に含めません。

- (2) (1)のブーム部分とは、次の①および②の物をいいます。

- ① ブーム（ジブを含みます。以下同様とします。）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブームと機能上一体をなしている部分品およびブームの機能上必要である部分品
- ② ①に定めるものに定着または装備されている次のア、からオ、までの物
 - ア、使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
 - イ、安全装置および警報装置
 - ウ、作動油および油脂類
 - エ、配線、配管およびホース類

5-16 事故時代車費用特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に損害が生じたことに伴い、被保険者（契約自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）が契約自動車の代替交通手段として、レンタカー（注）を代車として利用する費用（以下「代車費用」といいます。以下同様とします。）を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、次条に定める金額を代車費用保険金として被保険者に支払います。ただし、同条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）、同条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）もしくは同条項第5条（保険金を支払わない場合—その3）、普通保険約款基本条項または付帯された他の特約の規定により、契約自動車に生じた損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。
- (2) 契約自動車が盗難にあった場合は、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出たときにかぎり、(1)の規定を適用します。
- (3) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- (4) (1)の規定にかかわらず、被保険者が正当な理由によりレンタカー（注）以外の自動車を代車として利用した場合は、被保険者が負担した費用のうち、その代車の取得代金、点検・整備料等を勘案した実費相当額として当会社が認めた費用を代車費用とします。ただし、その代車の利用について被保険者が事前に当会社に通知し、当会社が承認した場合にかぎります。
- (5) (1)の規定にかかわらず、契約自動車が自力で走行できる場合で、被保険者がその損傷を修理しないときは、当会社は、代車費用保険金を支払いません。（注）レンタカー
道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

前条に定める代車費用の1日あたりの額。ただし、保険証券記載の支払限度日額を限度とします。

×

実際に代車を使用した日数。ただし、次条に定める期間を限度とします。

第3条（代車費用保険金の支払対象期間）

- (1) 前条の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、事故日から次の①から③までのいずれか早い日までの期間に被保険者が利用した代車にかかる費用にかぎります。
- ① 事故日からその日を含めて保険証券記載の日数後の日
 - ② 契約自動車の代替自動車を新たに取得した日
 - ③ 契約自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証（以下「車検証」といいます。）の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日。ただし、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に契約自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故日の翌日以降に修理工場等に入庫した場合であって、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知し、当会社が承認したときは、修理工場等に入庫した日を事故日とみなして(1)の規定を適用します。
- (3) 契約自動車が盗難にあった場合は、盗難の事実を警察官に届け出た日を事故日とみなして(1)および(2)の規定を適用します。この場合において、契約自動車が発見されて、修理の必要がないときは、(1)の③中「修理完了後」とあるのを、「発見された後」と読み替えるものとします。

5-14
5-16

「自身の自動車の補償に関する特約」

第4条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が代車費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第5条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「事故時代車費用特約」と読み替えるものとします。

5-17 宿泊・移動費用特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たす場合は必ず付帯されます。

- ① この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- ② 契約自動車の用途および車種が家用用8車種であること。
- ③ 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、被保険者が(2)に定める宿泊・移動費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊・移動費用保険金を支払います。

- ① 普通保険約款車両条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定により保険金支払対象となる事故が発生していること。
- ② 契約自動車が走行不能（注）となった場合で、走行不能（注）となった地から普通保険約款車両条項第9条（費用）④のア. またはイ. に定める場所までレッカー車等で運搬されたこと。

(2) この特約において、宿泊・移動費用とは、次の①および②の費用をいいます。

区 分	費 用 の 内 容
① 宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、走行不能（注）となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するときに要する1泊分の客室料（飲食費用を含みません。）
② 移動費用	被保険者が走行不能（注）となった地から、出発地、居住地および当面の目的地に合理的な経路および方法で移動するために要する費用。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合はその超過した額を含みません。

(3) (2)の②の移動先が複数となる場合は、当会社は、移動の目的および経路等について当会社が合理的であると認めたときにかぎり、それらの移動先まで移動するために要する費用を移動費用として取り扱います。

(4) 当会社は、被保険者が(2)の①の宿泊費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名に対し、1万円を限度とします。

(5) 当会社は、被保険者が(2)の②の移動費用を負担することによって被る損害に対し、移動費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名に対し、2万円を限度とします。

（注）走行不能

自力で走行できない状態をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって、

その被保険者に生じた損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。

- (2) 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が次の①から③までのいずれかの状態で契約自動車運転している場合に生じた損害により、その被保険者が宿泊・移動費用を負担することによって被る損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。

- ① 法令に定められた運転資格を持たない状態
- ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

第4条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）
 - ② 契約自動車の所有者
 - ③ 記名被保険者
- (2) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。以下同様とします。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- （注1）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）搭乗中の者
一時的に契約自動車から離れている者を含み、契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗している者および極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

第5条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が宿泊・移動費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第6条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「宿泊・移動費用特約」と読み替えるものとします。

5-18 休車費用特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）に従い保険金を支払う場合は、この特約により、次条に定める金額を休車費用保険金として被保険者（契約自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が、普通保険約款車両条項および基本条項に従い保険金を支払う場合であっても、被保険者が契約自動車の損傷を修理せず、かつ、契約自動車の代替として自動車を新たに取得しないときは、休車費用保険金を支払いません。
- (3) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第2条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う休車費用保険金の額は、(2)に定める支払対象日数の保険証券記載の支払日額を乗じた額とします。

(2) (1)の「支払対象日数」は、次の①または②のいずれかに定める日数とします。ただし、45日を限度とします。

① 当会社が普通保険約款車両条項および基本条項に従い、全損として保険金を支払う場合は、次のア、またはイ、のいずれかの日数

ア. 被保険者が契約自動車の代替として自動車を新たに取得した場合は、事故日からその日を含めて契約自動車の代替として自動車を新たに取得した日までの日数

イ. 被保険者が契約自動車の代替として自動車を新たに取得しない場合で、かつ、契約自動車の損傷を修理（注）したときは修理費（普通保険約款車両条項の修理費をいいます。以下同様とします。）にもとづく、別表に定める支払対象日数

② ①以外の場合は、次のア、またはイ、のいずれかの日数

ア. 被保険者が契約自動車の損傷を修理（注）した場合は、修理費にもとづく、別表に定める支払対象日数

イ. 被保険者が契約自動車の損傷を修理（注）しない場合で、かつ、契約自動車の代替として自動車を新たに取得したときは、事故日からその日を含めて契約自動車の代替として自動車を新たに取得した日までの日数または契約自動車の損傷を修理（注）するための修理費にもとづく、別表に定める支払対象日数のいずれか短い日数

（注）修理

契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するための修理をいいます。

第3条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、前条(2)の規定によって当会社が保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第4条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（代位）

当会社がこの特約に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者が休車費用について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)中「対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用」とあるのを「休車費用特約」に読み替えるものとします。

<別表>

修理工賃額（注）	支払対象日数	修理工賃額（注）	支払対象日数
～76,000円以下	0日	912,000円超～950,000円以下	23日
76,000円超～114,000円以下	1日	950,000円超～988,000円以下	24日
114,000円超～152,000円以下	2日	988,000円超～1,026,000円以下	25日
152,000円超～190,000円以下	3日	1,026,000円超～1,064,000円以下	26日
190,000円超～228,000円以下	4日	1,064,000円超～1,102,000円以下	27日
228,000円超～266,000円以下	5日	1,102,000円超～1,140,000円以下	28日
266,000円超～304,000円以下	6日	1,140,000円超～1,178,000円以下	29日
304,000円超～342,000円以下	7日	1,178,000円超～1,216,000円以下	30日

342,000円超～380,000円以下	8日	1,216,000円超～1,254,000円以下	31日
380,000円超～418,000円以下	9日	1,254,000円超～1,292,000円以下	32日
418,000円超～456,000円以下	10日	1,292,000円超～1,330,000円以下	33日
456,000円超～494,000円以下	11日	1,330,000円超～1,368,000円以下	34日
494,000円超～532,000円以下	12日	1,368,000円超～1,406,000円以下	35日
532,000円超～570,000円以下	13日	1,406,000円超～1,444,000円以下	36日
570,000円超～608,000円以下	14日	1,444,000円超～1,482,000円以下	37日
608,000円超～646,000円以下	15日	1,482,000円超～1,520,000円以下	38日
646,000円超～684,000円以下	16日	1,520,000円超～1,558,000円以下	39日
684,000円超～722,000円以下	17日	1,558,000円超～1,596,000円以下	40日
722,000円超～760,000円以下	18日	1,596,000円超～1,634,000円以下	41日
760,000円超～798,000円以下	19日	1,634,000円超～1,672,000円以下	42日
798,000円超～836,000円以下	20日	1,672,000円超～1,710,000円以下	43日
836,000円超～874,000円以下	21日	1,710,000円超～1,748,000円以下	44日
874,000円超～912,000円以下	22日	1,748,000円超	45日

(注)修理工賃額

修理費のうち契約自動車の復旧のために使用される部品にかかる費用を除いた金額をいいます。

その他の補償などに関わる特約

6-1 等級プロテクト特約

- (1) 当会社は、この特約により、保険期間中最初に発生した保険事故（注1）にかぎり、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえで等級すえおき事故として取り扱います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険事故（注1）が当会社の定める等級すえおき事故（注2）またはノーカウント事故（注3）の場合は、保険期間中最初に発生した保険事故（注1）とはしません。

(注1)保険事故

この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約に従い保険金を支払う事故をいいます。

(注2)等級すえおき事故

この特約により、等級すえおき事故とみなした場合を除きます。

(注3)等級すえおき事故（注2）またはノーカウント事故

これらの事故の組み合わせによる場合も含まれます。

6-2 他車運転特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用があり、かつ、契約自動車の用途および車種が自家用8車種である場合で、次の①または②のいずれかの条件を満たしているときは必ず付帯されます。

① 記名被保険者が個人であること。

② 記名被保険者が法人であり、かつ、個人被保険者（保険証券記載の個人被保険者をいいます。以下同様とします。）が指定されていること。

第2条（他の自動車の定義）

- (1) この特約において、他の自動車とは、その用途および車種が自家用8車種であり、かつ、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

① 記名被保険者が個人である場合は、次のア。およびイ。に定める条件をいずれも満たす自動車

ア. 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の

同居の親族が所有する自動車（注1）以外の自動車

イ. 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車

② 記名被保険者が法人である場合は、次のア. およびイ. に定める条件をいずれも満たす自動車

ア. 記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注1）以外の自動車

イ. 記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車

(2) (1)の適用において、次条(1)の⑤および第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）⑤に定める者が自ら運転者として運転中（注2）の他の自動車については、契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車（契約自動車の所有者または記名被保険者の使用人が所有する自動車（注1）を除きます。）にかぎります。

（注1）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注2）運転中

駐車または停車中を除きます。

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者にかぎります。

① 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は個人被保険者とし、以下同様とします。）

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）運転中

駐車または停車中を除きます。

第4条（車両損害についての特則）

(1) 当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、他の自動車について被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、他の自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任にかぎります。

① この特約が付帯された保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

② 被保険者（注1）が自ら運転者として運転中（注2）の他の自動車を契約自動車とみなして普通保険約款車両条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用した場合に当会社が保険金を支払うべき損害がその運転中（注2）の他の自動車に生じていること。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者（注1）が次の①から③までのいずれかの状態で他の自動車を運転している場合にその運転中（注2）の他の自動車に生じた損害に対して被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令に定められた運転資格を持たない状態

② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態

③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

（注1）被保険者

前条(1)のただし書に定める被保険者をいいます。

（注2）運転中

駐車または停車中を除きます。

第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）

この保険契約に自損事故傷害特約が付帯されている場合は、当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車に契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の次の①から⑤までのいずれかに該当する者にかぎりです。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

（注1）運転中

駐車または停車中を除きます。

（注2）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注1）を運転している場合

② 被保険者が役員（注2）となっている法人の所有する自動車（注1）を運転している場合

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合

⑤ 第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)の④または前条④に掲げる者が、自ら所有する自動車（注1）または主として使用する自動車を、自ら運転者として運転している場合

(2) 第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第4条（車両損害についての特則）または前条の規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に付帯されている他の特約等の規定により保険金支払対象となる場合は、当会社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を支払いません。

(3) (2)の規定は、第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第4条（車両損害についての特則）および前条の支払責任（注3）ごとに適用するものとします。

（注1）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注2）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第4条（車両損害についての特則）および前条の支払責任

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および前条において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（注1）が、他の自動車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および自損事故傷害特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、損害の額または当会社の支払うべき保険金の額が他の自動車に適用されている他の保険契約等（注1）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額

に対してのみ保険金を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注1）がある場合で、被保険者（第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)のただし書または第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）のただし書の被保険者をいいます。以下同様とします。）からの請求があったときは、当会社は、他の保険契約等（注1）に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。

- (3) (1)および(2)の規定は、第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）、第4条（車両損害についての特則）および第5条（保険金を支払う場合—自損傷害）の支払責任（注2）ごとに適用するものとします。

（注1）他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第4条（車両損害についての特則）および第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。

- （注2）第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第4条（車両損害についての特則）および第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の支払責任

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第5条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第8条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第9条（読み替え規定）

記名被保険者が法人である場合は、この特約の適用にあたっては、普通保険約款中「記名被保険者」とあるのを「個人被保険者」と読み替えるものとします。

6-3 他車運転特約（二輪・原付）

第1条（他の自動車の定義）

- (1) この特約において、他の自動車とは、その用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車であり、かつ、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 記名被保険者が個人である場合は、次のア、およびイ、に定める条件をいずれも満たす自動車

ア、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注1）以外の自動車

イ、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車

- ② 記名被保険者が法人である場合は、次のア、およびイ、に定める条件をいずれも満たす自動車

ア、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注1）以外の自動車

イ、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車

- (2) (1)の適用において、次条(1)の⑤および第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）⑤に定める者が自ら運転者として運転中（注2）の他の自動車については、契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車（契約自動車の所有者または記名被保険者の使用人が所有する自動車（注1）を除きます。）にかぎりります。

（注1）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注2）運転中

駐車または停車中を除きます。

第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が自ら運転者として

運転中（注）の他の自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者にかぎり、

① 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は個人被保険者とし、以下同様とします。）

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）運転中

駐車または停車中を除きます。

第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）

この保険契約に自損事故傷害特約が付帯されている場合は、当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置に搭乗中（注2）の次の①から⑤までのいずれかに該当する者にかぎり、

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

（注1）運転中

駐車または停車中を除きます。

（注2）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注1）を運転している場合

② 被保険者が役員（注2）となっている法人の所有する自動車（注1）を運転している場合

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合

⑤ 第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)の④または前条④に掲げる者が、自ら所有する自動車（注1）または主として使用する自動車を、自ら運転者として運転している場合

- (2) 第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、前条または第7条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に付帯されている他の特約の規定により保険金支払対象となる場合は、当会社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を支払いません。

- (3) (2)の規定は、第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および前条の支払責任（注3）ならびに第7条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）の特則ごとに適用するものとします。

（注1）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注2）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および

前条の支払責任

第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および前条において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注1）が、他の自動車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および自損事故傷害特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、損害の額または当会社の支払うべき保険金の額が他の自動車に適用されている他の保険契約等（注1）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注1）がある場合で、被保険者（第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)のただし書または第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）のただし書の被保険者をいいます。以下同様とします。）からの請求があったときは、当会社は、他の保険契約等（注1）に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定は、第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の支払責任（注2）ごとに適用するものとします。

（注1）他の保険契約等

第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の支払責任

第2条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第3条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第6条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第7条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の②のア、の規定は適用しません。

第8条（読み替え規定）

記名被保険者が法人である場合は、この特約の適用にあたっては、普通保険約款中、「記名被保険者」とあるのを「個人被保険者」と読み替えるものとします。

6-4 臨時代替自動車特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項（普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および人身傷害補償条項のいずれも適用がない場合は、搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）、搭乗者傷害特約（日額払）または搭乗者傷害特約（医療保険金なし）（以下「搭乗者傷害特約」といいます。）があわせて付帯されているときにかぎります。）の適用があり、かつ、次の①または②の

いずれかに該当するときは必ず付帯されます。

- ① 記名被保険者が法人であること。
- ② 記名被保険者が個人であり、かつ、契約自動車の用途および車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車以外であること。

第2条（定 義）

- (1) この特約において、臨時代替自動車とは、契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、契約自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員もしくは使用人が所有する自動車（注）を除きます。
 - (2) (1)の規定は、契約自動車1台ごとに適用します。
 - (3) この特約において、被代替自動車とは、契約自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
 - (4) この特約において、所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- (注)所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）

- (1) 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者ならびに記名被保険者の役員および使用人にかぎりず。
- (2) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（車両損害についての特則）

- (1) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、臨時代替自動車について被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、その臨時代替自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任にかぎりず。
 - ① この特約を適用する保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
 - ② 被保険者（注1）が自ら運転者として運転中（注2）の臨時代替自動車を被代替自動車とみなして普通保険約款車両条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用した場合に当社が保険金を支払うべき損害がその臨時代替自動車に生じていること。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、被保険者（注1）が次の①から③までのいずれかの状態で臨時代替自動車を運転している場合にその臨時代替自動車に生じた損害に対して被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- (注1)被保険者
前条(1)のただし書に定める被保険者をいいます。
- (注2)運転中
駐車または停車中を除きます。

第5条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

第6条（保険金を支払う場合—その3 無保険車傷害）

この保険契約に無保険車傷害特約が付帯されている場合は、当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）

この保険契約に自損事故傷害特約が付帯されている場合は、当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

第8条（保険金を支払う場合—その5 搭乗者傷害）

この保険契約に搭乗者傷害特約が付帯されている場合は、当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、搭乗者傷害特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注1）が臨時代替自動車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）、無保険車傷害特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および自損事故傷害特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、損害の額または当会社の支払うべき保険金の額が臨時代替自動車に適用されている他の保険契約等（注1）によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者（注2）または保険金請求権者（注3）からの請求があった場合は、当会社は、他の保険契約等（注1）に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定は、第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）までの支払責任（注4）ごとに適用するものとします。

（注1）他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）までの規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）被保険者

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）(1)のただし書、普通保険約款人身傷害補償条項第4条（被保険者）、無保険車傷害特約第6条（被保険者）または自損事故傷害特約第5条（被保険者）に定める被保険者をいいます。

（注3）保険金請求権者

普通保険約款人身傷害補償条項または無保険車傷害特約に定める保険金請求権者をいいます。

（注4）第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）までの支払責任

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第10条（他の特約等との関係）

- (1) 他の特約等（注1）の規定により保険金の支払対象となる場合は、当会社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を優先して支払い、他の特約等（注1）の規定による保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第8条（保険金を支払う場合—その5 搭乗者傷害）までの支払責任（注2）ごとに適用するものとします。

（注1）他の特約等

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第8

条（保険金を支払う場合—その5 搭乗者傷害）までの規定により、当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に付帯されている他の特約等をいいます。

（注2）第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）から第8条（保険金を支払う場合—その5 搭乗者傷害）までの支払責任

第3条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）、第7条（保険金を支払う場合—その4 自損傷害）および第8条（保険金を支払う場合—その5 搭乗者傷害）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用、自損事故傷害特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金ならびに搭乗者傷害特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車^{（注）}が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

6-5 ファミリーバイク特約（人身）

第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額を5万円とみなします。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の借用原動機付自転車とは、第4条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。

（注）所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

（注）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—対人賠償・対物賠償）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）の適用にあたっては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車につ

いて生じた事故

- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注)所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第4条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、普通保険約款対人賠償責任条項第4条（被保険者）、対物賠償責任条項第4条（被保険者）および人身傷害補償条項第4条（被保険者）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がその原動機付自転車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者または保険金請求権者（注1）からの請求があったときは、当会社は、他の保険契約等に優先して損害に対して保険金を支払います。
- (3) 第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して、この保険契約に付帯されている他の特約等（以下「他の特約等」といいます。）の規定により保険金支払対象となる場合は、当会社は、その損害に対しては、この特約の規定による保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。
- (4) (1)から(3)までの規定は、第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）の支払責任（注2）ごとに適用するものとします。

(注1)保険金請求権者

普通保険約款人身傷害補償条項に定める保険金請求権者をいいます。

(注2)第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 人身傷害）の支払責任

第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用は、これを個別の支払責任とみなします。

第6条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第7条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転特約の規定は適用しません。

6-6 ファミリーバイク特約（自損）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
自損事故傷害保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自

動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額を5万円とみなします。

- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) この特約において、借用原動機付自転車とは、第6条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。

（注）所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中（注）に次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、自損事故傷害保険金を支払います。

① 原動機付自転車の運行に起因する事故

② 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下

- (2) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

- (3) 当会社は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、(1)の規定を適用しません。

① (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車であること。

② この保険契約に、普通保険約款人身傷害補償条項の適用および他車運転特約（二輪・原付）の付帯があり、かつ、同特約第7条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）の規定により普通保険約款人身傷害補償条項の保険金が支払われること。

（注）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1 対人賠償・対物賠償）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において、同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第6条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第6条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 第6条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注）所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2 自損傷害）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の適用にお

いては、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかの状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた傷害

ア、法令に定められた運転資格を持たない状態

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

③ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が自損事故傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、自損事故傷害保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

（注）創傷感染症

たんどく じんぼせんえん はいけつしょう ほしょうふう
丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3 自損傷害）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の適用においては、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険者が、原動機付自転車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2) 当会社は、自動車取扱業者が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第6条（被保険者）

(1) この特約において、被保険者とは、普通保険約款対人賠償責任条項第4条（被保険者）および対物賠償責任条項第4条（被保険者）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の適用においては、極めて異常かつ危険な方法で原動機付自転車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、普通保険約款対人賠償責任条項第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2)の②に定める臨時費用の額ならびに対物賠償責任条項第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金限度額が増額されるものではありません。

第8条（死亡保険金－自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合－その2 自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
（注）1,500万円
1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第9条（後遺障害保険金－自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合－その2 自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、次の①から③までに定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

区 分	後遺障害保険金の額
① 普通保険約款別表Ⅰの表1の第1級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,800万円
② 普通保険約款別表Ⅰの表1の第2級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,300万円
③ 上記①および②以外の場合	普通保険約款別表Ⅰの表2に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額

- (2) (1)の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の①の額が次の②の額に達しないときは、当会社は、次の①の額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額
 - ② 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7の③に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額
- (3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合－その2 自損傷害）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額

第10条（重度後遺障害保険金－自損傷害）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合－その2 自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は、200万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

- ① 普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。
- ② 介護を必要とすると認められること。

第11条（医療保険金－自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合－その2 自損傷害）

の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$\boxed{\text{入院した治療日数}} \times \boxed{6,000\text{円}}$$

② 通院した場合

$$\boxed{\text{通院した治療日数}} \times \boxed{4,000\text{円}}$$

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次の①または②に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を(1)の治療日数に含めます。

① 長管骨（注2）骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨（注2）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注2）部分を含めたギブス

- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

（注1）医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注2）長管骨

じょうわんこつ どうこつ しゃっこつ だいたいこつ けいこつ ひこつ
上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響—自損傷害）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

① 被保険者が第2条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第13条（当会社の責任限度額等—自損傷害）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第8条（死亡保険金—自損傷害）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第9条（後遺障害保険金—自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、1,800万円を限度とします。

- (3) 当会社は、(1)に定める死亡保険金のほか、1回の事故につき、第11条（医療保険金—自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

- (4) 当会社は、(2)に定める後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第10条（重度後遺障害保険金—自損傷害）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第11条（医療保険金—自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 自損事故傷害保険金に関しては、第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の規定により当会社が自損事故傷害保険金を支払うべき傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)中「対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用」とあるのを「自損事故傷害保険金」と読み替えて同条(3)の規定を適用します。

- (2) (1)および普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の規定により当社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）が、その原動機付自転車に適用されている場合は、当社は、損害の額または当社の支払うべき自損事故傷害保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金または自損事故傷害保険金を支払います。
- (3) (2)の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者からの請求があったときは、当社は、他の保険契約等に優先して損害または傷害に対して保険金または自損事故傷害保険金を支払います。
- (4) 第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の規定により当社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に付帯されている他の特約等（以下「他の特約等」といいます。）の規定により保険金支払対象となる場合は、当社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金または自損事故傷害保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。
- (5) (1)から(4)までの規定は、第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の支払責任（注）ごとに適用するものとします。
- （注）第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）の支払責任
- 第1条（保険金を支払う場合—その1 対人賠償・対物賠償）および第2条（保険金を支払う場合—その2 自損傷害）において、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）(2)に定める臨時費用ならびに自損事故傷害保険金のうち重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。

第15条（保険金の請求—自損傷害）

当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③ 医療保険金	次のア、またはイ、のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を必要としない程度になおった時 イ. 事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時

第16条（時 効—自損傷害）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（代 位—自損傷害）

当社が自損事故傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第18条（契約自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第19条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転特約の規定は適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「ファミリーバイク特約（自損）」と読み替えるものとします。

<別表>

後遺障害等級表

等 級	保険金支払額	等 級	保険金支払額
第 1 級	1,500万円	第 8 級	470万円
第 2 級	1,295万円	第 9 級	365万円
第 3 級	1,110万円	第10級	280万円
第 4 級	960万円	第11級	210万円
第 5 級	825万円	第12級	145万円
第 6 級	700万円	第13級	95万円
第 7 級	585万円	第14級	50万円

6-7 車両積載動産特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に損害が生じた場合は、その事由の直接の結果として車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、車両積載動産が盗難されたことによる損害については、①の事由の直接の結果として生じた損害である場合にかぎります。

① 契約自動車の盗難（注）

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

- (2) 当会社は、(1)のほか、火災または爆発によって車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

- (3) 当会社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

（注）契約自動車の盗難

契約自動車の一部分のみの盗難を除きます。

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のア、からオ、までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ、契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または 1 年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ウ、上記ア、およびイ、に定める者の法定代理人

エ、上記ア、およびイ、に定める者の業務に従事中の使用人

オ、上記ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 1）

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 紛失
 - ⑨ 詐欺または横領
 - ⑩ 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカードその他これらに準ずる物の盗難
 - ⑪ 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
 - ⑫ 車両積載動産の積載方法が車両積載動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
 - ⑬ 契約自動車競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 車両積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注6）
 - ③ 車両積載動産の機能に支障をきたさないすり傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）
 - ④ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- （注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- （注6）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない車両積載動産の電氣的損害または機械的損害をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に車両積載動産について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- ② 契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

第4条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、車両積載動産の所有者をいいます。

第5条（個別適用）

第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（車両積載動産の範囲）

- (1) この特約において、車両積載動産とは、契約自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランクに収容、またはキャリア（注1）に固定された動産をいいます。
- (2) (1)の車両積載動産には次の①から⑨までに該当する物を含みません。
- ① 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）ならびに自動車に定着、固定または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、自動車の燃料およびコンテナ
 - ② 法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
 - ③ 付属機械装置（注2）
 - ④ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
 - ⑤ 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手
 - ⑥ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勅章、き章、免許状その他これらに準ずる物
 - ⑦ 動物
 - ⑧ 法令の規定、公序良俗に違反する動産
 - ⑨ その他保険証券記載の物
- (注1) キャリア
自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
- (注2) 付属機械装置
医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における損害を生じた車両積載動産の価額（以下「保険価額」といいます。）によって定めます。
- (2) 車両積載動産の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出された額を損害の額とします。

修理費

+	第9条（費用）に定める費用
---	---------------

-	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた車両積載動産全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額
---	---

-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
---	-------------------------

- (3) 第9条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- (4) 損害を生じた車両積載動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた車両積載動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第8条（修理費）

この特約において、修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた車両積載動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害を生じた車両積載動産の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第9条（費用）

第7条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した

次の①から④までの費用（注）をいいます。

区 分	費 用 の 内 容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 盗難引取費用	盗難にあった車両積載動産を引き取るために必要であった費用
④ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する車両積載動産の分担額

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額（注1）}} - \boxed{\text{回収金（注2）の額}}$$

- (2) 被保険者が2名以上いる場合は、(1)に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。

① 各被保険者別の損害額（注1）。ただし、回収金（注2）を差し引いた残額とします。

② 上記①の合計額

（注1）損害額

第7条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。

（注2）回収金

損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第11条（現物による支払）

当会社は、車両積載動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が損害を生じた車両積載動産に対して全損（注）として保険金を支払った場合は、損害を生じた車両積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた車両積載動産の保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思表示をして保険金を支払ったときは、損害を生じた車両積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注）全損

第7条（損害額の決定）(1)による損害額または第8条（修理費）の修理費が、損害を生じた車両積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。

第13条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者が車両積載動産の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書当会社に提出しなければなりません。

第14条（盗難車両積載動産の返還）

当会社が車両積載動産の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に車両積載動産が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間に車両積載動産に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条（盗難の際の調査）

- (1) 車両積載動産について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し必要な説明または証明を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、または説明もしくは証明を求めた場合はこれに協力しなければなりません。

第16条（盗難車両積載動産発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった車両積載動産を発見した場合または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険金支払い前に盗難車両積載動産が回収された場合の措置）

盗難にあった車両積載動産について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその車両積載動産が回収された場合は、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その車両積載動産に破損または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合は、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第22条（保険金の請求）中「車両条項」を「車両積載動産特約」に、同条項第18条（事故発生時の義務）中「契約自動車」を「車両積載動産」に、同条項第28条（代位）中「車両損害」を「車両積載動産損害」にそれぞれ読み替えるものとします。

6-8 弁護士費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
賠償義務者	被保険者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあつせんもしくは仲裁をおこなう機関（申立人の申立に基づき和解のためのあつせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。ただし、当会社の同意を得て支出した費用にかぎり、法律相談に必要な費用を除きます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の①から③までの行為をいいます。 ① 弁護士が行う、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号に規定する相談
保険金請求権者	被害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、日本国内において発生した偶然な事故により、次の①から③までのいずれかに該当する被害が生じたこと（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が賠償義務者に対し被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
 - ① 賠償義務者が自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のア、またはイ、のいずれかに該当すること。

- ア. 被保険者の生命または身体が害されること。
 イ. 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、または汚損されること。
- ② ①のほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のア. またはイ. のいずれかに該当すること。
 ア. 被保険者の生命または身体が害されること。
 イ. 被保険者が所有、使用または管理する財物（被保険者が搭乗中の自動車に積載中の財物にかぎります。）が滅失、破損、または汚損されること。
- ③ ①および②のほか、契約自動車または契約自動車以外の被保険者が所有する自動車（注1）が滅失、破損、または汚損されること。
- (2) 当社は、この特約により、保険金請求権者が被害事故にかかわる法律相談を行う場合は、それによって支出した費用（注2）を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される財物（注3）について生じた被害事故に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は(1)および(2)に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。
- (5) この特約において、当社は、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
- (6) 当社は、被害事故が保険期間中に生じた場合にかぎり、保険金を支払います。
- (注1) 所有する自動車
 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注2) 支出した費用
 当社の同意を得て支出した費用にかぎります。
- (注3) 業務に使用される財物
 契約自動車を除き、契約自動車以外の自動車を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③ 台風、洪水または高潮
 ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑦ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害事故

- ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
 ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 イ. 道路交通法第65条（昭和35年法律第105号）第1項に定める酒気を帯びた状態
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車の搭乗中に発生した被害事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- ⑤ 被保険者が契約自動車以外の自動車で競技もしくは曲技（注1）のために搭乗中、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注2）に発生した被害事故
- ⑥ 第5条（被保険者）(1)の⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、契約自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア（注3）に固定されていない財物について生じた被害事故
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物の故障（注4）
 （注1）競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
 （注2）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
 （注3）キャリア
 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
 （注4）故障
 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的損害または機械的損害をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次条(1)の①から④までに規定する被保険者および同条(1)の⑥に規定する被保険者
- ② 被保険者の父母、配偶者または子
- (2) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。

第5条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤まで以外の者で、契約自動車の所有者。ただし、契約自動車の被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合にかぎりず。
- (2) (1)の⑥の契約自動車の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
- (3) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車の搭乗中の者は被保険者に含みません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、自動車取扱業者が業務として自動車を受託してい

る場合は、これらの者は被保険者に含みません。

(注)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の限度）

- (1) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、1回の被害事故につき、300万円を限度とします。
- (2) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の被害事故につき、10万円を限度とします。

第8条（保険金の削減）

- (1) 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる損害賠償請求と被害事故以外にかかわる損害賠償請求を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。

損害の額	×	被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額
		被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額

- (2) 保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が1回である場合は、この規定は適用しません。

損害の額	×	被害事故にかかわる法律相談に要した時間
		被害事故にかかわる法律相談に要した時間および被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間の合計時間

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を、損害額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の弁護士費用等と同条(2)の法律相談費用とに区分して、それぞれ各別に適用します。

(注)他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等および法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第11条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が他人に第1条（保険金を支払う場合）の費用を請求することができる権利を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その権利は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②の場合ごとに、それぞれの額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
他人に第1条の費用を請求することができる額の全額

② ①以外の場合

他人に第1条の費用を請求することができる額から、保険金が支払われ

- ていない損害額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する第1条（保険金を支払う場合）の費用を請求することができる権利は、当会社に移転したその権利よりも優先して弁済されるものとします。

第13条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「弁護士費用特約」と読み替えるものとします。

6-9 個人賠償責任特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故（以下「個人賠償事故」といいます。）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次の①から⑩までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

② 被保険者と同居の親族に対する賠償責任

③ 被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中的使用人が被った身体の障害によって生じた賠償責任

④ 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

⑥ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任

⑦ もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注4）の所

- 有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (注1) 暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 不動産
 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（当会社による援助）

被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第6条（当会社による解決）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士を選任を含みます。）を行います。
 - ① 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
 - (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
 - (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の保険金額を明らかに超える場合（注）または免責金額を明らかに下回る場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 保険金額を明らかに超える場合
 免責金額がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その

全額を差し引いた額)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合
ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。)がこの特約の保険金額を超えると認められる時(注)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。)が保険金額を超えると認められる時(注)以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるものと、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額)を限度とします。
- ① (2)の④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 保険金額を超えると認められる時
免責金額がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第8条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①および②のとおりとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金(注)
- ② 被保険者が支出した次のア、からオ、までの費用

区 分	費 用 の 内 容
ア、損害防止費用	第10条(事故発生時の義務等)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ、権利保全行使費用	第10条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

ウ. 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
工. 示談交渉費用	個人賠償事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第6条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
オ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

(注) 損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第9条（保険金の支払額）

- (1) 1回の個人賠償事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

前条①の損害賠償金（注）

＋ 前条②のア. からウ. までの費用

－ 免責金額がある場合は、その免責金額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

① 前条②の工. およびオ. の費用

② 第6条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(注) 損害賠償金

損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第10条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者が個人賠償事故が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに保険契約者または被保険者が正当な理由がなくそれぞれの義務に違反した場合に、差し引く額については、次の①から③までに定めるとおりとします。

義 務	義 務 の 内 容	義務違反の場合の差引金額
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止につとめること。	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生通知義務	個人賠償事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	当会社が被った損害の額
③ 事故内容通知義務	次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、その内容	

④ 権利保全 行使義務	他人に損害賠償の請求（注１）をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 賠償責任 承認前確認 義務	損害賠償の請求を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 訴訟通知 義務	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	当会社が被った損害の額
⑦ 他保険通知 義務	他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注２）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ 書類提出 等義務	③のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

（注１）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第５条（当会社による援助）または第６条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、１回の個人賠償事故につき、保険証券記載の保険金額の範囲内（注）で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
 - ① 第７条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書
 - ② 第７条(7)のただし書
 - ③ 第９条（保険金の支払額）(1)のただし書
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注）保険金額の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第７条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

第12条（先取特権）

- (1) 個人賠償事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
 - (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
 - (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）保険金請求権
第8条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第8条（支払保険金の範囲）②の ア. からウ. までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第22条（保険金の請求）中「対人賠償責任条項および対物賠償責任条項」とあるのを「個人賠償責任特約」に、同条中「対物賠償責任条項における対物事故」とあるのを「個人賠償責任特約における個人賠償事故」に、同条項第25条（損害賠償額の請求および支払）(1)中「対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）」および同条項第27条（損害賠償額請求権の行使期限）中「対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのを「個人賠償責任特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）」に、同条項第25条(6)中「対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)、対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)の①から③」とあるのを「個人賠償責任特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)の①から③」にそれぞれ読み替えるものとします。

6-10 受託貨物賠償責任特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
受託貨物	記名被保険者が運送することを引き受けた貨物自体をいいます。
荷主	受託貨物の所有者をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、この特約により、受託貨物に、契約自動

- 車積載中の火災もしくは爆発または受託貨物積載中の契約自動車の衝突、接触、墜落もしくは転覆によって生じた損傷について、記名被保険者が(2)の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者が負担する損害賠償責任とは次の①および②の損害賠償責任をいいます。
- ① 荷主に対する記名被保険者の法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任
- ② 記名被保険者が下請運送人の場合は、記名被保険者の元請運送人に対する法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任または記名被保険者の荷主に対する法律上の損害賠償責任
- (3) 相次運送において損害発生の場合が不明の場合は、(2)に規定された損害賠償責任のうち記名被保険者の分担する割合についてのみ保険金を支払います。
- (4) (2)および(3)に規定された損害賠償責任の額は次の①または②に従って得られた額を基礎とし、かつ、その額を超えない額とします。
- ① 仕切状・納品書がある受託貨物については、その状面価額（注）
- ② ①に定める書類がない受託貨物については荷受人への引渡日または引渡しのあるべかりし日の受託貨物の到着地における正品価額
- (注)状面価額
運送賃および諸掛りが含まれていない場合はこれらを加算した額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、記名被保険者が次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者、保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の使用人の故意
- ② 受託貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由
- ③ 荷造りの不完全
- ④ 輸送方法または輸送に従事する者が出発（注1）の当時、受託貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、記名被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
- ⑤ 運送の遅延
- ⑥ 検疫または公権力による処分
- ⑦ 盗難または紛失
- ⑧ 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
- ⑨ 契約自動車の不完全被覆
- ⑩ 受託貨物が荷受人に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託貨物の滅失、破損または汚損
- (2) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する受託貨物に生じた損傷について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手
- ② 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ③ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- ④ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勅章、き章、免許状その他これらに準ずる物
- ⑤ 自動車（ブルドーザー・パワーショベル等土木建設用自動車、二輪自動車、原動機付自転車、三輪自動車、農耕作業用自動車を含みます。）
- ⑥ 動物
- ⑦ コンテナ自体
- ⑧ 船舶（ヨット・モーターボートを含みます。）
- ⑨ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑩ 法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- (3) 当会社は、契約自動車の運転者が次の①から③までのいずれかの状態で契

約自動車を運転している間に生じた受託貨物の損傷について、記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- (4) (1)の⑧、(1)の⑨および(3)の規定は、保険契約者、記名被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。
- (5) 当会社は、違約金、遅延賠償金および受託貨物の使用不能に起因する損害賠償金（注2）等の間接損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）出発
中間地からの出発および積込港ならびに寄航港からの発航を含みます。
- （注2）受託貨物の使用不能に起因する損害賠償金
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 普通保険約款対物賠償責任条項第10条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって限度とします。

第1条（保険金を支払う場合）(2)に定める損害賠償の額

+ 同条項第9条（費用）の①から③までの費用

- 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- 免責金額として7万円

- (2) 保険事故によって損傷を被った受託貨物がさらに他の保険事故によって損傷を被った場合において、それぞれの損傷に対する保険金の額の決定が困難であるときは、これら損傷はすべてこれら保険事故のうちの最後のものによって生じたものとみなします。

第4条（個々の受託貨物に係る保険責任の始期と終期）

- (1) 当会社の、個々の受託貨物に係る保険責任は、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）の規定に反しないかぎり、受託貨物が運送のために契約自動車に積み込まれた時（積み込み中は除きます。）に始まり、契約自動車による通常の運送過程（注）を経て、荷受人もしくは他の運送人に引き渡す目的をもって、契約自動車からの荷卸し作業が始まった時に終わります。
- (2) (1)の規定は、貨物1個ごとにこれを適用します。
- （注）通常の運送過程
慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造り等のために、契約自動車に積載されたままの仮置中を含みます。

第5条（当会社による解決等の不適用）

- (1) 当会社は、この特約により、次の①から③までの規定を適用しません。
- ① 普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当会社による解決）
 - ② 同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）
 - ③ 同条項第11条（仮払金および供託金の貸付け等）
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が必要と認めた場合は、記名被保険者に代わって自己の費用で荷主または元受運送人による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合は、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

6-11 安全運転教育費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
安全運転教育	運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に定める指定自動車教習所等の機関が行うものをいいます。
安全運転教育費用	運転者の安全運転教育にかかる費用であって、安全運転教育を行う機関に支払う費用をいい、交通費等付随して生じる費用を含みません。
運転者	事故発生の時に契約自動車を運転していた者をいいます。
対人事故	普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対人事故をいいます。
対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、次の①および②の条件をいずれも満たした場合に、普通保険約款対人賠償責任条項第9条（費用）および対物賠償責任条項第9条（費用）に定める費用のほか、記名被保険者が負担した安全運転教育費用を損害の一部とみなして、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

- ① 対人事故または対物事故の発生により、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すべきであると認められること。
- ② 記名被保険者が、事故の再発防止のため、該当の事故発生の日の翌日から起算して1年以内に、運転者に安全運転教育を受けさせること。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第10条（支払保険金の計算）および対物賠償責任条項第10条（支払保険金の計算）に定める保険金のほか、安全運転教育費用を支払います。ただし、1回の事故につき、1回の安全運転教育費用のみを対象とし、かつ、2万円を限度とします。
- (2) (1)において、対人事故および対物事故が同時に発生した場合は、それらの事故は1回の事故とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)の規定中「対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用」および同条項第22条（保険金の請求）(4)の規定中「対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用」とあるのを「安全運転教育費用」と読み替えるものとします。

6-12 搭乗中の犯罪被害傷害特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が、記名被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために契約自動車で搭乗している間または記名被保険者の業務の一環として一時的に契約自動車から離れている間に、人の生命または身体を害することを意図した行為（以下「犯罪加害行為」といいます。）を受けたこと（以下「事故」といいます。）により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- (2) (1)の事故は、契約自動車を契約自動車の保管場所（注）以外において使用中に発生し、かつ、保険契約者または被保険者がその事実を警察官に届け出た場合にかぎります。
- (3) (1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が

症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

(注)保管場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に定める車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当社は、被保険者に対する法令または正当な業務による行為によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、保険金を支払いません。
 - ① 事故を教唆または幫助する行為
 - ② 事故を容認する行為
 - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等事故を誘発する行為
 - ④ 事故に関連する著しく不正な行為
- (3) 当社は、保険金を受け取るべき者が(2)の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、犯罪加害行為を実行した者が、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
 - ④ 被保険者の同居の親族
- (5) 当社は、被保険者が一時的に契約自動車から離れている間に他の自動車（注）に搭乗した場合は、他の自動車（注）に搭乗した時から契約自動車に搭乗するまでの間に被保険者に生じた傷害に対しては保険金を支払いません。

（注）他の自動車
契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。

6-11
6-12

その他の補償などに関わる特約

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で契約自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
 - ③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車を使用中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）創傷感染症
たんどく りんば せんえん はいけつしやう ほしやうふう
丹毒、リン巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その3）

- 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、

競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第5条（被保険者）

(1) この特約において、被保険者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の使用人

③ 記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、1,000万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（医療保険金）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、1回の事故につき、10万円を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が5日以上となった場合（注）にかぎります。

(2) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、(1)に定める治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当会社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして(1)の規定を適用します。ただし、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

(注) 入院または通院した治療日数の合計が5日以上となった場合

5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する治療日数に基づいて前条の規定を適用します。

① 被保険者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の①または②に定める時から、それぞれ

発生し、これを行行使することができるとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 医療保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第11条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の定義中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)中「人身傷害」とあるのを「搭乗中の犯罪被害傷害特約」と読み替えるものとします。

6-13 積載中の売上金盗難特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者が、記名被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために契約自動車に搭乗している間または記名被保険者の業務の一環として一時的に契約自動車から離れている間に、契約自動車に積載されまたはこれらの者が所持する売上金等が盗難にあったこと（以下「事故」といいます。）によって生じた損害（売上金等の損害にかぎります。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人
- ③ 記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

- (2) (1)の事故は、契約自動車を契約自動車の保管場所（注）以外において使用中に発生し、かつ、保険契約者または被保険者がその事実を警察官に届け出たものにかぎります。

- (3) (1)の積載とは、契約自動車の車室内、荷室内、荷台またはトランクに収容された状態をいいます。

（注）保管場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（昭和37年法律第145号）に定める車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア、からエ、までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失ア. 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ. 上記ア. に定める者の法定代理人

ウ. 上記ア. に定める者の業務に従事中の使用人

エ. 上記ア. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただ

し、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 紛失、詐欺または横領

⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までのいずれかに該当する者が一時的に契約自動車から離れている間に他の自動車（注6）に搭乗した場合は、他の自動車（注6）に搭乗した時から契約自動車に搭乗するまでの間に、その本人が所持する売上等に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

② ①に定める者の法定代理人

③ ①に定める者の業務に従事中の使用人

④ ①に定める者の父母、配偶者または子

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注6）他の自動車

契約自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（売上等）

この特約において、売上等とは、記名被保険者の業務にかかわる通貨および小切手をいいます。ただし、記名被保険者の使用人の通貨および小切手を含みません。

第5条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次の①または②のとおりとします。

① 通貨については、通貨表示額

② 小切手については、券面金額

(2) 次の①または②に定める費用（注）を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を(1)の額に含めます。

区 分	費 用 の 内 容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第6条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、前条の損害額から、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものを差し引いた額とし

ます。ただし、10万円を限度とします。

第7条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗難にあった売上金等が小切手である場合は、普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①から⑩までの義務を履行するほか、事故の事実をその小切手の振出人（注）および支払金融機関へ届け出なければなりません。
 - (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- （注）小切手の振出人
被保険者が振出人である場合を除きます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合は、普通保険約款基本条項中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第22条（保険金の請求）中「車両条項」とあるのを「積載中の売上金盗難特約」に、同条項第18条（事故発生時の義務）④中「契約自動車」を「売上金等」に、同条項第28条（代位）中「車両損害」を「売上金等の損害」にそれぞれ読み替えるものとします。

6-14 個人情報対策費用特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
個人情報	生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）のうち、 <u>記名被保険者</u> が管理すべきものをいいます。
積載	<u>契約自動車</u> の車室内、荷室内、荷台またはトランクに収容された状態をいいます。
本人	事故によって漏えいまたはそのおそれが生じた <u>個人情報</u> によって識別される特定の個人をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、契約自動車に積載中の財物が盗難されたこと（以下「事故」といいます。）によって、その財物に記録または記載された個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを記名被保険者が知った場合において、個人情報対策費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により、被保険者に保険金を支払います。ただし、記名被保険者が個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを、次の①または②のいずれかにより客観的に明らかにした場合にかぎりません。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準ずる媒体を通じて会見、発表、広告等を行うこと。
- ② 本人に対する謝罪文を作成および送付すること。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次のア. からエ. までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - イ. 上記ア. に定める者の法定代理人
 - ウ. 上記ア. に定める者の業務に従事中の使用人
 - エ. 上記ア. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりません。
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に

起因する事故

- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 紛失、詐欺または横領
- ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- ② ①に定める者の法定代理人
- ③ ①に定める者の業務に従事中の使用人
- ④ ①に定める者の父母、配偶者または子

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（個人情報対策費用）

この特約において、個人情報対策費用とは、記名被保険者が負担する次の①および②の費用をいいます。ただし、当会社が社会通念上妥当と認める費用にかぎりります。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）①および同条②のために要する費用
- ② 本人に対する謝罪のための物品の購入に要する費用

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、被保険者が負担した個人情報対策費用の合計額とします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、個人情報対策費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもの（以下「回収金」といいます。）があるときは、当会社は、個人情報対策費用から回収金の額を差し引きます。

第6条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の請求権は、個人情報対策費用を被保険者が負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。

第7条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項中「対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「個人情報対策費用特約」と読み替えるものとします。

保険料のお支払いに関わる特約

7-1 保険料一括払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

6-14
7-1

保険料のお支払いに関わる特約

I 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（返還保険料の取扱い）

- 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を I 共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はこの保険契約の保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月

の翌月末」を「払込期日」の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
- (2) 事故発生日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、この保険契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、異動承認書記載の払込期日までに、追加保険料（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③および⑥に定める追加保険料をいいます。以下この条から第4条（追加保険料不払の場合の解除）までにおいて、同様とします。）を一括して払い込まなければなりません。

第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動承認書記載の異動日
- (2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑥に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が(1)および(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日」の属する月の翌月末」を「払込期日」の属する月の翌々月の25日」に読み替

えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①または②に定めるところによります。

区 分	取 扱 い
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

- (2) 事故発生日が、第1条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	保 険 金 の 額
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 − 前条(2)の保険金の額

第4条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については第1条から前条までの規定にかかわらず、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
- ② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知および同条(8)の承認をする場合
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)の②に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等

の場合) (1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、(2)および(4)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(6)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) 当会社は、(5)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (7) (5)および(6)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」(260ページ)をご確認ください。

7-2 保険料一括払特約（即時払）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第2条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（追加保険料の払込み—その1）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日

第4条（追加保険料の払込み—その2）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(4)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第5条（追加保険料の払込み—その3）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑥に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

7-3 保険料分割払特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当社所定の期日をいいます。

I 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅱ 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払 込 期 日
第1回保険料	保険期間の初日の属する月の翌月の <u>払込期日</u>
第2回以降の保険料	第1回保険料の <u>払込期日</u> 以降に到来する毎月の <u>払込期日</u>

- (3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第1回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) (3)の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は次に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第1回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の <u>保険期間</u> の初日
第2回以降の保険料の払込みを怠った場合	保険料の払込みを怠った <u>払込期日</u> の翌日

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
- (2) 事故発生日が、第1条（保険料の払込み）(2)に定める第1回保険料の払込期日（以下「第1回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. <u>払込期日</u> の属する月の翌月末までにその <u>払込期日</u> に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. <u>払込期日</u> までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の <u>払込期日</u> （以下「次回払込期日」といいます。）までに、 <u>次回払込期日</u> に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき <u>払込期日</u> またはこの保険契約の <u>保険期間</u> の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の <u>保険期間</u> の初日。 イ. ①のイ. による解除の場合は、 <u>次回払込期日</u> またはこの保険契約の <u>保険期間</u> の末日のいずれか早い日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（解除の効力に関する特則）

- (1) 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだ場合であっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込期日の翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるときは、当会社は前条(1)の②のア.の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を故意に保険料の払込みを怠った払込期日の前月の払込期日とします。
- (2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③および⑤に定める追加保険料をいいます。以下この条から第4条（追加保険料不払の場合の解除）までにおいて、同様とします。）を払い込むこととします。
- ① 追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- ② 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区 分	分割払の場合の払込期日	一括払の場合の払込期日
第1回追加保険料	異動承認書記載の <u>払込期日</u>	同 左
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料の <u>払込期日</u> 以降に到来する毎月の <u>払込期日</u>	

第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による

損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動承認書記載の異動日
- (2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (3) 当会社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 保険契約者が(1)から(3)までの追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①または②に定めるところによります。

区 分	取 扱 い
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

- (2) 事故発生日が、第1条（追加保険料の払込み）(2)に定める第1回追加保険料の払込期日（以下「第1回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当会社が承認したときは、当会社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	保 険 金 の 額
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 − 前条(2)の保険金の額

第4条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については第1条から前条までの規定にかかわらず、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
- ② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知および同条(8)の承認をする場合
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)の②に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、(2)および(4)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(6)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) 当会社は、(5)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (7) (5)および(6)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

7-4 保険料分割払特約（大口口座振替）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

I 共通条項

第1条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合は、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅱ 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条（第2回保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第5条（第2回以降保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（第2回以降保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. <u>払込期日</u> の属する月の翌月末までにその <u>払込期日</u> に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. <u>払込期日</u> までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の <u>払込期日</u> （以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき <u>払込期日</u> イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③および⑤に定める追加保険料をいいます。以下この条から第5条（第2回以降追加保険料不払の場合の解除）までにおいて、同様とします。）を払い込むこととします。
- ① 追加保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- ② 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- (2) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第1回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第1回追加保険料」といいます。）を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 分割払の場合は、保険契約者は、第2回以降の追加保険料については、次の①および②に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
- ① 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
- ② 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

第2条（第1回追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できるとき（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときにかぎります。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約が附設して付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第3条（第2回以降追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して

は、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日」の属する月の翌月末」を「払込期日」の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（第2回以降追加保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第5条（第2回以降追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第2回以降の追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当社は、第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の全部または一部を、当社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については第1条から前条までの規定にかかわらず、当社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
- ② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知および同条(8)の承認をする場合
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当社が、この保険契約を解除できる場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)の②に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、(2)および(4)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(6)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) 当社は、(5)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (7) (5)および(6)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

7-5 保険料分割払特約（大口）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
払込期日	当社所定の期日をいいます。

I 共通条項

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回以降保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（第2回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第5条（第2回以降保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. <u>払込期日</u>の属する月の翌月末までにその<u>払込期日</u>に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. <u>払込期日</u>までに、その<u>払込期日</u>に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の<u>払込期日</u>（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回<u>払込期日</u>に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき<u>払込期日</u> イ. ①のイ. による解除の場合は、次回<u>払込期日</u>

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

III 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③および⑤に定める追加保険料をいいます。以下この条から第5条（第2回以降追加保険料不払の場合の解除）までにおいて、同様とします。）を払い込むこととします。

- ① 追加保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- ② 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- (2) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第1回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第1回追加保険料」といいます。）を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 分割払の場合は、保険契約者は、第2回以降の追加保険料については、次の①および②に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
 - ① 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
 - ② 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

第2条（第1回追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できるとき（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときにかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第3条（第2回以降追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（第2回以降追加保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第5条（第2回以降追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第2回以降の追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返

還します。

第6条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当社は、第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の全部または一部を、当社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については第1条から前条までの規定にかかわらず、当社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知および同条(8)の承認をする場合
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当社が、この保険契約を解除できる場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
② (1)の②に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、(2)および(4)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(6)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) 当社は、(5)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (7) (5)および(6)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

7-6 保険料分割払特約（長期契約）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごと当社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当社所定の期日をいいます。
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、 <u>保険期間</u> の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。

I 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
② 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れ

7-5
7-6

保険料のお支払いに関わる特約

ておかねばなりません。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の金額に分割して、保険証券記載の払込方法（以下「払込方法」といいます。）により、払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まねばなりません。

区 分		払 込 期 日
第1回保険料		保険期間の初日の属する月の翌月の <u>払込期日</u>
第2回以降の保険料	払込方法が月払の場合	第1回保険料の <u>払込期日</u> 以降に到来する毎月の <u>払込期日</u>
	払込方法が年払の場合	第1回保険料の <u>払込期日</u> 以降に到来する毎年の <u>払込期日</u>

- (3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第1回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) (3)の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は次に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第1回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の <u>保険期間</u> の初日
第2回以降の保険料の払込みを怠った場合	保険料の払込みを怠った <u>払込期日</u> の翌日

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

- (2) 事故発生の日が、第1条（保険料の払込み）(2)に定める第1回保険料の払込期日（以下「第1回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その次の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日。 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（解除の効力に関する特則）

- (1) 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだ場合であっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込期日の次の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるときは、当会社は前条(1)の②のア.の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を故意に保険料の払込みを怠った払込期日の前月の応当日とします。
- (2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（保険料の変更－契約内容の変更の承認等の場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の規定の適用にあたっては、異動すべき日の属する保険年度の差額について、保険料を返還し、または追加保険料を請求するものとし、翌保険年度以降の各保険年度の差額については、各保険年度の保険料をそれぞれ変更します。

第2条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③および⑤ならびに前条に定める追加保険料をいいます。以下この条から第5条（追加保険料不払の場合の解除）までにおいて、同様とします。）を払い込むこととします。
- ① 保険証券記載の払込方法が月払の場合（この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれている場合を除きます。）は、追加保険料を

当会社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）

② ①以外の場合は、追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）

(2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区 分	分割払の場合の払込期日	一括払の場合の払込期日
第1回追加保険料	異動承認書記載の <u>払込期日</u>	同 左
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料の <u>払込期日</u> 以降に到来する毎月の <u>払込期日</u>	

第3条（追加保険料不払の場合の免責）

(1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の①および②に定める時から、その追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動承認書記載の異動日

(2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

(3) 当会社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 保険契約者が(1)から(3)までの追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（追加保険料領収前事故の特則）

(1) 保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、次の①または②に定めるところによります。

区 分	取 扱 い
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	保険契約者が既に到来した <u>払込期日</u> に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

(2) 事故発生日が、第2条（追加保険料の払込み）(2)に定める第1回追加保険料の払込期日（以下「第1回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、当会社が承認したときは、当会社は、第1回

追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	保 険 金 の 額
① 追加保険料が前条(1)の追加保険料である場合	既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が前条(2)の追加保険料である場合	次の算式により算出された額 既に支払った保険金の額 - 前条(2)の保険金の額

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (4) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条(2)の規定により当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、第2条（追加保険料の払込み）の追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については第2条から前条までの規定にかかわらず、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(3)の③の承認をする場合
- ② 同条項第4条（通知義務）(1)の通知および同条(8)の承認をする場合
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)の②に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、(2)および(4)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(6)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) 当会社は、(5)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (7) (5)および(6)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

7-7 初回口座振替特約

【正式名称】初回保険料口座振替特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料一括払特約（即時払）第1条（保険料の払込み）の保険料および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2)の第1回保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の <u>提携金融機関</u> ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に保険料一括払特約（即時払）または保険料分割払特約（大口口座振替）の付帯があり、かつ、この保険契約の締結が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされている場合で、保険契約締結の際に、保険契約者が、書面をもってこの特約の付帯を申し出て、当会社がこれを承認したときに付帯されます。

第2条（初回保険料の払込方法）

- 保険契約者は、初回保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。
この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、この特約により、保険料一括払特約（即時払）第1条（保険料の払込み）および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2)にかかわらず、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料不払の場合の取扱い）

- 保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険料一括払特約（即時払）第2条（保険料領収前の事故）および保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅱ契約保険料払込条項第2条（第1回保険料領収前の事故）の規定は適用しません。
- 保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が初回保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第6条（初回保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

7-8 クレジットカード払特約

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- (1) 当社は、この特約に従い、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。
- (2) (1)という保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 当社は、前条(2)の①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。
- (4) (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

7-9 新クレジットカード払特約 【正式名称】クレジットカード払特約（登録方式）

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に保険料一括払特約、保険料分割払特約または保険料分割払特約（長期契約）（以下「保険料払込特約」といいます。）の付帯がある場合に付帯されます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（保険料一括払特約に定める「保険料」および「追加保険料」ならびに保険料分割払特約および保険料分割払特約（長期契約）に定める「第1回保険料」、「第2回以降の保険料」、「第1回追加保険料」および「第2回以降の追加保険料」をいいます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- 当会社は、この特約により、保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）へ該当のクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (2)の場合において、クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 当会社は、前条(4)の①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。

第5条（返還保険料の取扱い）

- この保険契約の内容に変更が生じ、返還保険料が生じた場合は、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。
- (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第6条（保険料払込特約の適用除外）

当会社は、この特約により、次の①から③までの規定を適用しません。

- ① 保険料払込特約Ⅰ共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)から(3)
- ② 保険料払込特約Ⅰ共通条項第2条（返還保険料の取扱い）
- ③ 保険料一括払特約Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2)、保険料分割払特約Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(3)および(4)ならびに保険料分割払特約（長期契約）Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(3)および(4)

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

7-10 初回追加保険料30日猶予特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の申出または通知（以下「通知等」といいます。）を、書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行った場合に付帯されます。

第2条（初回追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が通知等を受けた場合で、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、追加保険料の請求を行うときは、保険契約者は、この特約により、契約内容の変更日（注1）からその日を含めて30日以内の当会社の定める期日（以下「初回追加保険料払込期日」といいます。）までに、初回追加保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)に定める期間内に初回追加保険料が払い込まれた場合は、当会社は、契約内容の変更を承認した時（注2）に初回追加保険料を領収したものとみなします。
- (3) この特約において、初回追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は第1回追加保険料をいいます。
（注1）契約内容の変更日
契約内容の変更手続きが完了した日をいいます。
（注2）契約内容の変更を承認した時
通知等のうち、普通保険約款基本条項第4条（通知義務）(1)の通知に該当する場合は、通知を受けた時とします。

第3条（初回追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の①および②に定める時から、その初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (2) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第4条（初回追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、初回追加保険料払込期日までにその初回追加保険料が払い込まれなかったときは、当会社は保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(2)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会

社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

団体扱・集団扱に関わる特約

8-1 団体扱分割払特約（一般A） 【正式名称】団体扱保険料分割払特約（一般A）

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① 保険契約者が公社、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア、またはイ、のいずれかの契約が締結されていること。
ア. 保険契約者が給与の支払を受けている団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合にかぎりです。
イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において、「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記ア、のただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎりです。
- ③ 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア、またはイ、のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 集金者が団体である場合は、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
イ. 集金者が職域労働組合等である場合は、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがな

かった場合にかぎりず。は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1)の①の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日から未払込分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将

来に向かってのみその効力を生じます。

- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

(注)未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」(260ページ)をご確認ください。

8-2 団体扱分割払特約（一般B） 【正式名称】団体扱保険料分割払特約（一般B）

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① 保険契約者が公社、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のア、またはイ、のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ア、保険契約者が給与の支払を受けている団体
- イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア、およびイ、のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア、保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「勤務先事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
- イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことに

より、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) (1)の①の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日から未払込分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込み

を怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

(注)未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」(260ページ)をご確認ください。

8-3 団体扱分割払特約（一般C） 【正式名称】団体扱保険料分割払特約（一般C）

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

① 保険契約者が公社、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。

② 次のア、またはイ、のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア、保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）

イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア、およびイ、のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア、保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を

請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約が附帯して付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合は、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、②、③または④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除されたこと。

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。）

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

- (2) (1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）

から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、未払分割保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

(注)未払分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

8-4 団体扱分割払特約

【正式名称】団体扱保険料分割払特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑥に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎます。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) (1)の①の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（注）の全額を、団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日から未払込分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込み

を怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

(注)未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

8-5 団体扱分割払特約（口座振替用） 【正式名称】団体扱保険料分割払特約（口座振替用）

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

① 保険契約者が官公署（以下「団体」といいます。）に勤務していること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。

② 次のア、またはイ、のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

ア、保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）

イ、団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア、およびイ、のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア、保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。

イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を

請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑥の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合は、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、②、③または④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除されたこと。
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。）
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) (1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）

から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

(注)未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

8-6 団体扱一括払特約

【正式名称】団体扱保険料一括払特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① 保険契約者が、官公署、公社、会社等の団体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。
- ② 次のア、またはイ、のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一括払）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
 - ア、保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）
 - イ、団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織
- ③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア、およびイ、のことを委託し、集金者がそれを実施していること。
 - ア、保険契約者から、集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。
 - イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の一括払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、

この規定は適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑥の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から④まで（保険契約者が退職者である場合は次の①、②または④）のいずれかに該当する事実が発生した場合は、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、②、③または④の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。）
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

8-5
8-6

団
体
扱
・
集
団
扱
に
関
わ
る
特
約

- (2) (1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

（注）未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料から、既に払い込まれた保険料を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

8-7 団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

【正式名称】 団体扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料一括払特約（口座振替用）または団体扱保険料一括払特約（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されていること。
- ② 団体扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。
- ③ 保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の申出または通知を当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、団体扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。
- (2) 団体扱保険料一括払特約第2条（保険料の一括払）に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。
- (3) 団体扱特約（団体扱保険料一括払特約を除きます。）第2条（保険料の分割払）に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)

の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会に払い込むこととします。

第3条（特約の失効）

団体扱特約第7条（特約の失効）の規定により、団体扱特約第1条（この特約が付帯される条件）から団体扱特約第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は、第1条（この特約が付帯される条件）および前条の規定も効力を失います。

第4条（特約の失効後の未払込追加保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条の規定により第1条（この特約が付帯される条件）および第2条（追加保険料の払込方法）の規定が効力を失った場合は、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）もしくは団体扱保険料一括払特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会には、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会には、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会がこの保険契約を解除した場合で、当会が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

（注）未払込分割追加保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割追加保険料の総額から、既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。

8-8 団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

【正式名称】団体扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約または団体扱保険料分割払特約（口座振替用）（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されている場合に付帯されます。

第2条（追加保険料の分割払）

団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会に払い込むことができます。この場合は、第2回以降の分割追加保険料については、団体扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当会に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の第1回分割追加保険料の払込みを

8-6
8-8

団体扱・集団扱に関する特約

怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第4条（特約の失効）

団体扱特約第7条（特約の失効）の規定により、団体扱特約第1条（この特約が付帯される条件）から団体扱特約第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は、第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定も効力を失います。

第5条（特約の失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第3条（第1回分割追加保険料の払込み）までの規定が効力を失った場合は、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）もしくは団体扱保険料分割払特約（口座振替用）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込分割追加保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込分割追加保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

（注）未払込分割追加保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割追加保険料の総額から、既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。

8-9 団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）または団体扱保険料一括払特約（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されている場合に付帯されます。

第2条（特約失効後の追加保険料の払込み）

- (1) 団体扱特約第7条（特約の失効）(1)の規定により団体扱特約第1条（この

特約が付帯される条件) から団体扱特約第6条(保険料領収証の発行)までの規定が効力を失った時以後、普通保険約款基本条項第14条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。)は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条(入替自動車に対する自動補償)(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条(運転免許資格取得に対する自動補償)(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

- (4) 団体扱特約第7条(特約の失効)(1)の規定により団体扱特約第1条(この特約が付帯される条件)から団体扱特約第6条(保険料領収証の発行)までの規定が効力を失った時以後、普通保険約款基本条項第14条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

8-10 集団扱特約

【正式名称】 集団扱に関する特約

第1条(この特約が付帯される条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員(その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。)であること。
- ② 集団、または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のア、およびイ、のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
- イ. 上記ア.により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証

券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の一括払保険料または(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりです。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約が附せて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対しては

これを発行しません。

第6条（特約の失効）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、②または③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) (1)の①または③の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第7条（特約の失効後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第5条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
 - （注1）未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料から、既に払い込まれた保険料を差し引いた額をいいます。
 - （注2）未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱いについては、「解除の場合の保険料の取扱い一覧」（260ページ）をご確認ください。

8-11 集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

【正式名称】 集団扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が付帯されていること。
- ② 集団扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。

8-10
8-11

団体扱・集団扱に関する特約

- ③ 保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の申出または通知を当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、集団扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。
- (2) 集団扱特約第2条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。
- (3) 集団扱特約第2条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むこととします。

第3条（特約の失効）

集団扱特約第6条（特約の失効）の規定により、集団扱特約第1条（この特約が付帯される条件）から集団扱特約第5条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は、第1条（この特約が付帯される条件）および前条の規定も効力を失います。

第4条（特約の失効後の未払込追加保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条の規定により第1条（この特約が付帯される条件）および第2条（追加保険料の払込方法）の規定が効力を失った場合は、集団扱特約第6条（特約の失効）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。
- (注) 未払込分割追加保険料
この保険契約において払い込まれるべき分割追加保険料の総額から、既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。

8-12 集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

【正式名称】 集団扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に付帯されます。

- ① この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が締結されていること。
- ② 集団扱特約第2条（保険料の払込方法）(1)に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいること。

第2条（追加保険料の分割払）

集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険

約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むことができます。この場合は、第2回以降の分割追加保険料については、集団扱特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の第1回分割追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

第4条（特約の失効）

集団扱特約第6条（特約の失効）の規定により、集団扱特約第1条（この特約が付帯される条件）から集団扱特約第5条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合は、第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定も効力を失います。

第5条（特約の失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第3条（第1回分割追加保険料の払込み）までの規定が効力を失った場合は、集団扱特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込分割追加保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等から未払込分割追加保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込分割追加保険料（注）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

（注）未払込分割追加保険料

この保険契約において払い込まれるべき分割追加保険料の総額から、既に払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。

8-13 集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに 関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約に、集団扱に関する特約が締結されている場合に付帯されます。

第2条（特約失効後の追加保険料の払込み）

- (1) 集団扱に関する特約第6条（特約の失効）(1)の規定により同特約第1条（この特約が付帯される条件）から同特約第5条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った時以後、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①、③または⑤に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①または③の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款基本条項第14条(1)の①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② 同条項第14条(1)の③に該当する場合は、異動すべき日
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の③の承認の請求を受領したときは、同条(1)の②に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
- (4) 集団扱に関する特約第6条（特約の失効）(1)の規定により同特約第1条（この特約が付帯される条件）から同特約第5条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った時以後、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の②または④に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、異動すべき日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、(5)の場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、(7)の解除を通知した日が保険期間の末日以降の日である場合は、その解除は保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (7) 当会社は、(6)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (8) (6)および(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

お手続きに関わる特約

9-1 契約自動車の入替自動補償特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

- (1) この特約は、記名被保険者が個人である場合、または保険証券にノンフリー

ト契約である旨記載されている場合は必ず付帯されます。

- (2) この特約において、入替自動車とは、普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)の①に定める新規取得自動車のうち契約自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)の①のア、からエ、までのいずれかに該当する者が新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。

第2条（入替自動車に対する自動補償）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）(3)の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合にかぎり、取得日以後入替の承認をするまでの間は、入替自動車を契約自動車とみなして、普通保険約款および付帯された他の特約を適用します。ただし、同条(1)の①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 同条項第7条(1)の①に定める自動車の新規取得において、契約自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。
- ② 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が当会社の指定する方法により契約自動車の入替の通知を行い、当会社がこれを受領したこと。
- (2) この特約において、取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して入替自動車を取得した日が確認できる資料を提出し、当会社が妥当であると認めた日をいいます。なお、入替自動車を実際に取得した日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証（注）に入替自動車の所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日とします。
- (3) この特約において、所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、入替自動車を所有する者
- （注）自動車検査証
自動車届出済証および標識交付証明書を含みます。

8-13
9-2

お手続きに関わる特約

第3条（車両保険の特則）

取得日から、当会社が前条の契約自動車の入替の承認をした時までの期間の入替自動車についての普通保険約款車両条項、車両価額協定特約および車両新価特約の適用においては、前条の規定にかかわらず、次の①から③までの定めるところによります。

- ① 車両新価特約は適用しません。
- ② 車両価額協定特約第3条（協定保険価額）(6)の規定は適用しません。
- ③ 取得日における入替自動車の価額（注）を普通保険約款車両条項の保険金額ならびに車両価額協定特約の保険金額および協定保険価額とみなします。
- （注）価額
入替自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第4条（保険料の返還または追加保険料の請求）

当会社は、第2条（入替自動車に対する自動補償）(1)の場合を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）(1)の③の場合とみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

9-2 安心更新サポート特約

第1条（保険契約の更新）

- (1) この保険契約の満了する日（以下「満期日」といいます。）ごとに定められた次の通知締切日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この保険契約は次条に定める内容で更新されるものとします。以後毎年同様とします。

満 期 日	通 知 締 切 日
1日から15日までの日である場合	満期日の属する月の前月10日
16日から末日までの日である場合	満期日の属する月の前月25日

- (2) (1)の規定により更新される保険契約（以下「更新後契約」といいます。）の保険期間の初日は満期日とします。
- (3) (1)および(2)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面（以下「継続証等」といいます。）を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約更新の際に、保険契約者と当会社との間に継続証等を交付しないことについての合意がある場合（注）は、当会社は、継続証等の保険契約者への交付を省略できます。（注）継続証等を交付しないことについての合意がある場合
この保険契約がこの特約の規定により更新された保険契約である場合で、当会社がこの保険契約の継続証等を保険契約者に交付していないときを含みます。

第2条（更新後契約の内容）

- (1) 次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
- ① 当会社が、保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容についての提示を行うこと。
- ② ①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に対して、更新後契約の内容の申出（注1）を行い、当会社がこれを承認すること。
- (2) (1)以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容（注2）にて更新されるものとします（この(2)の規定により更新された契約を「自動更新後契約」といいます。）。
- （注1）申出
当会社の定める通信手段による申出を含みます。
- （注2）同一の内容
別表に定める内容を除きます。

第3条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の定めるところによります。

第4条（更新後契約の告知義務）

- (1) 第1条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に告げなければなりません。
- ① 保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款基本条項の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
- ② この保険契約の普通保険約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。
- (2) (1)の告知については、更新後契約の普通保険約款基本条項第3条（告知義務）の規定を適用します。

第5条（契約自動車の入替自動補償特約の適用）

この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約が付帯されている場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約第2条（入替自動車に対する自動補償）(2)に定める取得日があり、同条の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同特約を適用します。

第6条（新規運転免許取得者に関する特則）

この保険契約に運転者年齢条件特約が付帯されている場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）(1)の②に定める免許取得日があり、同条(1)の③の承認の請求があったときは、免許取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害に対しては、更新後契約の同特約を適用します。

第7条（継続契約の取扱いに関する特約の適用）

当会社は、第1条（保険契約の更新）(1)の規定により、この保険契約が更新

された場合は、継続契約の取扱いに関する特約の規定を適用しません。

<別表> 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項 目	内 容
保 険 金 額 関 連	(1) 自動更新後契約に車両価額協定特約が付帯される場合の協定保険価額は、保険契約者に対する書面（以下「継続通知」といいます。）に記載された額（<u>契約自動車</u>と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した自動更新後契約の<u>保険期間</u>の初日時点での<u>契約自動車</u>の価額見積額とします。）とします。 (2) (1)以外の場合の車両保険金額は、継続通知に記載された額（この保険契約の車両保険金額を基準とし、<u>契約自動車</u>の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した自動更新後契約の<u>保険期間</u>の初日時点における<u>契約自動車</u>の価額見積額とします。）とします。
補 償 お よ び 保 険 料 関 連	この保険契約に等級プロテクト特約が付帯されている場合
	自動更新後契約の <u>保険期間</u> の初日における保険事故歴等の条件が、当会社の定める範囲外となる場合は、等級プロテクト特約は自動更新後契約には付帯されません。
	この保険契約に車両新価特約が付帯されている場合
	自動更新後契約の<u>保険期間</u>の末日が車両新価特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は自動更新後契約には付帯されません。 (1) 上記に記載のほか、特約に定める付帯条件により、この保険契約に付帯されている特約が自動更新後契約に付帯されないことまたはこの保険契約に付帯されていない特約が自動更新後契約に付帯されることがあります。 (2) 自動更新後契約の<u>保険期間</u>の初日におけるこの保険契約の保険事故歴等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 (3) 当会社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に付帯されている特約と異なる特約を付帯することがあります。 (4) (1)から(3)までのほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。 ① 当会社は、自動更新後契約には、<u>保険期間</u>の初日における制度・料率等を適用するものとします。 ② 当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯されている特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することがあります。 (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知により通知します。 （注）改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

9-2
9-3

お手続きに関わる特約

9-3 継続うっかり特約

【正式名称】 継続契約の取扱いに関する特約

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されており、かつ、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。

- ① この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、継続契約に対して当会社の定めるノンフリート保険期間通算特則を適用するために当会社と締結した保険期間を1年末満とする保険契約を含みま

す。

② この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。

第2条（継続契約）

この特約において、継続契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者および契約自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第3条（継続契約に関する特則）

(1) この保険契約の継続契約の締結手続き漏れ（以下この条において、「継続漏れ」といいます。）があった場合であっても、次の①から⑤までに定める条件をいずれも満たしているときにかぎり、この保険契約が満了する日と同一の内容（別表に定める内容を除きます。）で継続されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、継続契約の保険期間は1年とします。

① この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。

② 契約自動車を同一とする他の保険契約等（注）がないこと。

③ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。

④ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。

⑤ 継続契約に付帯される特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が④の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

(2) 当会社が、電話、面談等により保険契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続漏れとなった場合は、(1)の規定を適用しません。

（注）他の保険契約等

継続契約の普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（保険責任に関する特則）

前条の規定により締結された継続契約に対しては、次の①および②の規定は適用しません。

① 普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定

② 継続契約に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取り扱いに関する規定。ただし、前条(1)の⑤の規定により、同条(1)の④の申込みと同時に払い込まれた継続契約の保険料にかぎりません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

<別表> 継続契約に適用される内容（同一条件の例外）

項 目		内 容
保 險 金 額 関 連	車両保険の保険金額 （普通保険約款車両条項の適用がある場合）	(1) 継続契約の協定保険価額は、契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した継続契約の保険期間の初日時点での <u>契約自動車</u> の価額見積額とします。 (2) 継続契約に車両新価特約が付帯される場合の新車価格相当額は、次の①または②に定めるところによります。 ① <u>契約自動車</u> と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がある場合は、継続契約の保険期間の初日時点における当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等（以下「車両標準価格表等」といいます。）に記載されたその自動車の新車の市場販売価格相当額 ② ①以外の場合は、継続契約の保険期間の初日時点における車両標準価格表等に記載された初度登録1年未満の <u>契約自動車</u> と同等クラスの自動車の価格

補償および保険料関連	この保険契約に車両新価特約が付帯されている場合	継続契約の保険期間の末日が車両新価特約第1条（この特約が付帯される条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は継続契約には付帯されません。
	(1) 上記に記載のほか、特約に定める付帯条件により、この保険契約に付帯されている特約が継続契約に付帯されないことまたはこの保険契約に付帯されていない特約が継続契約に付帯されることがあります。 (2) 継続契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の無事故実績等、継続契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、継続契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 (3) 当会社は、継続契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に付帯されている特約と異なる特約を付帯することができます。 (4) (1)から(3)までのほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。 ① 当会社は、継続契約には、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等を適用するものとします。 ② 当会社は、継続契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯されている特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することがあります。 （注）改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。	

9-4 リースカーに関する特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡することを業としている者との貸借契約をいいます。

第1条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、保険契約者と当会社との間に、保険契約者がリース契約により貸出す自動車（注）を契約自動車として保険契約を引き受ける旨の契約書（以下「契約書」といいます。）が締結されており、かつ、この保険契約がその契約書に基づいて締結されたものである場合は必ず付帯されます。

（注）リース契約により貸出す自動車

あらかじめ別段の約定を行った自動車を除きます。

第2条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)ならびに保険料一括払特約（即時払）第1条（保険料の払込み）および同特約第2条（保険料領収前の事故）の規定は適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者が契約書に定められた保険料の払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
- ② 保険契約者が契約書に定められた保険契約の申込期日までに保険契約の申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、保険契約者が契約書に定められた訂正の手続きを行うまでの間に生じた事故

第3条（リース契約の終了または解除の場合）

当会社は、この特約により、契約自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から契約自動車の返還を受けた場合（以下「事実発生」といいます。）は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（解 除）

保険契約者が前条の事実発生に基づき、契約書に定められた期日までに当会

社に対してこの保険契約を解除する旨を通知した場合は、普通保険約款基本条項第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、事実発生の中から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

9-5 全車両一括特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
所有者	次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
フリート成績合算制度	当会社の定めるところに従い、連結決算を行っている親企業を中核とした企業集団内における各企業の合算保険成績に基づきそれらの保険契約に適用する保険料の割増引を決定する制度をいいます。

第1条（この特約が付帯される条件）

- (1) この特約は、この保険契約締結の時ににおいて、被保険者（普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項の適用がある場合は、保険証券記載の被保険者をいい、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）が自ら使用するために既に取得（所有権留保条項付売買契約による購入または1年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。以下同様とします。）していた自動車に保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の途中で被保険者が自ら使用するために取得する自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合に付帯されます。
- (2) この保険契約に、フリート成績合算制度が適用されている場合は、当会社は、そのフリート成績合算制度の対象となる他の法人（以下「他の成績合算対象企業」といいます。）が既に取得していた自動車および保険期間の途中で取得する自動車を、被保険者が既に取得していた自動車および保険期間の途中で取得する自動車とみなしてこの特約の規定を適用します。

第2条（中途対象自動車に対する自動補償）

- (1) 被保険者が自ら使用するために、保険証券記載の条件に該当する自動車を保険期間の途中で取得した場合は、当会社は、この特約により、その自動車（以下「中途対象自動車」といいます。）に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- (2) 中途対象自動車にかかわる当会社の保険責任は、中途対象自動車~~が被保険者~~（この保険契約にフリート成績合算制度が適用されている場合は、中途対象自動車の所有者を含みます。）の直接の管理下に入った時（以下「取得時」といいます。）に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- (3) 被保険者は、自ら使用するために、第1回目の通知締切日の2か月前の応当日の翌日から保険期間の始期までに取得した自動車~~で~~、保険証券記載の条件に該当するものを、保険期間の始期における中途対象自動車に含めることができるものとします。
- (4) (3)に定める自動車にかかわる当会社の保険責任は、(2)の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- (5) (3)に定める自動車は、第6条（手続き漏れがあった場合）に定める手続き漏れ自動車に含みません。この場合は、第8条（特約の解除）②の規定は適用しません。

第3条（通 知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、毎月、通知締切日以前1か月分の中途対象自動車を、通知日まで、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車を、被保険者が廃車、譲渡または返還した場合（注）も、(1)と同様とします。
（注）廃車、譲渡または返還した場合
この保険契約にフリート成績合算制度が適用されている場合は、保険証券記載の他の成績合算対象企業が所有する自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合を含みます。

第4条（保険料の精算）

- (1) 当会社は、前条(1)の通知を受領した場合は、その定めるところに従い、追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、前条(2)の通知を受領した場合は、その定めるところに従い、保険料を返還します。
- (3) (1)および(2)の保険料は、毎月、精算日までに精算するものとします。
- (4) この保険契約に保険料分割払特約（大口口座振替）または保険料分割払特約（大口）が付帯されている場合は、(1)の追加保険料（(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下この条において、同様とします。）を、異動承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。この場合の取扱いについては、次の①および②に定めるところによります。
 - ① 保険契約者は、第1回追加保険料を精算日までに払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の追加保険料については、次のア、およびイ、に定める払込期日までに払い込まなければなりません。この場合において、保険契約者が第2回以降の追加保険料の払込みを怠ったときの取扱いについては、第2回以降の追加保険料を保険料分割払特約（大口口座振替）Ⅲ追加保険料払込条項または保険料分割払特約（大口）Ⅲ追加保険料払込条項（以下この②において、「追加保険料払込条項」といいます。）に定める第2回以降の追加保険料とみなして、追加保険料払込条項の規定を適用します。
 - ア. 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
 - イ. 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日
- (5) (1)の追加保険料の全額または(4)の①の第1回追加保険料が精算日までに払い込まなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に取得した中途対象自動車（以下この条において、「未精算等の中途対象自動車」といいます。）について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (6) 未精算等の中途対象自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき(1)の追加保険料の全額または(4)の①の第1回追加保険料が払い込まれた場合は、その払込みの時に生じた事故による損害または傷害に対しては、(5)の規定を適用しません。

第5条（契約条件等の変更）

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第3条（通知）(1)の通知を当会社が既に受領している中途対象自動車について、保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合は、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第3条（通知）(1)の通知を当会社が受領していない中途対象自動車（第7条（通知）に遅滞または脱漏があった場合）の通知漏れの中途対象自動車を除きます。）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合は、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の場合を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の⑤の場合とみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

第6条（手続き漏れがあった場合）

- (1) この保険契約締結の時に、被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車に保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったこと（以下この条において、「手続き漏れ」といいます。）

が判明した場合は、当会社は、第2条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その手続き漏れの事実を当会社が知った時までに第3条（通知）(1)の通知を受領している中途対象自動車については、第2条の規定を適用します。

- (2) 手続き漏れが保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明した場合で、当会社が手続き漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または被保険者がその手続き漏れ自動車について書面によって保険期間の始期からの訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、(1)の規定を適用しません。
- (3) (2)の場合において、当会社の承認前に手続き漏れ自動車に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

第3条（通知）(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途対象自動車（以下「通知漏れの中途対象自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当会社は第2条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または被保険者がその通知漏れの中途対象自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、同条の規定を適用します。

第8条（特約の解除）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- ① 第4条（保険料の精算）(1)の追加保険料（同条(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。）の全額または同条(4)の①の第1回追加保険料が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(6)に該当する場合を除きます。
- ② 第6条（手続き漏れがあった場合）(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ③ 前条に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。

9-6 通販特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
通信手段	電話、情報処理機器等の通信手段をいいます。
引受意思の表示	保険契約引受けの意思の表示をいいます。
保険契約の条件等	保険契約の条件、保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②に定めるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 当会社所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 通信手段を媒介とし、申込意思の表示を行うこと。
- (2) (1)の①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約の条件等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。
- (3) (1)の②の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通信手段を媒介として保険契約者に対して引受意思の表示を行い、保険契約の条件等を記載した通知書および申込書を送付するものとします。保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ送付するものとします。この場合は、保険契約者は通知書および申込書に記載された保険契約の条件

等の変更を行うことはできません。

- (4) 保険契約者が(3)の通知書および申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行った場合は、当会社は、引受意思の表示を行わなかったものとします。この場合は、当会社は、保険契約者が(1)の①の方法により保険契約の申込みをしたものとしてこの特約の規定を適用します。
- (5) 当会社は、この特約により、(2)の場合においては当会社が通知書を保険契約者に送付した時以後、(3)の場合においては当会社が引受意思の表示を行った時以後、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第2条（解 除－申込書が送付されない場合）

保険契約者により前条(3)の申込書が所定の期間内に当会社へ送付されない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、当会社が引受意思の表示を行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、第1条（保険契約の申込み）(1)の②の適用にあたっては、普通保険約款基本条項の定義中「保険契約申込書の記載事項とすることによって」とあるのを「通信手段を媒介とすることによって」に、同条項第3条（告知義務）中「保険契約締結の際」とあるのを「申込意思の表示の際」にそれぞれ読み替えるものとします。

9-7 インターネット特約

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語	定 義
契約情報画面	契約情報提示・入力画面をいいます。
重要事項	保険契約の契約内容のうち重要な事項をいいます。
通信手段	情報処理機器等の通信手段をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介とし、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約情報画面を保険契約者に明示するものとします。
- (3) 当会社は、重要事項を、契約情報画面に表示するものとします。
- (4) 保険契約者は、重要事項を確認および同意したうえで契約情報画面に定められた必要な事項を入力し、当会社へ送信するものとします。
- (5) 当会社は、この特約により、保険契約者が(4)の契約情報画面を送信した時以後、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第2条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第3条（当会社への通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までに規定する通知（注）を、通信手段により行うことができます。
- ① 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）(1)および(8)
- ② 同条項第6条（契約自動車の譲渡）(1)
- ③ 同条項第7条（契約自動車の入替）(1)
- ④ 同条項第8条（契約内容の変更）(1)
- ⑤ 上記①から④までのほか、この保険契約に付帯される特約の規定に定めるもの
- (2) (1)の通知を行う場合は、第1条（保険契約の申込み）および前条中、「保

険契約の申込み」とあるのを「保険契約の変更通知」に、「申込意思の表示」とあるのを「変更通知」に、「保険契約引受けの可否」とあるのを「保険契約変更の可否」に、「引受けを行うもの」とあるのを「変更を承認するもの」に、「この保険契約」とあるのを「この変更手続き」にそれぞれ読み替えて、第1条および前条の規定を適用します。ただし、(1)の①の通知については、第1条(2)の規定は適用しません。

(注)①から⑤までに規定する通知

当会社が、通信手段を介して通知可能な事項として定めた通知事項で、かつ、通信手段を介して明示したものにかぎります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「契約情報画面の入力事項」に、「保険契約申込書に記載」とあるのを「契約情報画面に入力」に、「保険契約締結の際に当会社が交付する書面等」とあるのを「契約情報画面の重要事項」に、「書面」とあるのを「通信手段」にそれぞれ読み替えるものとします。

共同保険に関わる特約

10-1 共同保険特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

解除の場合の保険料の取扱い一覧

普通保険約款および付帯された特約の規定により、この保険契約が解除された場合の保険料の取扱いは次の区分によるものとします。

1. 保険料の取扱い

解除の根拠		取扱い方法
① 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）(2)		月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
② 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）(2)または(6)		月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
③ 普通保険約款基本条項第6条（契約自動車の譲渡）(3)または第7条（契約自動車の入替）(4)	ア. 保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由による場合	日割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
	イ. 上記ア. 以外の場合	月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
④ 普通保険約款基本条項第12条（重大事由による解除）(1)		月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。
⑤ 普通保険約款基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解除）		月割計算（注）により算定した額を返還し、または請求できます。
⑥ この保険契約に付帯される特約の規定		月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。

（注）保険契約者が次の事由によりこの保険契約を解除する場合で、かつ、当会社の定める条件を満たすときは、日割計算によるものとします。

解除の事由	具 体 例
現在の保険契約を継続することができない場合	記名被保険者が個人事業主である場合で、その個人事業主が法人に変更されるとき、または記名被保険者が法人である場合で、その法人が個人事業主に変更されるとき。
	記名被保険者が法人であり、かつ、その事業の一部を分離し、分離された事業の遂行を目的とする新たな法人を設立する場合で、分離・独立した法人を記名被保険者とする保険契約の契約自動車が、この保険契約の契約自動車となるとき。
	記名被保険者が法人であり、かつ、その事業の全部または一部を構成する権利義務関係を他の会社に包括的に承継させる場合で、会社分割後の法人を記名被保険者とする保険契約の契約自動車が、この保険契約の契約自動車となるとき。
	記名被保険者が法人である場合で、記名被保険者を含む2以上の法人が法令上の規定に基づき合併するとき。
契約形態の変更が行われる場合	この保険契約を含む2以上の保険契約の保険期間の初日および末日を統一する場合
	全車両一括特約を付帯した保険契約を締結する場合で、その保険契約の契約自動車が、この保険契約の契約自動車となるとき。
	この保険契約にノンフリート多数割引が適用されている場合

2. 返還する保険料の計算方法

原則として、当会社は、保険証券記載の払込方法および保険期間に対応する次の①および②に定める算式により算出された額を返還します。ただし、算出された額が「マイナス」となる場合は、当会社はその額を請求することができません。

① 1. の取扱い方法が月割計算の場合

保険期間		1 年契約	短期契約		長期契約
			月割短期率 計算で契約 されたもの	日割計算 で契約さ れたもの	
払込方法					
保険料一括払特約 保険料一括払特約（即時払）		(1)	(3)	(5)	(7)
保険料分割払特約 保険料分割払特約（大口口座振替）		(2)			
保険料分割払特約（大口）		(2)	(4)	(6)	
保険料分割払特約（長期契約）	年 払				(1)
	月 払				(2)
団体扱一括払特約		(1)	(3)		
団体扱分割払特約（一般A） 団体扱分割払特約（一般B） 団体扱分割払特約（一般C） 団体扱分割払特約（口座振替用）		(2)			
集団扱特約	一括払	(1)	(3)		
	分割払	(2)			

(1)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間に対応する月数}}}{12} \right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(2)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間に対応する月数}}}{12} \right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$$\boxed{\text{分割保険料}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$$

(A)－(B)＝返還保険料

(3)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間に対応する月数}}}{\boxed{\text{保険期間に対応する月数}}} \right) = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(4)の算式

$$\left[\text{この保険契約に定められた保険料の総額} \right] \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月数}}{\text{保険期間に対応する月数}} \right) = \text{未経過保険料(A)}$$

$$\left[\text{分割保険料} \right] \times \left[\text{未払込回数} \right] = \text{未払込分割保険料(B)}$$

$$(A) - (B) = \text{返還保険料}$$

(5)の算式

$$\left[\text{この保険契約に定められた保険料の総額} \right] \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月数}}{12} \times \frac{365 \text{日}}{\text{保険期間日数}} \right) = \text{未経過保険料(A)}$$

$$\left[\text{未払込保険料(B)} \right]$$

$$(A) - (B) = \text{返還保険料}$$

(6)の算式

$$\left[\text{この保険契約に定められた保険料の総額} \right] \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月数}}{12} \times \frac{365 \text{日}}{\text{保険期間日数}} \right) = \text{未経過保険料(A)}$$

$$\left[\text{分割保険料} \right] \times \left[\text{未払込回数} \right] = \text{未払込分割保険料(B)}$$

$$(A) - (B) = \text{返還保険料}$$

(7)の算式

$$\left[\text{この保険契約に定められた保険料の総額のうち解除日の属する保険年度に相当する保険料} \right] \times \left(1 - \frac{\text{解除日の属する保険年度の既経過期間に対する月数}}{\text{解除日の属する保険年度の保険期間に対応する月数}} \right) + \left[\text{この保険契約に定められた保険料の総額のうち解除日の属する保険年度の翌年度以降に相当する保険料} \right] = \text{未経過保険料(A)}$$

$$\left[\text{未払込保険料(B)} \right]$$

$$(A) - (B) = \text{返還保険料}$$

② 1. の取扱い方法が日割計算の場合

払込方法 \ 保険期間	1年契約	短期契約		長期契約
		月割短期率 計算で契約 されたもの	日割計算 で契約さ れたもの	
保険料一括払特約 保険料一括払特約（即時払）	(8)	(10)	(10)	(12)
保険料分割払特約 保険料分割払特約（大口口座振替）	(9)			
保険料分割払特約（大口）	(9)	(11)	(11)	

保険料分割払特約（長期契約）	年 払				(8)
	月 払				(9)
団体扱一括払特約		(8)	(10)		
団体扱分割払特約（一般A）		(9)			
団体扱分割払特約（一般B）					
団体扱分割払特約（一般C）					
団体扱分割払特約（□座振替用）					
集団扱特約	一括払	(8)	(10)		
	分割払	(9)			

(8)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \boxed{\frac{\text{未経過日数}}{365\text{日}}} = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(9)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \boxed{\frac{\text{未経過日数}}{365\text{日}}} = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$$\boxed{\text{分割保険料}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$$

(A)－(B)＝返還保険料

(10)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \boxed{\frac{\text{未経過日数}}{\text{保険期間日数}}} = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$\boxed{\text{未払込保険料(B)}}$

(A)－(B)＝返還保険料

(11)の算式

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \boxed{\frac{\text{未経過日数}}{\text{保険期間日数}}} = \boxed{\text{未経過保険料(A)}}$$

$$\boxed{\text{分割保険料}} \times \boxed{\text{未払込回数}} = \boxed{\text{未払込分割保険料(B)}}$$

(A)－(B)＝返還保険料

(12)の算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{この保険契約に} \\ \text{定められた保険} \\ \text{料の総額のうち} \\ \text{解除日の属する} \\ \text{保険年度に相当} \\ \text{する保険料} \\ \hline \end{array} \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{解除日の属す} \\ \text{る保険年度の} \\ \text{未経過日数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{解除日の属す} \\ \text{る保険年度の} \\ \text{保険期間日数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{この保険契約に定} \\ \text{められた保険料の} \\ \text{うち解除日の属す} \\ \text{る保険年度の翌年} \\ \text{度以降に相当する} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{未経過} \\ \text{保険料} \\ \text{(A)} \\ \hline \end{array}$$

未払込保険料(B)

$$(A) - (B) = \text{返還保険料}$$

注1 払込方法が保険料分割払特約（長期契約）の場合は、対応する算式を次のとおりとします。

- (1) 「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日の属する保険年度に相当する保険料」とします。
- (2) 「既経過期間」を「解除日の属する保険年度の既経過期間」とします。
- (3) 「未経過日数」を「解除日の属する保険年度の未経過日数」とします。
- (4) 「未払込保険料」を「解除日の属する保険年度の未払込保険料」とします。
- (5) 「未払込回数」を「解除日の属する保険年度の未払込回数」とします。

注2 この保険契約において契約条件の変更（普通保険約款基本条項第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の①から⑤のいずれかに該当する事由をいいます。）が行われている場合は、対応する算式を次のとおりとします。なお、保険期間の途中で、新たな自動車をこの保険契約に追加した場合において、この保険契約が解除されたときの保険料は、この2. によらず当会社の定めるところにより計算します。

- (1) 「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日時点における契約条件に基づく保険料の総額」とします。
- (2) 保険料を分割して返還し、または追加保険料を分割して請求しているときは、「分割保険料」を「この保険契約締結の時の分割保険料にその分割して返還する保険料を減じ、またはその分割して請求する追加保険料を加えた額」とします。

注3 既経過期間、未経過期間および保険期間について、1か月に満たない日数がある場合は、これを1か月とします。

注4 返還保険料に、10円未満の端数が生じた場合は、円位を四捨五入して10円単位とします。なお、算式の計算過程において生じる端数の取扱いについては、当会社の定めるところによります。

用途・車種別免責金額（自己負担額）表

1 対物賠償保険の免責金額（自己負担額）

用 途 ・ 車 種	免責金額（自己負担額）（単位：万円）	
	ノンフリート契約	フリート契約
二 輪 自 動 車	0	0
	3	3
	5	5
	10	10
原 動 機 付 自 転 車 農 耕 作 業 用 自 動 車	0	0
	3	3
	5	5
上 記 以 外 の 用 途・車 種	0	0
	3	3
	5	5
	10	10
	15	15
	20	20

2 車両保険の免責金額（自己負担額）

(1) 車両保険（(2)および(3)で定める車両保険を除く。）

① ノンフリート契約

用 途 ・ 車 種	免責金額（自己負担額）（単位：万円）	
	第1回目の事故のとき	第2回目以降の事故のとき
二 輪 自 動 車	5	5
原 動 機 付 自 転 車 農 耕 作 業 用 自 動 車	1	1
上 記 以 外 の 用 途・車 種	0	10
	5	10
	0	0
	3	3
	5	5
	7	7
	10	10
	15	15
	20	20

※レンタカー・教習用自動車の場合は、②フリート契約と同様の免責金額となります。

② フリート契約

用 途 ・ 車 種	免責金額（自己負担額）（単位：万円）
二 輪 自 動 車	5
原 動 機 付 自 転 車 農 耕 作 業 用 自 動 車	1
上 記 以 外 の 用 途・車 種	0
	3
	5
	7
	10
	15
	20

(2) 車両危険限定特約(A)が付帯されている車両保険（車対車衝突危険限定特約とあわせて車両危険限定特約(A)が付帯されている車両保険を除く。）

用 途 ・ 車 種	免責金額（自己負担額）（単位：万円）
車 両 危 険 限 定 特 約 (A) の 適 用 対 象 用 途・車 種	0
	5
	7
	7

(3) 車両危険限定特約(B)が付帯されている車両保険

用 途 ・ 車 種	免責金額（自己負担額）（単位：万円）
自家用普通乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 軽家三輪自動車 営業用普通乗用車 営業用小型貨物車 営業用軽四輪貨物車 営業用家三輪自動車 営業用三輪自動車 特種用途自動車（キャンピング車） 特種用途自動車（キャンピング車以外） 小型ダンプカー 三輪ダンプカー	1
上記以外の車両危険限定特約(B)の適用対象用途・車種	3
	5

損保ジャパンのサービスと 相談窓口



ロードアシスタンス(スーパー安心サポート)

ロードアシスタンスをご利用になる場合は、JAF・業者などへ連絡する前に必ずロードアシスタンス専用デスク(0120-365-110)にご連絡ください。

ロードアシスタンスの対象となるご契約

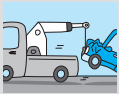
ご契約の自動車が自家用8車種※で「車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)」を適用しているご契約	左記以外のご契約
○	×

※自家用8車種とは用途・車種が「自家用普通乗用車」、「自家用小型乗用車」、「自家用軽四輪乗用車」、「自家用小型貨物車」、「自家用軽四輪貨物車」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)」または「特種用途自動車(キャンピング車)」である自動車をいいます。

ロードアシスタンスの内容

ご契約の自動車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合※は、ロードアシスタンス専用デスク(以下「専用デスク」といいます。)にお電話ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーけん引や、自力走行回復のための現場での30分程度の緊急修理など下表記載のロードアシスタンスをキャッシュレスにて実施します。

(注) 専用デスクにご連絡なく、損保ジャパンがお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合は、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。

レッカー (最寄り 搬入先まで) 	事故や故障により自力走行できなくなった場合※に、現場に急行し、最寄りの搬入先まで自動車をレッカーけん引します。 ロードアシスタンスの対象となるレッカーけん引距離 <table><tr><td>JAF会員</td><td>最長45km^(注) 事故・故障の現場から45km以内に搬入先がない場合に限り、45kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。</td></tr><tr><td>JAF会員 以外</td><td>最長30km</td></tr></table> (注) JAF会員の場合は、損保ジャパンが提供しているレッカーサービスにJAFが提供している会員サービスの15kmが加算され、最長45kmとなります。	JAF会員	最長45km ^(注) 事故・故障の現場から45km以内に搬入先がない場合に限り、45kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。	JAF会員 以外	最長30km	
JAF会員	最長45km ^(注) 事故・故障の現場から45km以内に搬入先がない場合に限り、45kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。					
JAF会員 以外	最長30km					
緊急修理 (30分程度) 	故障やトラブルにより自力走行できなくなった場合※に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急修理を行います。 <table><tr><td rowspan="4">主な事例</td><td>バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)</td></tr><tr><td>キー閉じこみ時の鍵開け (イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両では、サービスのご提供ができない場合があります。)</td></tr><tr><td>パンク時のスペアタイヤ交換</td></tr><tr><td>溝に落輪した場合の引き上げ作業</td></tr></table> 【ご注意】 ・現場にて30分程度で対応できないケースは、作業費用が有料になる場合があります。 ・クレーン作業などの特殊作業が発生した場合はお客さまのご負担となります。	主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)	キー閉じこみ時の鍵開け (イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両では、サービスのご提供ができない場合があります。)	パンク時のスペアタイヤ交換	溝に落輪した場合の引き上げ作業
主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)					
	キー閉じこみ時の鍵開け (イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両では、サービスのご提供ができない場合があります。)					
	パンク時のスペアタイヤ交換					
	溝に落輪した場合の引き上げ作業					
燃料切れ 時の給油 	燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。 最大10リットルまで無料 【ご注意】 ・1保険年度1回かぎり対象となります。 ・自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象なりません。					

※「自力走行できなくなった場合」とは、事故・故障で動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

ロードアシスタンスの費用

- 専用デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードアシスタンスをキャッシュレスにてご利用いただけます。
- 専用デスクにご連絡なく、損保ジャパンがお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合は、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。

(注) ロードアシスタンスの内容を超過する作業が発生した場合は、後日、超過分の費用についてお客さまにご請求させていただきます。

お客さまがJAF会員の場合

(ロードアシスタンスはJAFにお取り次ぎします。)

JAFにてロードアシスタンス実施時にJAF会員証をご提示いただくことで、ロードアシスタンスの対象となるレッカー距離を45kmとし、事故・故障の現場から45km以内に搬入先がない場合にかぎり、45kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象とします。

(注) 事故・故障の形態によっては、損保ジャパンの判断により、他のロードアシスタンス業者にお取り次ぎする場合があります。

ご利用にあたって(ご注意)

- ロードアシスタンスが必要な場合は、JAF・業者などへ連絡する前に必ずロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。
- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、損保ジャパンがお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合は、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。
- 下記の場合は、ロードアシスタンスの対象となりません。
 - ・自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ
 - ・車検切れ、廃車予定、けん引不可能な構造の車両
 - ・大事故、転落など保有する装備で作業が不可能な場合
 - ・チェーン脱着作業や積雪による走行困難など、故障でない場合(JAF会員は対象)
 - ・違法改造車、無免許運転、飲酒運転など、法律に違反している場合
 - ・道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくは麻薬などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合
 - ・地震、噴火、津波など天災に起因する場合
 - ・戦争、暴動危険、原子力などに起因する場合
 - ・一部離島やレッカー車などの立ち入りができない場所など、サービス提供不可能な地域
 - ・レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツなど、使用方法が通常の自動車走行と異なる場合
 - ・雪道、泥道、砂浜などにおけるタイヤのスリップやスタックなど、単に走行が困難な場合(JAF会員は対象)
- 下記の費用は、ロードアシスタンスの対象となりません。
 - ・JAF入会金、年会費
 - ・部品代
 - ・消耗品代
 - ・クレーン作業などの特殊作業費用
 - ・パンク修理の作業費用(出勤費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。また、JAF会員の場合は作業費用も対象となります。)
 - ・事故、故障以外での点検費用
 - ・修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引費用
 - ・故意による、事故や故障時の作業費用
- 車両保険でお支払いの対象となる費用については、保険金でお支払いします。そのため、車両保険でお支払いした場合はノンフリート等級別料率制度における事故の件数にカウントされ、翌年度の等級が下がったり、また、等級がすえおきとなったりすることがあります。
- 損保ジャパンはロードアシスタンスの運営実施を(株)プレステージ・インターナショナルへ委託しています。
- ロードアシスタンスの内容は、ご案内せずに変更となる場合があります。

損保ジャパンのWEBサービス

～交通安全とハッピーなカーライフを願って～



<http://www.sompo-japan.co.jp>

事故防止倶楽部

法人のお客さまに

企業の自動車事故防止活動をサポートする、お客さま専用のサービスです。安全運転管理体制チェック「RM診断25」や「WEB危険予測診断」など豊富なメニューをご用意しています。損保ジャパンホームページ「法人のお客さま」コーナーからアクセスしてください。

※ログインはお客さまの自動車保険証券番号を入力してください。

すべてのお客さまに

クルマのあんぜん教室

インターネットで毎日の交通安全を考えるサイトです。交通安全のための運転適性検査ゲームやアニメーションなどお子さまからベテランドライバーまでだれでもご利用いただけます。損保ジャパンホームページからアクセスしてください。

クルマのあんぜん教室

<http://www.sompo-japan.co.jp>



損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」

補償の内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなお質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

◆パソコン版ホームページ

<http://www.sompo-japan.co.jp>

損保ジャパン

検索

◆携帯電話版ホームページ

<http://m.sompo-japan.co.jp>

※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ対応

※一部機種ではご利用できない場合があります。



相談窓口

社内相談窓口

損保ジャパンの保険金お支払いに関するご相談・ご不満・苦情を承る窓口です。

損保ジャパン
支払ご相談窓口

 **0120-668-292**

【受付時間】平日：午前9時～午後5時

※携帯電話・PHSからもご利用になることができます。

(土曜・日曜・祝日および年末年始を除きます。)

社外相談窓口

自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合は、損保ジャパンの全国営業・サービス網のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談などに応じていますので、あわせてご利用ください。なお、これらの設置場所および連絡先については、小冊子を用意いたしておりますので、損保ジャパンの全国営業・サービス網にお問い合わせください。

1. 自動車保険請求相談センター（平成21年10月末現在）

日本損害保険協会が全国48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続などについて、ご説明、ご相談を行っています。

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1	011(290)1881	四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025	大津	大津市中央3-1-8	077(525)3954
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495	京都	京都市中京区烏丸通錦小路上手清水町662	075(211)9601
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922	大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
仙台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022(223)9222	奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589	和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
郡山	郡山市駅前2-10-15	024(933)4850	神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
新潟	新潟市中央区本町通七番町1082	025(228)8233	鳥取	鳥取市今町1-103	0857(24)4233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693	松江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463	岡山	岡山市北区幸町8-22	086(232)7020
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463	広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955	山口	山口市京都町7-11	083(925)0999
東京	千代田区神田淡路町2-9	03(3255)1377	高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216	徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316	松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582	高知	高知市堺町2-26	088(825)0318
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335	福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211	佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
静岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054(252)3334	長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294	大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043

金 沢	金沢市南町5-16	076(232)0214	熊 本	熊本市辛島町8-23	096(324)8740
福 井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282	宮 崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
名古屋	名古屋市中区栄4-5-3	052(263)7875	鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
岐 阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513	沖 縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

2. そんがいほけん相談室

日本損害保険協会が全国11か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含む損害保険全般について、ご説明、ご相談の受付および苦情の受付を行っています。

中立の第三者機関による示談あっせん制度

損保ジャパンがお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、ご不満が生じたときには、中立でかつ独立した次の機関をご利用いただくことができます。

1. 財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談のあっせんに無料で対応しています。

(示談のあっせんをしている主な相談所) (平成21年10月末現在)

相談所名	所 在 地	電話番号
本 部	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03 (3581) 4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011 (251) 7730
岩 手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019 (623) 5005
仙 台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022 (223) 2383
山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023 (635) 3648
水 戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029 (221) 3501
栃 木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会館内	028 (622) 2008
前 橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027 (234) 9321
埼 玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048 (710) 5666
千 葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043 (227) 8530
東 京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03 (3581) 1782
横 浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045 (211) 7700
山 梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055 (235) 7202
新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025 (222) 5533
富 山	富山市長柄町3-4-1 弁護士会内	076 (421) 4811
福 井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 弁護士会内	0776 (23) 5255
岐 阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058 (265) 0020
静 岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054 (252) 0008
沼 津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055 (931) 1848
浜 松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053 (455) 3009
名 古 屋	[相談]名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター [示談あっせん]名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052 (252) 0044 052 (221) 7097
三 重	津市中央3-23 弁護士会内	059 (228) 2232
京 都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075 (231) 2378
大 阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06 (6364) 8289
神 戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 弁護士会館内	078 (341) 1717
奈 良	奈良市中筋町22-1 弁護士会内	0742 (26) 3532
岡 山	岡山市北区南方1-8-29 弁護士会内	086 (234) 5888

広 島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082 (225) 1600
高 松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087 (822) 3693
愛 媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089 (941) 6279
高 知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088 (822) 4867
福 岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル5階	092 (741) 3208
北 九 州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093 (561) 0360
佐 賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952 (24) 3411
熊 本	熊本市水道町1番23号 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096 (325) 0009
鹿 児 島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099 (226) 3765
那 覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室	098 (835) 4343

2. 財団法人交通事故紛争処理センター（平成21年10月末現在）

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解のあっせんを行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
本 部	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03 (3346) 1756
札 幌 支 部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011 (281) 3241
仙 台 支 部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022 (263) 7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052 (581) 9491
大 阪 支 部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06 (6227) 0277
広 島 支 部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082 (249) 5421
高 松 支 部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087 (822) 5005
福 岡 支 部	福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神10階	092 (721) 0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048 (650) 5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076 (234) 6650

あ

安心更新サポート特約	250
安全運転教育費用特約	199
インターネット特約	258
運転者限定特約	123
運転者年齢条件特約	122

か

基本条項	80
休車費用特約	166
共同保険特約	259
クレジットカード払特約	226
継続うっかり特約	252
契約自動車の入替自動補償特約	249
契約自動車の盗難事故対象外特約	162
けん引自動車の対物賠償保険に関する特約	126
個人情報対策費用特約	204
個人賠償責任特約	191

さ

事故時代車費用特約	164
地震・噴火・津波車両損害特約	160
地震・噴火・津波搭乗者傷害特約	140
自損事故傷害特約	145
自賠責適用除外車対人賠償特約	124
車対車自己負担なし特約	154
車対車衝突危険限定特約	160
車両価額協定特約	149
車両価額協定不適用特約	151
車両危険限定特約(A)	161
車両危険限定特約(B)	161
車両条項	74
車両新価特約	151
車両積載動産特約	183
車両全損修理時特約	154
車両費用保険の修理費優先支払特約	159
車両保険の適用範囲に関する特約	162
車両臨時費用対象外特約	162
集団扱特約	244
集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	249
集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約	247
集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約	246
宿泊・移動費用特約	165
受託貨物賠償責任特約	196
初回口振特約	225
初回追加保険料30日猶予特約	228
新クレジットカード払特約	227
人身契約自動車搭乗中のみ特約	127
人身傷害補償条項	67
積載中の売上金盗難特約	202
全車両一括特約	255

た

対人賠償責任条項	54
対人臨時費用対象外特約	124
対物全損時修理差額費用特約	124
対物賠償責任条項	60
他車運転特約	168
他車運転特約(二輪・原付)	171
団体扱一括払特約	239
団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	243
団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約	242
団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約	241
団体扱分割払特約	235
団体扱分割払特約(一般A)	229
団体扱分割払特約(一般B)	231
団体扱分割払特約(一般C)	233
団体扱分割払特約(口座振替用)	237
通販特約	257
等級プロテクト特約	168
搭乗者傷害特約(医療保険金なし)	136
搭乗者傷害特約(日額払)	132
搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)	127
搭乗中の犯罪被害傷害特約	199

は

バスの人身保険金支払特約	127
バスの搭乗者傷害保険金支払特約	139
ファミリーバイク特約(自損)	177
ファミリーバイク特約(人身)	176
部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	139
ブーム対象外特約	163
弁護士費用特約	187
保険料一括払特約	206
保険料一括払特約(即時払)	209
保険料分割払特約	210
保険料分割払特約(大口)	217
保険料分割払特約(大口口座振替)	214
保険料分割払特約(長期契約)	220

ま

無保険車傷害特約	141
----------	-----

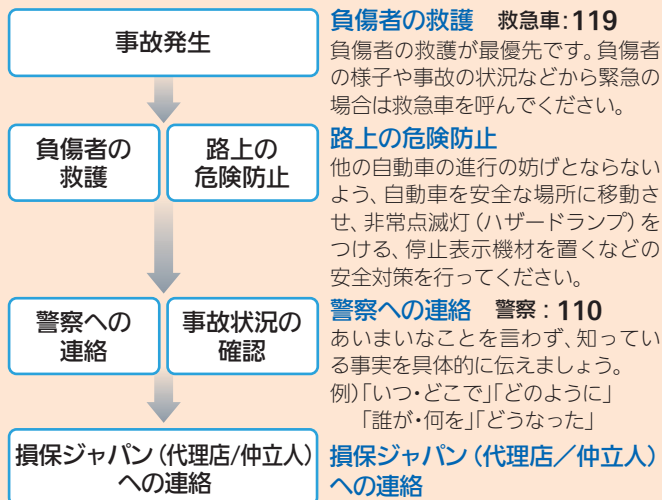
ら

リースカーに関する特約	254
リースカーの車両費用保険特約	155
臨時代替自動車特約	173
レンタカーの対物賠償保険に関する特約	125

ご契約から事故のアドバイスまで損保ジャパンがサポートします。

もしも 事故にあわれたら

事故の際の行動のフローチャートと注意点



できるだけ早く、次のことを電話連絡してください。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 契約者名・運転者名 | ⑤ 事故の状況 |
| ② 証券番号 | ⑥ 損害の程度 |
| ③ 事故車の登録番号 | ⑦ 相手方の住所・氏名・連絡先 |
| ④ 事故の日時・場所 | ⑧ 目撃者の住所・氏名・連絡先 |

24時間365日事故受付・初期対応

事故サポートデスク
フリーダイヤル

 0120-256-110

【営業時間】 24時間365日

商品に関するお問い合わせ

お客さま
フリーダイヤル

 0120-888-089

【受付時間】 平 日：午前9時～午後8時
土日 祝日：午前9時～午後5時
(12/31～1/3は休業)



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03 (3349) 3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>